

令和6年第7回（12月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
1	5	牛丸 圭也	1. 辰野町 PR 動画について 2. デマンドバスおのりーなについて	4
2	3	栗林 俊彦	1. 人口減少対策（少子化対策）への取り組みについて 2. 荒神山スポーツ公園の開発事業について 3. 辰野町の図書館事業、読書活動推進（活字離れ対策）について	15
3	4	吉澤 光雄	1. 物価高対策について 2. 役場窓口のプライバシー保護について 3. 有害鳥獣対策強化について 4. 町3ヵ年実施計画について 5. 非正規職員の処遇改善について	28
4	7	向山 光	1. 板沢地区最終処分場建設計画について 2. 平和行政の推進と平和教育、郷土教育の推進について 3. 森林整備のための諸課題について 4. 職員給与の改定について	41
5	9	高木 智香	1. 生理の貧困問題について 2. 世帯分離について 3. 認知症等の見守りにについて 4. 高齢者緊急通報システムについて	55
6	13	津谷 彰	1. 小中学校の給食費無償化について 2. だれもが投票しやすい優しい環境づくりについて 3. GIGA スクール端末の更新について	69

7	2	松澤千代子	1. 病気の早期発見と辰野病院のお手軽検診等患者からの要望について 2. 学校あり方検討会について 3. 町教育委員会の目標について 4. 空き家に巣くった蜂の巣の処理について	83
-------------------	---	-------	---	----

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
8	1	古村 幹夫	1. 防災・減災の取り組みについて 2. 町が事務局を担う団体の活動資金について 3. 生産森林組合に対する支援策について	99
9	8	樋口 博美	1. 辰野病院の経営について 2. 有害鳥獣対策について 3. 日本赤十字奉仕団の改革について 4. 税収の確保について	114
10	12	小林テル子	1. 辰野町における一人暮らし、孤立、孤独の状況把握と対策について 2. 松枯れ対策の進行状況について 3. 国道 153 号の安心安全の具体化について 4. 令和 7 年度学校給食に減農薬米を導入する取り組みについて	127
11	10	林 政美	1. 地域計画の重要性について 2. 有機農業の推進について 3. 持続可能な農業の実現について 4. 工業振興と展望について 5. 行政らしい人づくりについて	141
12	11	本田 光陽	1. 若者の居場所整備について 2. 自治組織のあり方の検討について 3. 公共施設の管理計画に関して 4. 町の情報発信とブランド形成に関して	156

令和6年第7回辰野町議会定例会会議録（8日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和6年12月9日 午前9時30分
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 13名

1番	古村幹夫	2番	松澤千代子
3番	栗林俊彦	4番	吉澤光雄
5番	牛丸圭也	7番	向山光
8番	樋口博美	9番	高木智香
10番	林政美	11番	本田光陽
12番	小林テル子	13番	津谷彰
14番	舟橋秀仁		

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	総務課長	加藤恒男
まちづくり政策課長	三浦秀治	D X推進担当課長	赤羽謙一
住民税務課長	桑原高広	保健福祉課長	竹村智博
子育て応援課長	高倉健一郎	産業振興課長	岡田圭助
事業者支援担当課長	菅沼隆之	建設水道課長	熊谷健司
会計管理者	上島淑恵	学校支援課長	小澤靖一
学びの支援課長	福島永	辰野病院事務長	桑原さゆり

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	菅沼由紀
議会事務局庶務係長	小林志帆

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第1番	古村幹夫
議席 第2番	松澤千代子

8. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さんおはようございます。傍聴の皆さんにおかれましては、早朝よりご来場いただきまして誠にありがとうございます。定足数に達しておりますので、令和6年第7回定例会、第8日目の会議は成立いたしました。欠席の届出ですが小澤睦美議員より提出されておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。3日正午までに通告がありました、一般質問通告者12人全員に対して、質問を許可いたします。質問答弁を含めて一人50分以内として、進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位 1 番	議席 5 番	牛 丸 圭 也 議員
質問順位 2 番	議席 3 番	栗 林 俊 彦 議員
質問順位 3 番	議席 4 番	吉 澤 光 雄 議員
質問順位 4 番	議席 7 番	向 山 光 議員
質問順位 5 番	議席 9 番	高 木 智 香 議員
質問順位 6 番	議席 13 番	津 谷 彰 議員
質問順位 7 番	議席 2 番	松 澤 千代子 議員
質問順位 8 番	議席 1 番	古 村 幹 夫 議員
質問順位 9 番	議席 8 番	樋 口 博 美 議員
質問順位 10 番	議席 12 番	小 林 テル子 議員
質問順位 11 番	議席 10 番	林 政 美 議員
質問順位 12 番	議席 11 番	本 田 光 陽 議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席5番、牛丸圭也議員。

【質問順位1番 議席5番 牛丸 圭也 議員】

○牛 丸 (5 番)

能登半島地震義援金ガチャが27日までの実施となっております。先日、4つ目の黒いカプセルが出ました。本日、身に着けているキラキラのものがそれです。お気に入りです。思えば、最初のガチャが黒いカプセルだったのがきっかけではまってしまいました。以来1年間、私も町民の皆様もガチャを大いに楽しんだことと思います。辰年の辰野町、全国で辰の文字が付く唯一の自治体辰野町、オリジナルロゴの記念企画

と震災に対する援助を結びつけた素晴らしい企画でした。私もオリジナルの缶バッジを制作するに至っており、制作の苦労も体験いたしました。終了が寂しく思います。昨年の中学生議会で提案されました小野区五差路のカラー舗装工事が、11月29日に完了いたしました。中学生の声が届き実現した要望です。ほかにも実現した提案もございます。提案者はこのことを今後、記憶に留め忘れることはないでしょう。達成したことに自己肯定感が持て、ひいては定住に繋がりそうな素晴らしい対応でした。さて、本日、質問順位は1番になりました。一般質問の町民ホールとYouTubeへの生配信の1番手でもあります。新しい機材も揃い素晴らしい舞台を整えていただき、身の引き締まる思いです。名誉と心地よい緊張感を感じながら、本日も一般質問に臨みます。それでは事前通告に従い質問させていただきます。まず辰野町PR動画についてお尋ねいたします。研修などで他の自治体に赴きますと、会議開始前のイントロダクションとして、その地区の魅力や特徴を発信する動画を見せていただくことが多いです。初めて訪れた土地の情報や魅力を短時間でアピールできる素晴らしいツールだと思っております。そこでネットにアップロードされている当町の動画を見てみますと、各団体がそれぞれ制作した素晴らしい動画はありますが、町が主体的に制作したPR動画は見つかりませんでした。上伊那8市町村で見ますとPR動画がないのは、飯島町と辰野町であるようです。中で素晴らしいと思ったのは、伊那市と宮田村と中川村です。伊那市はYouTubeチャンネルに専門チャンネルを設定して、地域の人々の生活や伝統、文化、子どもたちの豊かな表情、そして美しい自然環境など市の魅力を市内外へ発信する「イーナ・ムービーズ-なつかしい未来-」として、移住定住をテーマにした芸術作品ともいえるべき作品を制作公開しています。宮田村は映画の予告編のような動画が多数、企画がとても面白いです。中川村はオリジナル曲をバックにした発足60周年記念PR動画があります。そのほか周辺市町村に目を向けますと、岡谷市、諏訪市、茅野市、塩尻市、松本市、安曇野市など近隣の市はYouTubeに公式チャンネルがあり、動画で様々な情報を発信しています。富士見町は季節の観光動画、原村は移住プロモーション動画、山形村では地域おこし協力隊が制作している動画があります。上伊那8市町村や隣接市町村の状況を検索で調べますと、公式PR動画のない自治体の方が圧倒的に少ないです。自治体が動画を制作し、様々な告知をしている様子がうかがえます。そこで質問です。現在、ネット上に町のPR動画がない状況についてどうお考えかご答弁願います。

○町 長

まずは、牛丸議員先ほど缶バッジガチャについて触れていただきました。辰年缶バッジガチャを設置以来ですね、本当に数多くのご利用いただきまして、また至るところで宣伝もしていただきまして本当にありがとうございます。またご自身でもオリジナルの缶バッジを作成するなど、本当にすごいアイディア豊富な議員だなと常々感心しております。さて町の PR 動画がない状況はとのご質問にお答えさせていただきます。自治体 PR 動画は地域の魅力や特産品、観光スポット等を紹介して地域の認知度を高め、観光客や移住者等多くの方を呼び込むなどを目的に制作され、ホームページや SNS で見ることができます。町でも平成 28 年度に国の地方創生加速化交付金、平成 29 年度に地方創生推進交付金を活用して PR 動画を作成いたしました。また当時の地域おこし協力隊の協力により、動画の作成も行っております。これらの動画は辰野町のホームページ内、信州辰野町移住・定住応援サイト「たつの暮らし」に掲載されておりまして、閲覧をしていただくことが現在でも可能となっております。このほか動画投稿サイトにも様々な辰野町の PR 動画が掲載されてきております。詳細は担当課長よりご説明させていただきます。

○まちづくり政策課長

たつの暮らし内の PR 動画、魅力を発信する動画は 19 作品アップされておりまして、「辰野町ってどんな所」これは『田舎体験施設辰野町』というタイトルですが、変わらないもの等をですね、町が制作会社に委託をしまして作成したものであります。内容がストーリー仕立てとなっていることから、作成費用が相当程度かかっているところであります。この『田舎体験施設辰野町』というのがですね、町の PR の動画と今では象徴的なものかなというふうに思っております。町の地図などが載っておりまして、こういったとこなのかというのをストーリー仕立てでなってるものであります。また、ど真ん中ウェディングなどほかの動画については、協力隊の工夫によりまして制作されているものでございまして、そのほかの団体により作成されたもので紹介をしているところでございます。地域おこし協力隊の取り組み、また、町にゆかりのある方の紹介などジャンルが様々で、移住希望者でたつの暮らしを訪れた方用に紹介していると言えるかなというふうに思っております。議員さんおっしゃるとおりですね行政チャンネル、行政情報の中での閲覧というものは今のところできていないのかなというふうに思っております。中には作成したときから 6 年くらいが経過してきて

いるものもございまして、映像の内容やホームページ内での閲覧の仕方について時代の流れ等を含めて、検討していく必要があるというふうに認識しております。以上であります。

○牛 丸 (5 番)

今のアップロードされてる状況を見ますと、ピンポイントのものや各地域を個別に紹介するものはあるんですけども、やはり包括した内容のものが無いのではないかなというふうに感じております。それでは次の質問に移らせていただきます。PR 動画の制作について検討についてお尋ねいたします。今、答弁にもあったように包括的なものが無い、町の町政、観光資産やイベントや町民の様子等を案内する観光や移住、産業誘致に対してのアピールができる PR 動画があれば、効果的に辰野町の情報を知ってもらうことができると考えます。使用機材や編集方法にはトレンドがあり、現時点でアピールできる様式でないと問題訴求力が低く効果も期待できません。主に見せたい人をターゲットにした現在形の動画制作が必要です。動画の持つ情報伝達能力に目を向けますと、文字と比較した場合ですが、写真などの画像は 7 倍、動画は 5,000 倍の情報を伝えることができると言われております。また、アメリカで 2014 年に発表された研究結果によりますと、1 分間の動画から伝わる情報量は、文字に換算すると 1,800 万語、Web ページに換算しますと約 3,600 ページ分になるそうです。3,600 ページもの Web ページを読むのにどれくらいの時間が必要でしょうか。ましてや作るとなれば、途方もない時間とコストが必要になります。一方、1 分間の動画であればユーザーは気軽に視聴することができ、制作側の労力も 3,600 ページものウェブページ制作ほど大きいものでないことは明白です。さらに人間はコミュニケーションの際に視覚情報 55%、聴覚情報 38%、言語情報 7%の割合で影響を受けていると言われており、ほとんどの情報を視覚と聴覚という感覚的な部分で受け取っていることがわかります。以上を考察しますと、視覚と聴覚で情報を伝達する動画コンテンツの圧倒的な強さがわかります。そこで質問です。町が主体的に企画した PR 動画の制作をご提案いたしますがいかがでしょうか、ご答弁願います。

○まちづくり政策課長

議員おっしゃるとおり、当町で包括的なものにつきまして整備が不足しているのかなというふうに感じるころもございます。また、おっしゃるとおりにですね視覚、聴覚ということでそれぞれに訴えながら、町の PR をしていくということは非常に重

要だと思っております。最初にお話があったようにですね、研修でのいろいろイントロダクションで見ていただくという活用の仕方というのもですね、非常に魅力を感じますし当町への研修視察に来られる方がいらっしゃいますので、そういった場面でのですね利用ということも考えられるかなというふうに思っております。表現方法というのも変わってきておりまして、他市町村のですね動画も素晴らしいものがございます。目的を整理してですね、また配置場所などを考えて、魅力あるまたわかりやすいですね内容に変えていくということも必要かなと思っております。様々な場面での活用が見込まれますので、前向きにですね研究していきたいというふうに考えております。以上であります。

○牛 丸（５番）

ありがとうございます。私の中ではまあまあ妄想がもうできてまして、例えば大城山のところをドローンで飛ばしてみたりとか、ど真ん中をぐるっと旋回させてみたりとか、そういう動画がなんかもう頭の中にあります。町の意図した演出で映像を作れば、効果的にアピールできる力強いツールになると思います。奇しくも町発足 70 周年とのことで、素晴らしい記念事業になることは間違いありません。辰野町在住の住民に対しても、町を再発見する動画になります。外的には辰野町を短時間で知ってもらえる動画です。小野区にあります観光拠点、しだれ栗森林公園、小野宿問屋、旧小澤家住宅油屋につきましては、両小野地区振興会が県の地域発元気づくり支援金を活用して制作いたしましたドローン制作を含む、プロが制作した動画を提供する準備がございます。ぜひ素材としてお役立てください。当町には動画にして発信したい魅力がたくさんあります。自慢できる動画が完成することを確信しております。この財産を最大限に活かす意味でも、町として主体的に PR 動画を制作を要望し次の質問に移ります。次に、デマンドバスおのりーなについて質問いたします。10 月 1 日早朝の盛大な出発式より始まったおのりーなの試験運用ですが、開始より 2 箇月が経過し、予定期間の半分を終了しております。国道 153 号をかわいくラッピングされた車両が走っているのをよく見かけ声援を送っています。さて、試験運用開始後の状況についておたずねします。まず加入者や 1 便当たりの平均乗車人数についての質問です。試験運用開始より現在までの加入者数や 1 便当たりの平均乗車数の状況についてご答弁願います。

○まちづくり政策課長

それではお答えいたします。利用者数等は運行開始の10月、11月の2箇月間の実績に基づいてお答えいたします。おのりーなの利用登録者数は64名でございまして、実際に利用した方はそのうちの14名であります。14名の方の総利用回数は39回で、1人当たりの利用回数は約2.7回であります。1便当たりの平均乗車人数は、10月は1.16人、11月は1人となっており、ほぼすべての運行で車両内に1人しか乗車しておらず、乗り合いが発生していないという状況ではあります。以上であります。

○牛 丸 (5 番)

1人しか乗っていないという状況であるようですが、徐々に登録者は増えているという手応えもあります。登録者、利用者数について想定していた数字と比較していかがでしょうか、お考えをお答えください。

○まちづくり政策課長

想定している目標としているですね、乗合の人数につきましては2名ということと考えておりました。フィーダー系統のですね補助金の対象となるのが2名ということになってまいりますので、その数値をですね目標にこれからもですね、PRをしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○牛 丸 (5 番)

数字的に少ないのは、今回の実施が住民ニーズに合っていなかったと判断するのはおそらく早計だと考えます。利用者の声を聞いて検討すべきだと考えます。次の質問です。バス停の設置についてお尋ねいたします。小野区内のごみステーションをバス停として多く増設しています。ごみステーションをバス停にしたことへの所感についておたずねします。試験運用をしてみて手応えなど中間報告をご答弁願います。

○まちづくり政策課長

それではお答えさせていただきます。小野区内にある29箇所のごみステーションを停留所として追加をしたところ、総利用回数の39回のうち18回がごみステーションからの乗降となりました。送利用回数自体が少ない利用状況ではありますものの、ごみステーションを追加したことによる利用促進が図られたという認識をしているところであります。またドライバーの視点から見ますと、一定程度の幅員が確保されていること、またごみステーションのですね停留所となっていれば、円滑な運行にも繋がるということで、ドライバーの負担軽減という面でも効果があるというふうに認識をしております。以上であります。

○牛 丸 (5 番)

ごみステーションをバス停としたことで利用者が増えたというデータが出ております。ごみ収集車が通行できる道路はおのり一なも通行できるということでしょうか。これまでよりも自宅に近い場所をバス停として選べる、この2点が利用者増に繋がったようです。次に、車両サイズには適切かについてお尋ねいたします。町中のデマンドタクシーが小型車両に変更されました。おのり一なの車両は、町中のデマンドタクシーで運用していた10人乗りのものです。山間地は道路も狭く、通行が困難な場所があることも想像にかたくはありません。乗降者数や運行区域に対して適切なサイズとお考えか、ご答弁願います。

○まちづくり政策課長

おのり一なにつきましては10人乗りの車両を使用しております。利用者同士での乗り合いが発生した場合でも対応できる車両となっているものであります。これは朝夕のですね、定時定路線と同じ車両を使いまして運行しているということから、バスとしてのですね定時定路線バスの機能も兼ね備えているというところもございますので、この車両を選択しているところであるというところもあります。また、現在のところですけども前日のとおり、1便当たりの平均乗車人数は2人以下となっているため、車両の能力をですね十分に活用はできていないということでは認識をしているところであります。しかしながら、今後ですね自動車運転免許証を自主的に返納される方、一定数考えられることから、現行車両でまずは継続をする中で利用者数を確保することが望ましいというふうに考えているところであります。また、一部の地域では対面通行が困難な箇所というのもございますので、ほかの車両にですね支障をきたすと判断した場合については、車両の大きさを小さくするといった必要もあるかなというふうに考えているところであります。以上であります。

○牛 丸 (5 番)

現在、朝の定時定路線もふまえて、現在のサイズということ承知いたしました。狭い道も通れるようになったことで、もしかしたら新しいニーズを掘り起こせるようになる可能性もあります。新しいニーズも運行コストも軽減ができる小型車両の検討も必要になることもあるかもしれません。次の質問に移ります。登録予約状況についておたずねいたします。登録はスムーズに実施できているでしょうか。デマンドタクシーはあるものの、予約制のデマンドバスの運行は初めてです。利用には登録と乗車

予約が必要とされており、慣れない住民がほとんどだと思います。運用開始当初、利用登録は問題なくスムーズに実施できているのでしょうか。そして紙面による申請と電子申請がありますが、登録に傾向が見受けられるのでしょうか。実施状況についてご答弁願います。

○まちづくり政策課長

それではお答えさせていただきます。まず登録はスムーズに実施ができているのかというご質問でございます。利用登録の方法は、紙媒体での受付とながの電子申請からどちらからですね選択できることとなっております。64名の登録者のうち電子申請での登録は1件のみで、ほぼすべての方が紙媒体での申請となっている状況であります。なお、紙媒体での受付は庁舎の窓口のみならず、小野支所でも実施をしたことから、その全体の約30%の方が小野支所へ提出をしている結果となりまして、利用者の負担を軽減しつつスムーズな利用登録ができていると認識をしております。また、おのりーなの事前予約は電話で受け付けておりますが、当初はオペレーターへの予約内容を伝えることに苦慮をしている方も見受けられましたが、複数回利用されている方であればですね、スムーズに登録ができている状況にあります。また予約のですね傾向というのも、お申し込みされる方から職員の方もですね状況がわかってくるようになりまして、コミュニケーションもですね大事にしながら、予約受付をしているという状況であります。それから登録者のですね予約に傾向があるかということでのご質問かと思えます。登録者の傾向としましては、全体の67%が女性となりまして、男女の世代別で比較しますと80代の女性が最も多く、次に90代の女性となっております。総利用者数を耕地別で比較をいたしますと、最も多いのが春宮、次に山口と押野となっておりますが、実際に利用された方で耕地別に比較をしますと、春宮と新田が最も多い状況となっております。どちらの地域も従前のバス停から離れた地域であることから、ごみステーションをですね追加したことによって、乗降場所までの移動が負担が少なくなっているという共通点があるというふうに読み取っているところであります。またお出かけ先としてはですね、両小野診療所への移動が最も多く、耕地別で見ると新田にお住まいの皆様が、両小野診療所までの移動に利用している傾向があることがわかってきております。以上であります。

○牛丸（5番）

2箇月という短期間の間でも利用者の多い地区があったり、行き先として多くの選

扱されている場所があることなど、利用者と利用の傾向についての興味深いデータが残せていると思います。耕地ごとに利用率が違うというのも面白いデータだと思います。ここまでの内容をまとめますと、利用者の多くはこれまでのバス停から遠かった地区にお住まいで、PCなどの情報機器を使わない80代以降の女性が多い、主な行き先は両小野診療所といった考察が得られました。この傾向がニーズ検討の判断材料になると思います。免許返納者の登録状況はいかがなものでしょうか、ご答弁願います。

○まちづくり政策課長

現在ですね免許返納者の方の資料というものはちょっと手元にございませんけれども、デマンドタクシーもですね、まちなかのデマンドタクシーも含めて増加傾向という状況になっております。これからですね増えていくことも予想されますので、そういう方へのですね対応というものも考えていきたいというふうに思っております。以上であります。

○牛丸（5番）

免許返納者が一番必要なサービスになると思います。積極的な検討を要望いたします。次に移ります。前日までの予約と午後便の当日予約の比率についてお尋ねいたします。現在の電話予約について小野区からまちなかへ向かう行きの午前中2便と、まちなかから小野区への帰りの午後の1便は前日の15時までの予約、帰りの午後の2便のみは当日12時までの予約となっております。単純な比較は難しいかもしれませんが、前日と当日の予約数の状況についてご答弁願います。

○まちづくり政策課長

当日予約が可能な帰りの2便については、2箇月間で合計5回運行しておりまして当日予約は1回ということとなっております。帰りの2便の利用が少ない状況ではありますが、傾向としては前日までに予約をして利用する方が多く、当日予約での利用は少ない結果となっている状況であります。この状況をふまえ当日予約に対するニーズが少ないのか、そもそも運行ダイヤの移動ニーズと合致しないのか研究を重ねる必要があるというふうに認識をしております。以上であります。

○牛丸（5番）

当日予約は1件しかない、少ないために予約は前日までであるのと当日であるのとは無関係というふうな判断をするのは、いささか早計なのではないかなというふうに思います。当日予約のニーズはないとお考えのようですが、当日予約が少ないのは予

約できる便が少ないからとは考えられないでしょうか。デマンドタクシーの場合、当日予約を可能としたところ、利用率が1.48%上がったという報告があります。試験運用も後半となりますが、当日予約枠を1便でも増やすおつもりはないかご答弁願います。

○まちづくり政策課長

議員のおっしゃるとおり、当日予約につきましてその利用の状況等を鑑みますと、みんなの集いまた出前講座等でですね、地元の方からいただいたご意見の中でもですね、当日予約についての意見がございました。そうしたところからですね今の現状を見ますと、そういったニーズというのがあるのかなというふうにも思っているところでございます。帰りの2便につきましては10月では実行運行便数が2回、それから11月では3回ということで先ほど申し上げました5回ということとなっております。予約できる体制等についてどんなことができるのかということも、まだこれから検証していかなければならないというふうにも思っているところであります。いずれにしましてもこの実証運行をですね続けていく中で、更なるデータを取りまして議員のおっしゃる部分についても研究したいというふうに考えております。以上であります。

○牛 丸（5番）

地域交通を検討する良いデータを取れることと思いますので、検討を要望いたします。次に利用者の声はどうかについてお尋ねします。試験運用に対する評価には登録者数や1便当たりの平均利用者数は大事ですが、利用者の声も大事な要素だと思います。小野区以外の区でのタウンミーティングでは、おのりーなを利用したいという声も聞かれました。今後の山間地交通を検討する上で、利用者の声をどう集め反映させていくかが大きな課題です。そこで質問です。利用者の声を集める予定があるかご答弁願います。

○まちづくり政策課長

町では小野区の皆様に対しましてアンケート調査を予定しております。実際に利用した方からの声を集約するとともに、利用したことのない方に対しても今後の利用意向やサービス水準に対する意見、またご要望をいただきたいと考えております。なお、実際に利用していただいた方に対しましては、アンケート調査に加えて、電話でのですね聞き取り調査も行うなど、細かくご意見やご要望を集約していく方針であります。また、当課の方へもですね、実際に小野区にお住まいの方でない他の区の方ですね、所

在される方からも同様にですね、まちなかまでの運行があるのであれば乗りたいというようなご意見も届いているところであります。そういったですねご意見というのでも何らかの形で集約できる場というふうにも考えております。ちょっとどんなふうに行けるのかまた課の中では研究をしていきたいと思っておりますけれども、いずれにつきましてもですねそのいただいたアンケート、またご意見を結果については辰野町地域公共交通協議会にて報告をするとともに、方針や施策にですね反映させていきたいというふうに考えております。以上であります。

○牛 丸 (5 番)

地域交通会議での検討を必要とすることを理解いたしました。もしおのり一なが本運行になる場合は検討を要望いたします。それでは次の質問に移ります。中心部への利用者に対するサービスについての検討をお尋ねいたします。以前、まちなかへの利用者に対して、商店街の店舗で使えるクーポン等の配布を検討していると伺いました。バスと商店街の利用が増える良いアイデアだと思いました。おのり一なに限らず、川島線もまちなかに向かう便に対して、商店街店舗で使えるクーポン等の配布をすればバスと商店街の利用者が増えるかもしれません。町中が賑わえば活気も出てくるのではと思います。ここで質問です。まちなかへの利用者に対するサービスについての検討状況はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○まちづくり政策課長

現在、公共交通のお買い物サービス優待券制度の見直しに向けまして、商工会等の関係者と協議を進めており、年内に協賛店舗の募集をかけたいと考えております。この見直しによっておのり一なの利用促進のみならず、町営バス川島線やデマンド型乗り合いタクシーの利用促進、また町内事業者の活性化を図りたいというふうに考えているところでございます。想定しているサービス内容等につきましては、協賛店舗の募集によって、応募のあった事業者から提案を受ける形で決定する予定でございますので、詳細が決まり次第この制度が町民の皆様に広く認知されるよう、丁寧な説明に心がけていきたいと考えております。以上であります。

○牛 丸 (5 番)

以前、バスに乗ることも楽しんでもほしいというふうに伺っております。利便性等、更に娯楽性が加われば、バスに乗ってまちなかへ行き楽しんでいただける機会も増えると思います。試験運用の残り時間もあと 2 箇月です。ぜひ検討し、実施要望いたし

ます。次の質問に移ります。試験運用後の展望についてお尋ねします。試験運用期間は後半2箇月を残すのみとなっております。今回の試験運用のデータを検証し、対応を検討することになるかと思いますが、どのような展開が予想されるのかご答弁願います。

○まちづくり政策課長

おのり一なの実証実験の継続や本格運行の是非等の今後の施策方針については、辰野町地域公共交通協議会にて協議し、決定することとなっておりますので、現時点で具体的な方針をお話しすることはできない状況であります。町としましては、現在の運行方式によるダイヤ設定や乗降場所などについて、継続的な検討が必要不可欠であるというふうに認識をしております。まずは、利用者数及び乗合率の向上を図りまして、可能な限り早期に本格運行へ移行できるよう協議会にて研究を重ねてまいります。また、おのり一な運行方式の検討のみならず、お買い物優待サービス券の見直しなどの利用促進策の展開に向け、民間事業者の活力などの活用もしながら取り組んでいきたいと考えております。以上であります。

○牛 丸 (5 番)

あと2箇月、貴重なデータが取れることと思います。利用者の声なども聴取してぜひお役立ていただければと思います。今回は試験運用でしたが、冬の試験運用でした。利用率が低いのはそのせいの可能性もないとは言えないと思います。時期をずらしての試験運用も提案いたします。例えば春のお花見シーズン、まちなかへの利用に対する付帯サービスがあれば利用者が増えるかもしれません。乗ることを楽しむという側面でももう一工夫できそうです。例えば、音楽をかけるなどすればバスに乗ることが単なる移動手段ではなくドライブを楽しむような、乗ること自体を目的とした利用者も創出できるかもしれません。残り2箇月の試験運用ですが、今後検討するより良いデータが得られるよう、そしてそのデータを精査し、より良い山間地区公共交通に運用できるよう祈念いたします。私の本日の質問は以上です。これで質問を終了いたします。

○議 長

進行いたします。質問順位2番、議席3番、栗林俊彦議員。

【質問順位2番 議席3番 栗林 俊彦 議員】

○栗 林 (3 番)

それではトップバッターの牛丸議員と同様に、今年最後のデザインのバッジをつけてまいりました。これは能登半島災害に支援を行うという素晴らしい企画と、それを実行した行政に対して敬意を表します。それでは質問通告書に沿って質問を行います。人口減少対策、少子化対策への取り組みについてということです。令和5年6月定例会、12月定例会、令和6年6月定例会と半年ごとに同様な質問を行っておりますが、この人口減少対策、少子化対策が喫緊の課題であると考えからであります。日本全体で出生率の低下によって引き起こされる人口減少や、東京圏への人口の一極集中に歯止めがかかっていないという実態があり、人口減少は避けきれない、むしろ人口減少を前提としたまちづくり、地域づくりが必要ではないかと思っていました。しかし、人口減少に有効な施策を打たないと負のスパイラルを招き、更なる人口減少に繋がることは明かです。人口が減少すると一番大きな課題は生活関連、小売業、飲食業、医療機関等の市場が減少し、それに伴って売り上げ減、経営が悪化、就業の機会の減少、更なる人口減少というふうになってまいります。これ以外にも税収減による行政サービス、インフラ整備の遅れ、特に老朽化の対策に非常に資金がかかると思われます。公共交通の撤退・縮小など生活に直接影響を及ぼし、また空きテナント、空き家が増えるなど、また自治会や消防団、奉仕団等の善意による住民組織が成り立たない、学校の統廃合等により地域の衰退を招くというような問題が起こっていくと思われます。そこでまち・しごと創生総合戦略の取り組みの成果、目的達成状況について質問いたします。このまち・ひと・しごと創生総合戦略の目的は、人口減少と地域の活力創出を柱に34の数値目標を掲げ、地方創生の取り組みを進める計画となっております。町長は人口減少対策、少子化対策の主な取り組み状況とその効果についてどのように感じておられるのかお答えをお願いします。

○町 長

はい。ただいま栗林議員の発言と同じですね、やはりその地域によって人が減っていくこと、やはりこれから先、地域の活性化が失われていくことはもちろんですけど、やはり税収減であったり、いろいろなその地域には団体・組織があるんですけど、その組織や団体を維持していくその担い手がやはり少なくなってくる。さっきおっしゃった負のスパイラルではないんですが、やはり危機感また問題意識を持って取り組んでいるところでございます。そういう中で辰野町のまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、令和3年度から令和7年度にかけて第2期戦略の策定を行

いまして、将来に向けて特に芽を伸ばしたい分野、注力していくことが望ましい取り組みを、施策ごとに重要業績評価指標というものを設定して、目標値と実績値について毎年評価・検証を行っているところであります。地域の特性を活かした住み良い環境を確保して、町民にとっていつまでも住み続けたいまち、進学等で町外へ出ている若者たちの帰りたい町としてあり続けるために、首都圏を始めとする町外の人たちにとって、いつか住んでみたい町をつくるための施策を総合的かつ計画的に実施しております。現時点で報告できる重要業績評価指標 KPI と申しますが、それらの令和 4 年度の実績について担当課長よりご説明させていただきます。

○まちづくり政策課長

それでは私の方から令和 4 年度の実績についてお知らせいたします。5 年度につきましてはこれからですね検証してくということになりますので、4 年度の数字でございますのでお聞き取りください。それではまず最初ですけれども「たつので働く」町にしごとをつくり安心して働けるようにしよう、こちらにつきましては、商工業の振興の商店街等の空き家店舗の利活用数につきましてです。目標が 4 件に対しまして 7 件の実績であります。コロナ禍の収束を見越して、固定費の負担が少ない地方での起業を考える方が、一定数いらっしゃったということでその結果かと思われます。今後も官民共同での情報共有をしながら取り組んでまいりたいと考えております。2 番目の「たつのでつながる」多様なつながりを築き、町への新しいひとの流れをつくろうであります。移住定住関係人口づくりの推進策として、空き家バンク制度や定住促進奨励金などの移住支援制度を利用して移住した人数であります。目標数 80 人に対しまして実績値は 107 人となっております。移住、空き家バンクの取り組みなど官民連携の効果などが、良い影響を与えているというふうに受け取っているところでございます。3 番目であります「たつので育てる」結婚・出産・子育ての希望をかなえようであります。毎年の人口減少を前年比 1%以内に止めることを目標に、若者のライフステージに応じた取り組みを推進しております。若者世代、20 代から 30 代の婚姻届出数は、目標年間 50 組に対しまして実績値は 42 組、合計特殊出生率は目標値 1.6 に対しまして実績値 1.21 で、こちらも現在のところ目標値には届いてない状況であります。「たつので暮らす」ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくろうというものでございますが、特に地域の自主性、主体性のある取り組みを支援することは、地域づくりや地域の活力創出に関する取り組みへとつながってまいり

ます。住民発意による取り組みを支援する協働のまちづくり事業、また地域発元気づくり支援金事業などの申請につきまして、目標値 30 件に対しまして実績値は 27 件でございます。目標達成に向けた取り組み、また広報ですね広く啓発しながら進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○栗 林（3 番）

ただいまのお答えありがとうございます。あと 1 年度と 4 箇月ほど期間がありますので、34 の数値目標をすべて達成できるように努力の方をお願いいたします。続きまして、辰野町で人口減少が進んでいる主な要因として少子化が挙げられます。少子化が進む理由として結婚や出産に対する意識の変化や子育てを取り巻く生活環境への不安、経済的負担などが考えられます。また、ここ数年、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、出生数がさらに低下しました。この中で、若者の移住定住を促進し少子化を図る施策について質問いたします。辰野町の人口減少要因と必要な取り組み、人口減少要因分析によると、結婚期のライフステージの中心的な年代にある 20 代後半から 30 代前半の人口は、女性に対して男性が上回っております。そのため、すべての女性が結婚したいと考えたとしても、男性が大幅に余ることになります。また、30 歳から 34 歳男性の未婚率は女性を上回っております。そのため、男性の中には結婚して子どもが欲しいと希望してもかなわない人がいると考えられます。このように若い女性の減少が、出生数の減少に大きな影響を与えていると考えられます。そのため町出身の新規学卒者、若年女性の U ターン促進事業、就業促進事業、奨学金返還支援補助金、就職支援金の拡充、就業就労支援などを行っておりますが、さらに少子化対策を図る施策として行っていることをお答え願います。

○まちづくり政策課長

若者に特化しました U・I ターンの対策として挙げられるのは、U ターンでございますねの対策として挙げられるのは、奨学金返還補助金が挙げられます。高校 3 年生の時に町内に住民票があれば良いなど、条件面での工夫をいたしまして本年度は 16 名の方申請をいただいております。補助金があるから U ターンをするという動機にはなりがたく、むしろ補助による町内への定住を促せる効果があるのではというふうに感じているところであります。住みやすい、暮らしやすい雇用があるなど、若者の要望に応えられる要素がなければ、なかなか U・I ターンするということには結びつけにくいというふうに思っております。町としても町の目指します将来像の実現

に向けた取り組みをしながら、併せて上伊那全体の課題として広域連合と共有していく取り組みが必要であると考えてるところであります。上伊那での就職を考えている学生等に地元企業を広く知ってもらう機会として、年末の帰省時に合わせて「かみいなシゴトフェス」が毎年開催されております。上伊那の企業が 60 社以上、当町にも所在する企業、複数社もですねこのフェスには参加しておりますけれども、地元で働く魅力を感じてもらうために企業は様々な工夫をし、将来の採用へとつなげていきたいと考えております。令和 5 年度で実績としますと、175 名のですね学生がこのフェスへ参加をしているということでもあります。また議員おっしゃるとおりですね、若い女性の地域への定着というものは人口減少、そして少子化への対応として特に重要であります。上伊那広域連合では、若い女性が将来の就職先として、またキャリアアップを目指せる上伊那地域というものを目指し、行政や企業を対象に講演やシンポジウムを毎年開催しております。特に企業の意識醸成や会社風土の変化がなければ解決できない問題でありますので、町も広域の動きに合わせて周知等に取り組んでいるところでもあります。以上であります。

○栗 林 (3 番)

ただいまのお答えありがとうございます。続きまして、町出身の学生への応援、支援、情報提供についてご質問いたします。現在、辰野町では自然とのつながりやゆとりのある暮らし、ふるさとの良さなどを定期的に情報発信しているとは思われます。また、子どもたちに生まれ故郷に戻って働いてほしい、近くで暮らしてほしいと願う様々な要望もございます。出身地に愛着があるもののほか地元企業をよく知っていたものほど、U ターン希望が強いため仕事の情報提供、無料職業紹介など必要ではないかと考えております。この中で、町外で暮らす人、学生に向けて特産品を送る学生エール便を行っておりますが、それらの効果についてご質問いたします。実際の効果等に関して何か具体的な数値があればお答え願います。

○まちづくり政策課長

「たつのまち学生エール便」は、親元を離れながらも学業に打ち込んでいる辰野町出身の学生の方を対象に、ふるさと辰野を思い出してもらいながら味わっていただける辰野町の特産品を詰め合わせたものを、令和 3 年度からお届けをしております。今年度の学生エール便については、10 月 1 日から 10 月 31 日の間に電子申請においてお申し込みをいただきました。1 人 3,500 円相当の辰野町にゆかりのありますお米それ

から麺、それからお菓子などのですね特産品を、183名の学生に発送をしております。令和3年から始まったこの事業は、当初は新型コロナウイルス感染症の関係で、実家に帰って来られない学生を励ますために始まった事業であります。昨年度からは物価高騰もありまして、引き続き学生を応援するために続けている事業となっているところであります。学生や保護者の方からは今回もお米は入っているの、またエール便をやってほしいという要望や、学生のですねSNSを見ることができましたものによりますと「今年も届きました。武居町長のサイン付のメッセージをもらいました」とネットでですねアップをしていただいている、またありがたいという声をですね大変多くいただいているところであります。Uターンの実績についてはですね、数字的なものは、例えば住民票がですね移動しないので、そのままだとかってということもあるかもしれませんが、そういったところから調べるということはできませんけれども、町としましてもですね、彼らの活躍を応援しながら、将来のUターンにですね期待をしていきたいというふうに考えている、続けていくものでございます。以上であります。

○事業者支援担当課長

それでは私からは就職についてご答弁したいと思います。町内の事業所、特に製造業では、人材確保に苦慮しており、就職してくれる若者を待っているところであります。製造業だからといって専門的な知識は必要なく、やる気さえあればうちで働いてほしいと思っている事業者ばかりであります。問題は若い方には、町の企業や事業所がどういうところかわからない、何を作ってるかわからないということであります。町では、豊南短大の学生や辰野高校の生徒を対象に行う辰野町の企業による出張ガイダンスを通して、町の企業がどんなことをしていて、どんなものを作っているか直接知ってもらう機会を設けております。また、民間主導による辰野中学校の1年生を対象としたほたるの里おしごとチャレンジも今回で7回目を迎えました。町が行う出張ガイダンスでは、その時のある社長さんの話をきっかけにその会社に就職を希望し、内定をもらった生徒さんがいるというお話をお聞きしました。今後も町内企業による出張ガイダンスに参加いただける企業を増やし、若い皆さんに対して辰野町の事業所の魅力を発信していきたいと思っております。以上です。

○栗 林（3番）

県外に居住している若年層のUターン希望者への行政の支援、いくつかお聞きいたしました。町出身の学生への学生等応援給付金、帰省支援補助金、転居費用の支援な

ど新たに創設を検討をお願いしこの質問を終わりにいたします。続きまして、荒神山のスポーツ公園の開発事業についてということです。現在の荒神山スポーツ公園は、公園施設長寿命化計画をもとに健全度から緊急度の高い施設、野球場、ほたるドーム、町民会館から改修工事を実施していますが、陸上競技場、武道館、弓道場などの老朽化施設や人口減少、ニーズの変化により公園の魅力が低下しております。また、辰野町は、ゼロカーボンシティ宣言と世界首長誓約の署名を行いました。地球温暖化の防止を目的とするもので、持続可能なエネルギーの推進や 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをすることを目標としております。この大きな目標を達成するために、たつの海に水上太陽光発電所を設置し、脱炭素化の促進をしてはいかがかと考えてみました。水上太陽光発電は野立て太陽光発電と比較して、発電量が約 10%ほど多い、大規模な造成が不要、水面でも太陽光パネルが安定するフロート架台に設置する、ほとんど角度をつけないため、面積あたりに設置できる太陽光発電パネルが多いなどの多くのメリットがあります。しかし、現在の荒神山スポーツ公園は、都市公園法の規定や辰野町再生可能エネルギー発電施設に関する条例などにより、設置が不可能であることがわかっております。公園管理上必要な電力消費量を賄える範囲を想定し、余剰電力が生じることがあれば電力を売却することも可能であると考えております。また、災害時の機能・役割を見据えて必要と考えられるため、効率的に再エネ発電施設の導入を推進する方策として、ぜひ検討をお願いしたいと思います。以上のことで脱炭素化の促進についてお答え願いたいと思います。

○産業振興課長

それではお答えいたします。たつの海は東天竜用水路の水不足を補うために築造された農業用温水ため池です。この周辺は昭和 46 年に都市公園に指定され、荒神山スポーツ公園として体育関係の施設が整備されたほか文化保養施設もあることから、たつの海を含め周辺は大勢の皆さんが訪れる施設となっております。議員ご提案のたつの海に水上太陽光発電所の設置をという内容でございますが、こちらも議員おっしゃるように辰野町の再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例により設置ができないエリアとなっております。また脱炭素化に向けての水上太陽光発電ということでございますので、たつの海のような立地条件以外での県内のため池などへの水上太陽光発電所の設置を確認しましたところ、上田市にあることを確認しておりますが、あくまでも圃場に囲まれているエリアであり、都市公園内に存在してい

るたつの海のような立地条件と異なっております。またこのようなため池に水上太陽光発電所の設置を検討する場合、太陽光発電施設として設置の必要性や、設置に伴うメリットやデメリットについて十分検討していかなければならないと考えます。同時に各種法令による審査と合わせ、近隣住民や利用者の皆さんの意見を十分聞き取ったうえで、慎重に検討していく必要があると考えております。以上です。

○栗 林（3 番）

たつの海に水上太陽光発電所を設置するという考えは、すぐ実現できるものではないということは十分承知しております。このような広い場所をただ放っておくのはもったいないなという思いで、1つのアイディアとして提案させていただきました。続きまして、ウォーターパーク跡地の利活用に関するサウンディング型市場調査の目的と結果についてお尋ねいたします。ウォーターパーク跡地を更地にした前提で、具体的かつ実現可能なアイディアの提案ということで、サウンディング型市場調査を行っていると思われます。これに関してどのような結果が出ているのか、現在わかっている範囲でお答えを願います。

○学びの支援課長

それではお答えいたします。国土交通省の資料によりますと、サウンディング型市場調査とは、民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイディアや意見を把握する調査のことを指します。事業発案段階からこのこういうものは民間事業者との対話を行うということでありますが、この対話を行って市場性の有無や実現可能性の把握、アイディアの収集、行政だけでは気付きにくい課題の把握、民間事業者の参入意欲の把握、民間事業者が参入しやすい公募条件の把握のために実施するというふうにされております。しかしながら実際にはどの段階で市場調査を行うかということにつきましては、各自治体で実施する事業の内容によってそれぞれ柔軟に対応されているというふうに見ております。今回実施いたしましたサウンディング型市場調査ですけれども、ウォーターパーク跡地についてどのような施設にすればより多くの皆さんに利用していただけるか、もしくは利用したいかということについて具体的に提案してもらうために、教育委員会で委嘱した町内の様々な立場の方々や公募に応募していただいた方によって構成された検討委員会で、この内容についてご検討いただきました。このウォーターパーク跡地等検討委員会でまとめられた活用方法につきまして、実現性の有無や検討委員会で挙げられることのなかった活用方法などの提案に

ついて、民間事業者から聞くために9月6日に実施要領の公表、9月の29日と30日に調査を実施したものであります。その結果、委員会で提案された内容について、実現性の可能性の低いと判断される事業というものの仕分けを始め、事業を実現するための具体的な提案、さらに新たな活用方法の提案など具体的で実現可能な情報を得ることができました。例えば1つの事例ですけれども、あのウォーターパーク跡地のところにですね、カフェなどの収益施設を設置するのはどうかというような案も、検討委員会の中で出されたわけですが、このサウンディング調査によってそのカフェの収益施設というものを、設置するのは難しいというふうに判断される反面ですね、休日などにキッチンカーであれば、その施設を設置することが可能ではないかというような提案がなされました。また既に検討委員会で設置を提案されている施設の使用方法についても、我々では考えつかなかった具体的な提案など、より具体的で実現可能な提案をいただき、11月29日に開催されました検討委員会でその内容を報告、検討することができております。以上です。

○栗 林（3番）

ウォーターパーク跡地の利用に関しては、検討委員会の方でしっかり検討されていることでありまして、またサウンディング型市場調査の結果とともに公表されることを願っております。荒神山スポーツ公園を再生、活性化することを目的とした開発事業、地域振興のため官民連携型賑わい拠点創出事業の対象となる都市公園リノベーション協定制度や、Park-PFIにより民間活力を活用し効率的に都市公園の整備を推進するなど、より大胆な施策を検討して実施していただくよう要望いたしまして、この質問を終わりにいたします。最後に辰野町の図書館事業、読書活動推進、活字離れ対策についてということで質問いたします。若者を中心に活字離れが社会問題となっておりますが、その影響として挙げられるのは本を読まないために知識が身につかない、新聞を購読しないために社会の動きがわからないといった、直接的なことだけではありません。自分の考えを伝えられない、相手の話の真意を理解できないなど、最近の若者に見られる傾向と活字離れには、大きな関係性があると考えられております。また、文部科学省の報告書では、親の年収や学歴が低くても、学力が高い児童の特徴は、家庭で読書や読み聞かせなどの習慣があることと指摘されております。このようなことを考えた上で、図書館というものが非常に大きな役割を果たすのではないかと考えております。そこで1つ目の質問、辰野図書館の事業内容、運営方針と利用活用状況

の推移などについてお答え願います。

○学びの支援課長

それではお答えいたします。辰野図書館の運営方針につきましては、教育要覧に掲載されておりまして、その内容によりまして生涯学習時代、高度情報化時代の視点に立ち社会教育施設として、さらには地域社会と地域住民の生活全体をサポートする新しい公共図書館として、様々な分野と連携しながら町民各層のニーズに応える図書館運営を施行するとあり、さらに幼児からお年寄りまで、町民誰もが気軽に本に親しめる開かれた図書館を目指し、視聴覚資料のサービス提供、一部祝日開館など利用者の側に立った図書館づくりを進める。移動図書館車の積極的活用、読書グループの拡充と読書サークルの支援育成、読み聞かせや工作教室など幼児児童への育児サービスの充実などに一層努めるとともに、辰野町図書館ボランティア活動要綱を軸に、図書館におけるボランティア活動を推進するとあります。図書館の主な事業内容といたしましては通常の業務といたしまして、資料の収集整理、個人・団体貸し出し業務、リファレンス、複写サービス等の基礎的な業務に加えて、移動図書ブックスタート、これは9箇月の育児相談時にお渡ししております。さらにセカンドブック、これは3歳児に絵本をプレゼントします。のような事業を実施しております。さらに、スプリングライブラリー、サマーライブラリー、図書館まつりなどの催しや、読み聞かせ基礎講座、絵本講座、たつの語りの会の昔ばなしの語りなどを行っております。利用状況ですが、入館者数は平成31年度まではおよそ6万人前後で推移しておりましたが、その後、新型コロナウイルスの蔓延によりまして、4万人ほどに落ち込んでおり、その落ち込みが十分回復していない状況です。図書などの貸し出しで来館された利用者数ですが、それまで年間2万1,000人前後でしたが、新型コロナウイルス蔓延により1万8,000人ほどに減少しました。しかし、令和5年度には約2万人と回復傾向にあります。貸し出し冊数はコロナ期を除いて年間7万5,000冊程度で推移をしております。以上です。

○栗 林（3番）

辰野図書館の事業内容、運営方針等説明ありがとうございます。現在、辰野図書館では、図書館だよりを発行して新刊などのお知らせを積極的に行っております。こうすることで、もっともっと図書館に足を運んでいきたいと考えております。続きまして、学校図書館、移動図書館の利用状況と読書活動推進の取り組みなどを行っていれ

ばお答え願います。

○学校支援課

それではまず、学校図書館の状況を申し上げます。令和6年度でございますが各学校の蔵書数につきましては、辰野西小学校 9,641 冊、辰野東小学校 1 万 55 冊、辰野南小学校 6,618 冊、川島小学校 6,870 冊、両小野小学校 7,976 冊、辰野中学校 1 万 3,454 冊でございます。過去3年分を見ますと毎年入れ替えを行っているので、その蔵書数についてはどの学校とも大きな変動はございません。次に貸し出し数でございますが、これは各学校や年度によってばらつきがありますが、小学校では概ね1人当たり1年間に100冊ぐらい、中学校では30冊余の貸し出し数でございます。学校図書館につきましては、児童生徒の読書センターや学習情報センターの役割を持っておりまして、読書への興味・意欲を高める工夫をしております。また児童生徒が幅広い分野の本をいつでも見て、読んで、触れることができるような環境を整えているところでございます。以上です。

○学びの支援課長

それでは私の方からは移動図書館車についての内容についてご説明申し上げます。現在、移動図書館につきましては移動図書館で各保育園を回っているわけですが、町内6保育園と1幼稚園を対象に、毎月1回1人4冊までの貸し出しということで実施しています。令和5年度の実績では、利用者数が1,657名、貸し出し冊数は5,783冊でした。推移としましては少子化や延長保育の利用者の増加等によりまして、利用者数は減少傾向にあるということでもあります。以上です。

○栗 林（3番）

続きまして、デジとしょ信州の登録者数、学校利用状況と学校教育との連携事業での活用はということで質問いたします。このデジとしょ信州は、長野県の市町村と県による共同電子図書館、令和4年に開設されましたが実際に図書館に足を運ばずとも、デジタルで本を借りて自宅のパソコン及びタブレット等で読むことができるというものであります。このようなもの個人で活用するだけではなく、学校で利用することによって、同じコンテンツを一斉に閲覧できるので、グループ学習がやりやすくなったり、外国語の本をモニターに映し、読み上げ機能でネイティブの発音をみんなで確認するなどの、学校教育にも取り入れられると思いますが、そのような活用は考えておられるのかご質問いたします。

○教育長

はい。議員質問にお答えをしたいと思います。辰野町におけるデジとしょ信州の登録者数ですけど、令和6年12月1日現在133名でございます。年代等は不明でございます。ほとんどが大人だと思われます。この133名が現在どのような利用をしているかっていうことは、この町の図書館では把握することは厳しい、そんなふうに思っております。長野県内では公立の図書館を持っていないそういう自治体もいくつかございますので、そういう自治体にとっては近隣の図書館を利用するというね、そういうことをしなくて自宅にいて、やはり自由に電子図書として閲覧できますので有効だろうなというふうに思っております。辰野町においては今、話あったように町図書館もありますし、このデジとしょ信州これもアクセスできるようになっているということになれば、町民にとっては複数の図書館があるとそんなふうな解釈ができて、これ1つ辰野町の魅力といいますかね、強みではないかなそんなふうに思っております。学校での活用はどうかということなんですけれど、私、先日2つの授業参観に行っていました。1つは小学校6年生の英語の授業でございましたけれどもね、小学生も6年生くらいだとタブレット自由に使いこなすことができます。自分の行きたい国あるいは行きたい都市について調べてそれを友だちに英語で伝えるという、友だちはそれを聞いて英語で答えるというこういう場面だったんですけど、自由に自分の行きたい都市、行きたい国を調べてそれを英語で友だちに訴える。友だちはそれを聞いて、今度英語で質問するんですね。なぜそこの国なのか都市なのかっていうのは。それからもう1つは中学2年生の歴史の授業でございました。これは平安貴族と庶民の暮らしの違いということですけど、これも中学生、自由に自分の課題に沿って考えを深めていく、根拠を明らかにして友だちに伝えていく、友だちは受け入れるこんな活動をしていたわけですけど。ですから、子どもたちは少なくとも小・中学生も自由にタブレットを使っている1つの文房具として扱っております。この中に、デジとしょ信州が入るっていうこと、これもある意味、効果的なんだろうな、学びによってはいろいろな使い方ができるんだろうと思います。デジとしょ信州を使ってみんなで共同学習をするにも使えるし、そうではなくて個の学習として自分でGoogleなどを使って自由にデータを得て、そしてそれを友だちに伝えていく、こういう学びをできるんだろうな、そんなふうに思っております。ただいま議員言われるようにそのネイティブの発音などをみんなで理解するっていうのは、これは有効なんだろうなそんなふ

うに思っております。いずれにしても様々な学びの場面で、いろいろの学び方もあるので、デジとしょ信州も1つの文房具として考えていけばいいのかな。そしてまたデジタルがどんどんどんどん進んでいくわけですが、時には紙媒体の方が有効の場合もあるんだろうな、そんなふうに思っております。以上ですが。

○栗 林 (3 番)

ただいまの教育長のお答え大変参考になりました。文部科学省は、小学校6年生と中学3年生を対象に毎年4月に実施している、全国学力学習状況調査全国学力テストについて、2027年度から学習用端末を使いオンラインで出題解答する方式に、全面移行させる方針を固めたという情報がありました。このように従来の紙による筆記だけではなく、タブレットもしくはPCなどを利用した調査に対応できるように、様々なデジタル技術を小学生、中学生から積極的に取り入れて苦勞しないような生徒を作りたいと思います。最後の質問です。辰野図書館に地域住民のコミュニティの場としてのカフェスペースなどを併設してはいかがでしょうかというアイディアです。いろんな様々な条件があると思いますが、具体的にできる方法がないのか、そういうことをふまえた上でご回答を願いたいと思います。よろしくお願いします。

○学びの支援課長

それではお答えいたします。辰野図書館に併設されている世代間交流施設につきましてその建設した目的ですけれども、高齢者がゆっくりと読書ができるスペースや子どもたちとの交流を図れるスペースを確保し、高齢者同士の交流や子どもたちへの読み聞かせなどを通じて、高齢者と子ども、高齢者と子どもの父・母等、世代を超えた交流、高齢者を対象とした活動の学習の場としての利用を図るふうにされております。この目的のとおりである図書館に併設されております世代間交流施設につきましては、図書を通じた交流を行うということを目的として建設されたということになっております。このため現在の図書館のレイアウト上、コミュニティの場として利用する方法と、静かな環境を必要とする図書館の利用者の方等を区分けできるような部屋の配置ではないということになっておりますので、コミュニティの場として利用していただくのは難しいかなというふうに考えております。以上です。

○栗 林 (3 番)

図書館は資料の提供という本来の業務のみにとどまらず、地域住民のコミュニティの場としての役割を求められております。本来、静かな場所であることを目的とした

建物であるため、人々が交流できる場として、活用できる活用方法を考えるのは難しいことだと思います。しかし、暮らしやすいまち、活気あふれるまちづくりとして、このような場所もあつたらいいのではないかということを強く要望いたしまして、私の質問を終了いたします。

○議長

ただいまより暫時休憩といたします。再開時間は 11 時 20 分といたします。

休憩開始 10 時 55 分

再開時間 11 時 20 分

○議長

再開いたします。質問順位 3 番、議席 4 番、吉澤光雄議員。

【質問順位 3 番 議席 4 番 吉澤 光雄 議員】

○吉澤（4 番）

それでは、第 1 項目、物価高騰対策から質問させていただきます。まず過去の支援策の実績と評価についてです。物価高が止まりません。食料品、光熱費、材料費すべてが値上がりし高止まりしています。大企業や大金持ちは減税や株高、円安で空前の利益を上げていますが、年金は 8 年間で実質 8%以上引き下げ、給料は 30 年間で上がらず福祉制度は切り下げられてきて、庶民や中小企業は本当に厳しい状況だと思います。暮らしと営業を支える政治が今強く求められていると思います。町はこれまでも国からの交付金を基にこれに町の独自財源を一部充てて、様々な支援策を講じてこられました。そこで始めの質問です。これまでに行った町独自の物価高騰支援、商品券給付や製造業・飲食業などへの支援、肥料・農薬・飼料高騰支援、進学就職支援などの対象者数と支援額、利用率、効果はどうだったのか答弁を求めます。

○町長

辰野町では昨年度、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、様々な支援を行ってまいりました。令和 5 年度につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で総事業費 1 億 2,319 万 9,000 円余の 4 事業、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、2 億 3,154 万 8,000 円の交付決定金額のうち 11 事業を実施したところであります。詳細につきましてはそれぞれ担当課長の方から説明させていただきます。

○まちづくり政策課長

先ほど町長から説明がありました事業のうち主な事業につきましては、商品券事業では、5,000 円分の商品券を全町民 1 万 8,412 人に配布いたしまして、使用実績としては 1 万 7,534 人の使用がございました。製造業、飲食業、サービス業、道路貨物輸送等支援につきましては、製造業が 128 事業者、飲食サービス業につきましては 80 事業者、道路貨物運送業 15 事業者、タクシー業 2 事業者の合計 225 事業者に 10 万円の給付を行っております。肥料・農薬・飼料価格高騰緊急支援事業につきましては、肥料や農薬等の購入に対しまして、147 件、飼料 1 件の合計 148 件に補助金等を給付いたしました。進学就職支援等準備支援金給付事業につきましては、進学や就職等の準備費用として、高校 3 年生の子どもを持つ保護者を対象に 3 万円を 151 人に給付をしております。そのほかにも学校給食費補助、またマタニティーの事業等の子育て世帯にも支援をしているところでございます。どの事業についても経営支援や経済的負担の軽減が図られたというふうに考えているところであります。以上であります。

○吉 澤（4 番）

私も助かったと、例えば事業者支援では金額は正直言って多くないけれども、町がそこまで気遣ってくれているってことを大変うれしく思うとか、そういう声を聞いております。次に 2 点目の質問です。今後の支援策についてです。政府は重い腰を上げて物価高騰対策の地方への臨時交付金重点支援交付金の増額を含む補正予算を提出しました。この補正予算は、今の実態から見れば不十分でまた様々な問題がありますけれども、もしこの交付金が増えれば町民の物価高騰対策に使えるわけです。昨年町は今、話ありましたが、国からの交付金に町の独自財源 4,000 万円を加えて、1 億円の予算で全町民に 1 人 5,000 円のぴっかり商品券を給付されました。画期的な取り組みだったと思います。今年度も福祉灯油券の給付やほたるポイントの 3 倍化、また給食食材費の値上がり分への補助など、先ほども言われたようにやっておられますけれども、さらに支援を進めてほしいと思います。全国的にはこれは同僚議員から教えてもらったことですが、人口 3 万人の福岡県筑前町では、物価高騰対策、地産地消そして合併 20 周年を記念して、全町民に町内の新米を 1 人 5 キロ配るという事業を 1 億円以上の予算で議決したと、こういうところもあります。そこで質問です。町の財政も決して楽ではないと思うんですが、独自財源も使って町として物価高に苦しむ町民や事業者にさらに支援をしていただけないでしょうか。考えをお聞かせください。

○まちづくり政策課長

本年度、国において検討されている追加支援の件でございますけれども、現在の動きとしましては11月29日に令和6年度の補正予算第1号の案の概算について閣議決定されまして、議員おっしゃるとおり現在国会にて提出されているという状況でございます。昨年のですね重点支援地方交付金と同様に8つの支援メニューの内容を継続しつつということで、推奨事業メニューまた低所得世帯枠ということで準備がされているようでございます。まだ町の方へはですね令和5年度の交付限度額を下回らない見込みでの配分ということを知っておりますので、詳しい内容が出てきたところでですね、引き続き町としましても支援できる内容を課長会等の中で揉みながら、事業の支援を検討してまいりたいと、そんなふうに考えております。以上であります。

○吉澤（4番）

給食費の材料の値上げも続いているかと思います。これで給食費の値上げにならないように食材分値上がり分への補助もぜひ検討いただきたい。独自財源の活用も考えていただきたいと思います。次に大きな項目の2番目、役場窓口のプライバシー保護について質問します。町民には個人や家族の情報、相談ごとの秘密が守られる権利があります。そして町にはそれを守る義務があるかと思います。役場や町民ホールで相談に来た町民の方が、周りの人に聞こえる環境で職員と相談している例を何回も見聞きました。狭い古い役場だからしょうがないなと実は思っていたんですけれども、しかしこれはやはり何かの対策をとるべきではないかと考えまして質問になった次第です。昨年3月に策定した辰野町公共施設計画では、この役場庁舎は老朽化やバリアフリー化に対応した改修を行って、今後40年近く使う計画という計画が示されています。そして最近、町は念願でしたエレベーターを約1億円の事業を掛けて設置工事をしておりますし、スロープを造ったり自動ドアを設置したり改善を進めております。総合窓口の整備なども行っています。住民のプライバシーを守るための設備投資は、多少お金がかかってもやる必要があるのではないのでしょうか。そこで質問です。相談窓口にパーテーションを設ける、また窓口の近くに相談室や相談コーナーを設けるなど、プライバシーを守るための庁舎整備が必要ではないかと考えますがどうでしょうか。お答えください。

○保健福祉課長

役場の窓口では様々な方がお見えになり、多くの個人情報やり取りされております。その中でも保健福祉課の窓口では生活に関すること、健康に関することなど個人

情報の中でもほかの人に聞かれたくない相談内容がほとんどでございます。個人のプライバシーを守る配慮というものが特に必要かなと感じております。カウンターでの相談でございますが、担当職員が個人情報に配慮しながら進めてまいりますけれども、加齢などにより耳が聞こえにくい方などの場合は、大きな声でやり取りをすることにより、個人情報を含んだ会話が周囲の方に筒抜けにならないように、軟骨伝導イヤホンを導入しております。今、議員がおっしゃいましたカウンターへのパーテーション設置ということにつきましては、通路のスペース的な問題もございまして会話が聞こえないよう、パーテーションなどで囲うことというのは不可能でございます。しかしながら隣の方の顔が見えないような配慮を行うことは必要であると考えておりまして、現在、保健福祉課の窓口にそういったカウンターを設置するよう手配をしているところでございます。また、相談スペースを確保できないかというご指摘でございますが、これは以前よりそういったスペースを設けてございます。相談の内容によりましては、カウンターでの対応ではなく、別室にご案内をし対応をしているのが現状でございます。以上です。

○吉 澤（４番）

相談するスペースは確保してるってことなんですが、カウンターまたは町民ホールで秘密に関わる相談がされている例をまます。スペースが足りないのかそこに案内するタイミングがちょっと取れなかったのかあれですけども、ぜひ相談スペース複数確保するように、例えばですね昨年事務スペース改修のために１部屋増やしてますけれども、ああいうところも環境整備してそこも使えるようにするとか、ぜひ検討いただきたいと思います。ちなみに上伊那市町村内でも内部の事務スペースが整備できたのに合わせてですけども、パーテーションで区切った相談スペースを事務フロアの中に設けて、さっとそちらに案内するというような対応をとっているところもあります。いずれにしてもですね、役場の皆さんご自身が役場の窓口に来て相談したり話したときに、ご自分のプライバシーや家族の秘密が守られる、そういうできるだけそういう環境をつくるという観点で、ぜひ改善を進めていただきたいと思います。次に３番目の質問に移ります。有害鳥獣駆除対策強化についての質問です。鳥獣被害は増えており対策の強化が求められています。安心して餌が食べられる場所にしない、安心できないエサが食べられないそういう場所にしていってというのが対策の基本と言われていますが、その有効な対策の１つとして有効な電気柵を広域的に、また必

要な圃場に設けて維持していくということが大事だとされています。例えば今村区では、有効な電気柵を設けて被害を9割ほど減らしたとお聞きしました。川島区や宮木区などほかでも有効な電気柵で効果を上げている例は町内にも多数あります。一方でこの西山地域を見ますと、電柵が設置されてない地区や、電柵が適切に管理されていない地域から、サルやクマがより多く出没しているという傾向が見られます。この電柵の維持管理費用については、国や県から補助を受けてやっている地区がある一方で、何の補助も受けられてない区があるという現状、不公平があります。また、これから電柵の設置、広域的な電柵の設置を検討しているある区の役員は、維持管理にもある程度の補助がなければとても維持できないと言っておられます。広域的に設置される電気柵の維持管理への補助について、不公平を減らして必要な地域に電気柵が設置されるよう支援を強める必要があるのではないのでしょうか。これが第1の問題意識です。第2の問題意識は必要な個別の圃場への電気柵設置を進めることではないかということです。有害鳥獣駆除対策交付金というのが、国から県を通してくるわけですが、これで電柵の材料費が支給されるのは圃場の関係者が3人以上の圃場に限るとことです。ですからどんなに大きくても、個人の圃場には設置に対して補助がなく、設置が進みにくいという状況があります。軽井沢町では、町独自の電柵設置補助制度を作って効果を上げています。3つ目の問題意識は、有害鳥獣対策費用への国からの特別交付税措置を積極的に活用することです。町が有害鳥獣駆除対策のために出したお金に対して、国が特別交付税であとからくれるという制度です。前回の定例会で私指摘をして、町でも対象になれると活用していく、あるいは活用しているという答弁いただきました。これから対策を強めたいという趣旨も答弁も受けています。駆除費用については町が出した費用の8割、その他の費用は5割を国が特別交付税で措置するというもので、高い率の補助金に匹敵するような制度ではないかと考えます。しかしその後、この有害鳥獣駆除に関わるあるいはその財源に関わる職員の方向何人もとやり取りしたんですけども、積極的に活用していくっていう姿勢が弱いのではないかと私感じるわけです。これが第3の問題意識です。以上の問題意識に立ちまして、3点質問させていただきます。まず町が電柵の維持管理や圃場の電柵設置に補助金を出した場合、この費用は特別交付税の措置対象になるのではないかと私考えますけどいかがでしょうか。2番目、国や県などの補助を受けられない地区の電柵の維持管理に対しては、町が補助できないでしょうか。3番目、鳥獣被害がある地域の個別の圃場への

電気柵設置に対して国、県の補助が受けられない場合には、町が補助するという制度を作ってはどうか。以上3点質問します。

○まちづくり政策課長

それでは私の方から1番目の質問についてお答えをさせていただきます。特別交付税の措置の対象になるかというご質問でございますけども、議員のお見込みのとおりであります。町が電柵の維持管理費や圃場の電柵設置に対する補助金の制度設計をした場合につきまして、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための目的であれば、それに要した経費を特別交付税の措置対象として算入することができます。特別交付税の算入に当たりましては、被害防止計画に基づく内容であるか否かでその経費の算入率につきましては変わってくるというものであります。以上であります。

○産業振興課長

それでは2番目、3番目についてお答えをしたいと思います。まず2番目でございます。特別交付税は制度的に有害鳥獣対策を目的とした柵、罠、檻などの資材購入及び設置費のほか、これらに関わる維持管理費についても対象経費になっております。交付金対象外の地区に対する電柵の維持管理に対する補助ですが、現状ではこのような地域には、森管理に関する経費の補助を行っておりますが、電柵の維持管理に対する補助は行っていない状況でございます。しかし、特別交付税の対象経費には含まれておりますので、区または地域、地区による取り組みをしていただいていることを前提に、今後このような電柵の維持管理に対する補助につきましては、町内のそれぞれの維持管理の状況、こちらを確認した上で研究してまいりたいと考えております。続きまして3番目のご質問でございます。町が補助をする制度を作れないかというところですが、電柵に対する補助につきましては交付金対象とする場合条件がございます。まず費用対効果の算出ですとか、受益戸数、そしてまた設置後の維持管理、こういった要件がございまして少数の個々に対する補助については実施はしておりません。しかしこちらも特別交付税の対象経費に含まれているということでございますので、区または地区、地域による取り組みをしていただくことを前提に、電柵購入に対する補助について各地区の有害鳥獣の被害状況、最新の状況ですね、それに伴う電柵の設置状況、こういったものを把握して、併せて近隣自治体の実施状況を確認するなどしながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○吉 澤（4番）

大変重要な前向きな答弁をいただいたと感じております。先ほども言いましたが、中央アルプス経ヶ岳に繋がる西山地域は元々クマ、サル大勢いるわけで、人間の活動が弱くなり山が荒れてくる中で、獣の方がどんどん元気になるとこの傾向は将来も変わらないと思います。そこに餌があれば来るわけですよ。それを防ぐ地域的な電柵は切れてるところからまとまって出てくるっていうのは想像できるし実態もそうなわけです。ですから西山地区はずっと全部電柵繋げなきゃいけないはずですよ。これが適正に維持されるために、町の支援をまた設置されていない地区に設置が進むようにという意味でもやっていただきたい。もう1つは東山地域でも、あそこは電柵設置すればいいのに何でしねえんだらうって話がある地域があります。聞いてみたらみんな家庭菜園程度で、そんなとこまでするならめんどくせえやっちゅう話だっつうんですけど、中には結構大きく作っていて毎年おサルさんに100俵以上、トウモロコシを進呈していますという方もいるんですよ。そういうところは地域的に電柵作れなければ、圃場を囲んだ電柵を作ってそこにはサルは入られないんです。この私、話したやつは農家のためだけじゃなくて、特にサルなんかは荒びてくると一般家庭も荒らしますのですね、一人暮らしのご婦人のうちの屋根やガレージに登っては脅かすなんちゅう苦情も受けたことがあります。生活公害を防ぐということだし公益的な意味もありますので、しかもこれは農家だけ追っ払ったり、農家だけで対応しても駄目ならしいんですよ、地域みんなでやっていかなきゃいけないちゅうことですので、こういう広域的なある事業ですので、特別交付税措置を活かすような制度を作り、ぜひ進めていただくように検討していただきたいと思います。次に4番目の質問に移ります。町の3箇年実施計画についてです。まず町の3箇年実施計画はどんなものかということについての質問になります。今後3年間の主な町の事業の計画を載せる3箇年実施計画は、行政計画の一部で要をなすものだと思います。どこの市町村でも作っていると思われます。議員5年目になっての指摘で申し訳ないんですが、町の3箇年実施計画を見たことがないということに気が付きました。ほいで議会に公開してもらいたいっていうふうに言いましたら、課長レベルでも共有してないんだというお話でした。そこで質問です。辰野町での3箇年実施計画の位置付け、策定手順とその内容、計画に載せている事業の総件数はどのくらいのものなのでしょうか。お答えください。

○まちづくり政策課長

それではお答えいたします。総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構

造により構成されておりました、実施計画は基本計画で定められた施策を推進するため、年度ごとに実施する事務事業や予算を定めたものとなっております。実施計画の作成については、前年度の計画を参考にしながら、国・県の補助事業、起債事業、今後の策定が必要な計画等、委託の有無等を搭載するものとしております。策定手順は、社会情勢の変化や国・県の政策動向、行財政の効率的運営と自主財源の確保に努めるとともに、直近の実施状況を振り返り、その結果と状況の変化に基づき、改めて翌年度から3年間の計画をつくるローリング方式にて作成をしております。その中で、各担当課から必要事業情報を集約しまして、まちづくり政策課でまとめ理事者と担当課、まちづくり政策課でヒアリングを実施しております。ヒアリングは、担当課からの事業説明を受けまして、課題や事業の方向性等を意見交換や議論をふまえて、また新年度予算への順位付けなどを確認して策定をしているところであります。内容は、新規事業と継続事業に分かれております。またソフト事業とハード事業の区別、当年度の予算額から始まる3箇年の事業について年度ごとの事業額、事業に係る財源の種類、実施してきた事業総額等を盛り込んでいるところであります。令和6年度の作成、また計画については、一般会計、それから事業会計合わせた総事業数としましては、約380の事業を搭載しているものとなっております。以上であります。

○吉 澤（4番）

2番目の質問、これの公開・共有について質問します。この3箇年実施計画の取り扱いについて上伊那8市町村の状況をお聞きしました。8市町村中6市町村がホームページで公開しています。1自治体は請求があれば公開ということで、辰野ともう1自治体が公開してないでした。町は基本構想基本計画をもとに今も話したように、分野別の様々な長期計画を作っています。ちょっと持ってくるの忘れちゃったんですが、森ビジョン、道路網計画、環境計画、健康21、福祉、その他、私の手元の綴りだけでもこのくらいになりますし、そのほかに本もこれくらいありますよね。これは言葉は適切ではないかもしれませんが、言えば絵に描いた餅だと思うんです。この餅を町民が食べて、町民のためになるよう具体化するのが実施計画であり、毎年の予算、そして毎日の皆さんのお仕事だと思うんです。予算と違うところは、3年間くらいの見通しを持ってお互いに考えられると、例えば庁舎エレベーターもさんざ要望してさんざできない、いくら言ってもできないねつつたけども、3箇年実施計画の3年目に載ってれば、ああ3年目にやるのかということもありますし、あともう1つ、私、南

箕輪役場時代に先輩から聞いた話ですけども、当時ですけどね首長は4年の任期があって、次の選挙を意識するから任期中にどんどんいろいろやりたがると、そうすると金を使って財政が逼迫しちゃう傾向があるから、そこはある程度抑えて均衡化して、ちゃんと健全財政を維持しながら、町長公約も実現するように対応する役割もあるんだよって話を聞きました。私もなるほどなと思ったりしました。そういう意味で3箇年計画ってのは大変重要な計画だと思うんです。それからですね、共創・協働のまちづくりっていうふうによく言われますよね。理事者、課長、職員の皆さん行政大きな役割を担ってやってるわけですけど、まちづくりには議員の我々も責任があるし、町民の皆さんもともに担うことだはずなんです。ですからともにまちづくりを進めるという意味でも、3箇年実施計画を共有することは必要ではないかと思います。そこで質問です。町民、議会に3箇年実施計画を公表すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

まず議員ご指摘のとおりですね、現在の状況で言いますと各課の者もですね共有がしていないという状況でございます。こちらにつきまして担当課だけでなくですね、各課横断的にやはりこの内容をですね共有していきたいというふうに考えております。本年度のものからですね各課横断的に実施計画確認できるようにしてまいりたいと考えてるところでございます。実施計画につきましてはその搭載事業の進捗をする中でですね、数々の諸問題がある場合もありますし、また財源の問題もあります。見積りをする中で各課練って実施計画を提出していただいておりますけれども、昨今ですね物価高騰等もありまして、なかなかその事業費がですね翌年度になると変わってくるというようなものもあります。また社会情勢の変化によりまして、計画を当初も考えていたものもですね方向変換というようなものもあることがありますので、公表するについてなかなかですね、最初載っていたのになくなったではないかとか、混乱を招いてしまうというようなものもあります。そういうふうになってはいけませんので、議員ご指摘のように協働のまちづくり進めていく中では、その公表等もふまえて考えていかなければならないというふうに思っております。他市町村8市町村中6市町村がですね、公表しているということでもありますので、その公表のですね傾向というものを研究しながら、将来的には広く皆様に公表していきたいというふうに考えております。以上であります。

○吉 澤(4 番)

まず一步前進してさらに検討していただけるということでもあります。辰野は辰野のやり方があり、それでしっかりした行政をやってきていただいているわけですが、公表した方が私はいいいんじゃないかと考えますので、ぜひその方向で考えていただきたい。また見直しでの混乱、あれが載ってねえじゃねえかとか、これ減らされたんじゃないかと当然あると思いますけど、そこのやり取りがまさに良いことであって、それは恐れる必要ないんじゃないかと思う意見を申しておきます。最後に役場臨時職員の待遇改善について質問します。わかりやすくと思ひまして、通告の件名を非正規職員としたわけですがでも誤解を招きますので、質問では会計年度職員と呼ばせていただきます。正式には会計年度任用職員ですが。年度単位、1 年単位の雇用計画で働く皆さんが会計年度任用職員になります。これは地方公務員法などに規定された正規の公務員の一種であります。ですから、非正規という表現はやっぱあんまりよくないかなと私は思うわけです。昨年 9 月、この皆さんの状況と待遇改善について質問しまして、答弁では辰野町には正規職員とほぼ同じ人数の会計年度職員がいること、人事院勧告に沿って今年度から新たに勤勉手当も支給する方向だということなどの答弁を得ました。この皆さんの待遇改善について新たな課題に気が付きましたので質問する次第です。まず 1 点目、会計年度職員の実態についてです。昨年 9 月の答弁によりますと、昨年 4 月 1 日現在の町の会計年度任用職員数は 315 人で、職員数の 46%、このうち女性が 83%、この皆さんが担っている仕事は一般事務、小中学校、保育園、病院とすべての行政分野にわたっていました。そして待遇、給料は一般事務の月給制の方で 14 万 5,000 円から 17 万 7,000 円くらいと、正規職員のほぼ半分くらいという回答でした。そこで質問です。今年度の会計年度職員の人数、全職員に占める割合、担っている業務はどのような状況でしょうか、お答えください。

○総務課長

お答えいたします。令和 6 年 11 月現在、会計年度任用職員の数は 309 名です。そのうち一般職は 239 名、医療職は 70 名です。全職員数に占める割合で申し上げますと 45.8%、一般職では 51.5%、医療職では 33.3%となっております。雇用形態は、週 5 日勤務で 1 日 7 時間 30 分勤務の月給制の職員と、その他の時給制の職員と大別されますが、月給制の職員が 121 名、時給制の職員が 188 名であります。業務別で内訳を申し上げますと、一般事務では月給の職員が 32 名、時給の職員が 45 名、小学校

関係で月給の職員が 16 名、時給の職員が 42 名、調理員、月給の職員が 9 名、時給の職員が 7 名、中学校関係で月給の職員が 1 名、時給の職員が 5 名、調理員月給の職員が 2 名、時給の職員が 3 名、保育園関係で、保育士月給の職員が 23 名、時給の職員が 30 名、調理員月給の職員が 7 名、時給の職員が 17 名、病院関係で医師、月給の職員が 4 名、時給の職員が 1 名、医療事務等月給の職員が 6 名、時給の職員が 11 名、看護師等月給の職員が 21 名、時給の職員が 27 名となっております。このような形で役割としましては、こういった事務ですとか業務臨時的な業務、多様化する行政課題ですとか、そういったものに町民ニーズに対応するため、それぞれの知識・経験・技能を活かしていただいて、常勤職員の業務を補助していただいているところであります。以上です。

○吉 澤（4 番）

細かい報告ありがとうございます。昨年度と同じような傾向のように見受けられました。本来、会計年度職員は一時的に忙しくなる仕事に、一時的についてもらう公務員ということなんですよね。それが職員数の 45% ですからほぼ半分近くが会計年度任用職員、つまりいないと回らない恒常的に必要な仕事になってもらっているというのは、決していい状態ではないと思うわけです。ただこれは辰野町だけの話ではありません。保育園だけ見ても正規と会計年度任用職員の割合が 1 対 1 ならまだいい方で、会計年度任用職員の方が正規の倍いる、あるいは 3 倍いるっていう町村も近隣ではあるようです。原因はですね、政府が行政改革という名前のもとに、必要な職員まで地方に削減するように求めてきて、そして財源の保障なしに仕事やサービスをどんどん市町村におろしてきたと、これに対応せざるを得ないちゅう中での苦肉の策という感じもするわけです。ですから根本的には政府に必要な公務員は正規で雇えるよう、きちんと財源措置を求めていきたいと思います。と同時にですね、官製ワーキングプアとも言われるわけです、この会計年度任用職員の皆さんの待遇は。そしてその中で女性が圧倒的に多い。男女の賃金格差をなくすためにも、公務職場の会計年度任用職員の方の待遇改善が必要だと言われておりますし私もそう思います。それで 2 番目の質問に移ります。主には勤勉手当の支給月数について、会計年度任用職員の勤勉手当の支給月数についての質問になります。人事院勧告によって今年度から会計年度任用職員にも支給することになった勤勉手当、正規職員は月給の年間 2.05 箇月支給されています。ところが辰野町の会計年度職員には月給制の方で年間 1 箇月分、パートの方には 0.5

箇月分しか支給されていません。金額に直しますと年間 15 万から 20 万円くらい正規職員の勤勉手当が月数で少ないことになることです。大事な仕事担っている割に基本給が元々低いこの会計年度職員に、手当の支給月数まで差をつけるのは酷ではないでしょうか。国はこの間こういう通達を出しています。昨年 12 月 27 日、公務員部長通知、財政を理由に会計年度職員の勤勉手当の支給を抑制することは適正でない。それから今年になってつい先日ですね、令和 6 年 11 月 29 日総務副大臣通知、会計年度任用職員の給与については、実施時期を含め常勤職員に準じて改正することを基本に対処すること。準じるっちゅう日本語を辞典で調べましたら、基準として従うという出ていました。岩波国語辞典です。さらに財源についてはこれも今年 11 月 29 日の総務省の通知です。地方公務員の給与改定の財源は地方財政計画の追加財政需要額及び地方交付税の増額交付の中で対応する。つまり国は財源措置しますよと通知はしているんです。そこで 2 点目の質問です。正規職員の半分か 4 分の 1 っていう勤勉手当の支給月数を正規職員並みにするように改善できないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○総務課長

会計年度任用職員の方の処遇につきましては、近隣市町村との均衡を図りながら、条例や規則において定め、支給をしているところであります。勤勉手当に関しましては令和 5 年の改正法によりまして、報酬また費用弁償及び期末手当に加えまして、適正な任用、勤務条件の確保という趣旨や労働者を取り巻く情勢をふまえ、一定の会計年度任用職員に対し本年度から勤勉手当を支給しているところでございます。支給率につきましては、先ほど議員ご紹介いただきましたけれども、常勤職員が 1.025 箇月に対しまして、会計年度任用職員の方は月給の方は 0.50 箇月分、時給の方は 0.25 箇月分ということに定められております。勤勉手当につきましては、民間における賞与等の均衡上支給されます、いわゆる生活給の補充を目的としました期末手当のように任期に応じて一律で支給する考え方とは異なりまして、人事評価の結果をもとに勤務成績を反映させて支給をする必要がございます。一方で、会計年度任用職員の多種多様な雇用形態におきまして、評価の基準となる業務の内容やまた責任の程度などを明確にすることが困難という課題もございます。勤務時間につきましても 1 日 4 時間勤務の職員と 1 日、7 時間 30 分の職員がいて、また常勤の職員ともかなり時間差が生じる場合がありますので、一定の水準に設定することは実態として好ましくないと考

えられます。こうした事情から会計年度任用職員の雇用形態による均衡を図りつつ、かつ常勤職員との均衡をもふまえ、支給月数を別々に設定しているところでもあります。一方で、昨今では会計年度任用職員の方の採用も非常に厳しい状況があります。支給月数の決定には同じ行政サービスを行う自治体間で、著しい格差を生じさせないように考慮する必要がありますけれども、近隣市町村の動向等を注視しながら、また労働組合とも協議、研究しながら、今後対応を検討してまいりたいと思います。以上です。

○吉 澤（４番）

勤勉手当の支給月数について正規職員を私 2.05 箇月、年間で言ってます。総務課長は 1.25 と言ったと思うんですが、これは期末手当の半年分じゃないでしょうか。ちょっとまたあとでそれ確認しましょう。私、年間の月数で言っておりますのでということです。この問題で上伊那 8 市町村の状況を私調べました。会計年度任用職員に正規職員と同じ月数の勤勉手当を支給している自治体が 1 自治体ありました。辰野町は、この支給月数だけ言えば低い方のグループです。その他でいろいろ頑張っていたいてるところたくさんあるんですけどね。例えば期末手当支給の時もほかの町村では支給月数は正規と同じにするが、時給を下げたというような自治体もありましたけど、辰野は一切そういうことをせずに堂々と上げられましたから、そういう努力は私もすごいなと思ってるわけですけど、この勤勉手当の支給月数で言えば辰野は上伊那で低いグループでした。国はですね給与改定の場合この勤勉手当の支給も含めて、遡及適用の分も含めて正規並みの支給月数を求めているわけです。財源措置については国はマクロ的にはそう言ってるけども、実際にはなかなかちゃんと来てないんだよっていう話も聞きますから、十分じゃないかもしれません。しかし一定の財源措置はすると国も言ってるわけです。元々少ない給料で大事な仕事を担っていただいている皆さんの労苦に応えるためにも、せめて支給月数は正規並みにしてほしいと考えるわけです。また、給与改定の遡及適用ということが今後も話題になるかと思いますが、これも国の通知に従い、正規と同じにしていっていただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議 長

ただ今より、昼食のため暫時休憩とします。再開時間は 13 時 15 分ですので、時間までにお集まりください。

休憩開始

12 時 08 分

再開時間 13 時 15 分

○議 長

再開いたします。質問順位 4 番、議席 7 番、向山光議員。

【質問順位 4 番 議席 7 番 向山 光 議員】

○向 山 (7 番)

職員の皆さんの間でもインフルエンザや新型コロナの感染が引き続き出てきているようであります。予防に万全を期していきたいものだと思ってます。通告に従い 4 項目について質問します。初めに、湖周行政事務組合による最終処分場建設計画についての質問です。10 月 8 日の諏訪市議会全員協議会さらに同日の湖周行政事務組合の議会全員協議会において、金子諏訪市長が板沢地区への計画を断念する旨の報道がされました。まず、この決断に対して敬意と感謝を申し上げたいと思います。そこで、町へはいつどのように伝えられたのか、そして町としてはどのように対応したのか、またホームページに町長のコメントも発表されていますが、改めて町長の所感をお聞きします。

○町 長

はい。お答えいたします。町が知ることになったのは 10 月 8 日の湖周行政事務組合定例議会時の全員協議会にて表明された時点であり、傍聴をさせていた職員からの連絡で知ることになりました。町としての対応は、メディア対応が主であり、併せて町長としてのコメントを発表いたしました。改めての所感とのことですが既に発表しているコメント、メッセージがすべてであります。改めて期成同盟会の林会長を始め、ご指導ご支援いただいた多くの皆様方に感謝御礼申し上げます。

○向 山 (7 番)

一旦というか一応解決をした、このあとの処理対応が重要ではないかというふうに考えております。少し長くなりますがこの問題の発端は、平成 28 年 10 月に諏訪市の金子市長が湖周行政事務組合の最終処分場予定地を板沢と公表したことに始まります。しかし、諏訪市の内部で板沢に決定したのは金子氏の前任市長のときであります。金子市長は前任者のときに決定していたものを、手続き的に前へ進めたに過ぎません。しかも、今から 62 年前の上上野、赤坂地積へのし尿投棄問題については、市長の年齢からいって知る由もないことでもあります。残念なことは、し尿投棄問題が諏訪市という行政組織の中で十分に共有されておらず、考慮されなかったということでありま

す。そのような事情の中で、平成 29 年 7 月の期成同盟会役員との懇談の席上、辰野町の皆さんの同意がなければ、予算執行できないと考えていると発言されました。金子市長には、この約束を守り通してくださいました。そして、建設計画を断念することとは、新たな候補地を探さなければならないという新たな大変な責任を負うことになるわけであります。まさに、英断、苦渋の決断であったと察します。その決断に改めて心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。この間、一番ご苦労いただいたのは、建設阻止期成同盟会の結成以来一貫して組織をまとめ、湖周行政事務組合との対応をしていただいた林龍太郎会長と、筆頭副会長の古村仁士さんです。また、塩嶺累層と井出の清水に関する知見等、科学的調査のあり方についてご教示いただいた信州大学名誉教授の赤羽貞幸先生、株式会社サクセンの皆さん、長野県の職員で諏訪市の副市長を務められ、現在、長野県総務部長の職にある渡辺高秀さんには特に感謝申し上げなければならないと思います。またこの間、62 年前の上上野、赤坂地積へのし尿投棄問題の生き証人とも言える赤羽将秀さんや、長野県との仲介の労をとっていただいた垣内基良元県議、副会長として技術的観点からも多くの貴重な発言をしていただいた赤沼則光さんが亡くなりました。改めてご冥福をお祈りするとともに、感謝申し上げたいと思います。そして何よりも地元の住民の皆さんの自分たちの環境を守るという強い思い、町民全体の水を守り未来の世代へ守り繋いでいくという思いが今回の結果に繋がったものと思います。町も町議会や区長会の反対決議などを受け、住民とともに反対していくとして、反対の姿勢を貫いたことが諏訪市や湖周行政事務組合としても、断念の判断に至る大きな要因であったと考えます。少し残念なのは金子市長のコメントであります。新聞報道から引用します。「感情的なもの、峠を越えた場所での建設への嫌悪感から、科学的なアプローチも理解に至らなかった」新聞報道ですから、必ずしも本意が伝わっているのかはわかりませんが、辰野町側住民の思いは嫌悪感とかではなく、安全性への不安や、同じようなことが繰り返されてきていることへの不信感であります。また、ボーリングは浅いところでの調査にとどまっています。科学的アプローチとしては不十分なものと考えます。赤羽先生は、調査は誰が何の目的でどれだけの費用をかけて行ったかが問題であると指摘されています。同盟会では、調査の結果を認めたり受け入れたりしたわけではありません。諏訪市議会では、担当部長が地下深い部分の全範囲調査については、調査方法、費用の観点から、実施は困難だと答弁しています。単なる嫌悪感ではないそして安全性についての科学

的裏付けは出ていない。この点については、どこかできちんとしておく必要があると考えています。私はこの間、一般質問において何回も過去に学び、教訓を活かしていくことの重要性を訴えてきました。この板沢地区最終処分場問題については、62年前のし尿投棄という大きな出来事があって、そのときに反対運動を担った世代が地域の大先輩として残っておられたこと、その運動を幼少期に見て記憶していた世代、林会長や私がその世代ですが、その世代が今、地域の活動を担っていること、そしてその反対運動が語り継がれてきたこと、また当時の樋口町長を中心にまさに行政が反対運動の先頭を担っていたこと、これらがまとまった力となって行政の境界を越えての問題の解決に繋がったものと考えます。しかし一方で、隣り合う行政同士であり道路や観光、し尿処理など様々な分野で広域的に共通の課題に取り組んでいる、また通勤や通学でも大きく関係し合っている、そのような事情の中で、運動を先鋭化しないようにと抑制的に自重しながらの反対運動でした。そのことは常々、林会長がリードされてきたことであります。一方、それゆえに住民、町民の皆さんには理解はしていただいていたとは思いますが、将来に向けて今回の教訓をどのように引き継いでいくのかは大きな課題であると考えます。現に、もう何年かすればまた問題は起きるよという方もいらっしゃると思います。今度起きれば三度ということになります。そしてそのようなことがあってはなりません。期成同盟会としてどのように教訓を引き継いでいくのかは大きな課題であると考えます。町としてこのようなことが繰り返されないようにするために、どのように考えておられるのかお聞きします。

○町 長

はい。町としてはこれまで以上に国、県、近隣市町村等との連携を強固にそして良好な関係を築いてまいります。また職員に対してもこういった問題への取り組みの経験を未来永劫、繋いでいけるように尽力してまいります。

○向 山（7番）

どうやってそれを繋いでいくかっていうことは大きな課題であるかと思います。さらに検討していただきたいと思います。私は単に板沢の問題を地域エゴとして取り上げてきたつもりではありません。この間の一般質問の中でも申し上げましたけれども、上伊那広域連合としての広域的なごみ処理の課題は、上伊那8市町村が共有しなければならない課題であり、例えば八乙女の最終処分場がいっぱいになったとき、あるいは伊那のごみ焼却施設が期限切れになったときに、上伊那8市町村としてきちんと対

応しなければならない、そのことについてはぜひ辰野町の対応が地域エゴだったというふうに言われないような、適切な対応をするよう求めておきたいというふうに思います。次の質問に移ります。私は先ほども申し上げましたけれどもこれまで歴史を正しく学び、教訓を語り継ぐという視点で、太平洋戦争との関わり方について質問してきました。昨日 12 月 8 日は日本が真珠湾を奇襲し、太平洋戦争が始まった日であります。この日を巡って上伊那では 40 年以上にわたって毎年「不戦を誓う集い」が開催され、町長もあるいは議長も意見広告に名前を連ねていただいています。また、夏に行われている「辰野平和のつどい」には町と教育委員会に講演していただき、町長、教育長にはメッセージを寄せていただいています。私は戦争を巡っては、加害者の立場と被害者の立場についてきちんと記録に残し、語り継ぐことが重要であると考えています。辰野町からの満蒙開拓団に起きた悲劇的な出来事に関連して、私は昨年 12 月議会で、民間で運営している阿智村の満蒙開拓平和記念館について、自治体パートナーとなって協賛すべきではないかと質問しました。その際の答弁では良い返事をいただけませんでした。6 月議会の高木議員の一般質問に対して協賛していく旨の答弁があり、さらには 10 月の中学生議会での平和に対する活動についての質問に対して、町長は満蒙開拓平和記念館の自治体パートナーとなったことから、満蒙開拓に関する啓発活動を行う旨の答弁をしています。そこで、この満蒙開拓に関する啓発事業は、どこの部署でどのように進めようとしているのか、現時点での考えをお聞きします。

○町 長

はい。戦争による悲惨な犠牲や過ちを知ること、同じような歴史を繰り返さないよう、学びの支援課が担当として平和教育、郷土教育にこれまでも取り組んできましたので、満蒙開拓団に関する歴史と教訓を語り継いでいく啓発の取り組みについても、同様に教育委員会、学びの支援課を中心に必要な関係課が連携して取り組むように指示してまいりたいと考えております。

○向 山（7 番）

辰野町では昭和 33 年に平和都市及び核非武装宣言を、昭和 59 年に平和都市宣言を議決しています。町の議決機関である議会の議決でありますから、行政がしっかりと取り組まなければならないとともに、議会もチェックするだけでなく、提案して成果が上がるように取り組んでいくべきと考えます。中学生議会では、平和教育として中

高校生の広島、長崎への派遣の要望や、町の平和に対する取り組みについて質問がありました。教育長の答弁では、辰野中学校 3 年生対象の戦争体験を聞く会、東小学校での爆弾が落とされた話を聞く会、高校での松代地下壕や満蒙開拓平和記念館の見学などの取り組みや、上田市の無言館や町内の身近な戦争遺構などを紹介されました。要望があった広島、長崎への派遣について前向きな答弁とはなりませんでしたが、次の世代を担うそして感受性豊かな若者に、そのような経験をしていただくことは大きな意義があると考えます。その実施について引き続き検討していくべき課題であると指摘しておきたいと思います。一方、町としての平和に対する取り組みとしては、町長から、満蒙開拓に関する啓発事業のほかに、慰霊碑の紹介も行うとの答弁でした。これは9月議会での古村議員の一般質問への答弁をふまえてのものと理解しています。9月定例会では、私は草の根の語る私の戦争体験の冊子の扱いを始め、戦争体験を掘り起こす作業、戦争に関する遺物を収集する作業について提案し、学びの支援課長から答弁がありました。来年は終戦・敗戦から 80 年になります。まとめて体験や異物などを掘り起こすことができる最後の機会とも言えます。平和行政としてさらに様々な取り組みを検討すべきではないかと考えますが答弁をお願いします。また、先ほどの答弁と関連しますが、これらの取り組みを有機的・効果的に展開するために、総合的に企画し、連絡・調整する組織を検討すべきと思いますが、合わせて考えをお聞きます。

○総務課長

恒久平和実現のテーマにつきましては、グローバル、世界的な視点での問題です。いかにこれを事業や取り組みを具体化して住民に働きかけて、その効果を得るか1つの地方自治体の扱う課題としては、大きいものかなとも感じております。終戦敗戦から 80 年の節目の年であります。町が関係している機関・団体でも様々な取り組み、働き動きが出てくるものと思いますので、これらへの協力参加を検討してまいりたいと思います。合わせまして議員からも一部ご紹介がありますが、町として以前答弁もさせていただいております、広報たつのを使いまして慰霊碑の紹介、戦争に関する遺物の収集・展示、満蒙開拓記念館との連携によりますパネル展示等を検討しております。平和教育啓発につきましては、先ほど町長が答弁しましたとおり学びの支援課が中心ということになりますけれども、このほかにも取り組めることがないか今後、課長会などを通じまして庁内で研究してまいりたいと思います。以上です。

○向 山（7 番）

ぜひ節目ということでございます。今年は辰年で盛り上がりましたが、来年は終戦敗戦 80 周年とともに、辰野新町発足 70 周年これは両方コラボしてでも取り組める課題ではないかというふうに考えています。ちなみに満蒙開拓平和記念館では、パートナー自治体デーということで、ウィークで南信地区 WEEK っていうような取り組み、それから夏休みには子ども WEEK っていうことで、自治体パートナーの小中高生対象に無料で見れるというようなこともあります。こういったことの周知啓発も有効ではないかというふうに考えます。中学生議会に関連して質問を続けさせていただきます。今年も中学生議会が開かれ、辰野中学から 8 人、両小野中学から 2 人の中学生議員と議長によって議場で立派な質疑を展開していただきました。議会が主催者となっていますが、学校側・行政側の大きな理解と協力によって成り立っています。中学としては、特に辰野中学では総合の時間を使って、辰野町を探究する時間として捉えて、取り組んでいただいています。この取り組みを通じて郷土愛や自己有用性、自己肯定感が醸成されれば、大変意義のあることだと思います。議会としては何よりも町政に関心を持ってもらい、主権者教育の一環として役立つことができれば大きな成果であると考えます。しかし、生徒たちにとっては町のことについてほとんど知識がなく、町のことについて知る手がかりもわからない、そもそも何を調べたら良いかわからないという、暗中模索の中からのスタートであるというふうに感じています。生徒たちが辰野町の状況を調べ、そこから提案などを考えていくわけですが、この町調査については、それに親切に対応していただいている役場の職員も、大変ご苦労なさっているのではないかと思います。そこで辰野町のことを広く時には深く知る手がかりとなる学習資料、副教材があれば生徒にとっても指導する先生にとっても、また資料提供する町職員にとっても有益ではないかと考えます。私はこのことについてかつて提案したところ、様々な準備をしているという趣旨の答弁をいただいています。改めて副読本の編集について、考え方、進捗状況についてお聞きします。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。このふるさと辰野を学ぶための副教材、この編さんは私も長年の願いの 1 つでもございます。ようやく踏み出せそうかな、そんな感触を持ってるところでございます。編さん委員のメンバーですけれど、編さん委員長と 2 人の副委員長、それから各学校から 1 名の委員を出してもらっており

ますけれど、既に人選は終わっております。第1回目の会合は年明けて1月を考えております。この編さん委員会ですけれど今年度から3年間という期間を想定をしております。今年度は、大まかな枠組みと内容を決めていく。そして次年度でございますけど1年かけて資料の収集を行い、3年目、令和8年度には原稿執筆それから製本までこぎつけなければならないというふうに考えております。以上です。

○向 山（7番）

大いに期待したいというふうに思います。これは副教材ではあるけれども、移住定住の方にとっても、非常に有効なものではないかというふうに考えます。町長部局ともその辺りについてはぜひ相談をしていただければというふうに思います。3つ目の大きな質問、森林整備のための諸課題についてということで質問に移ります。前回に続いて、森林整備森ビジョンの進め方についてであります。議会の総務産業常任委員会では、森林整備を進めていくことを大きな課題と捉えて、この間様々な調査検討をしてきています。松くい虫被害のメカニズム等については、塩尻市にある県の林業総合センターに出向いて研修を受けました。森ビジョンについては策定に当たられた信州大学名誉教授の植木先生からお話をお聞きしました。これらには町の担当職員にも同席していただき、問題意識を共有できたのではないかと思います。さらには総務産業常任委員会として岡山県西栗倉村を視察し、「百年の森構想」による林業を主軸に、地域再生、自立を実現した取り組みについて研鑽しました。この「百年の森構想」というのは、戦後の拡大造林期の50年とこれからの50年を指して100年と言っているわけですから、まさに辰野町と同じ背景に立っているわけであります。また先日、南箕輪村で開催された伊北議員研修では、杉本健輔さんから地域に根ざした森林整備の実践をお聞きすることができました。いずれも多くの示唆をいただくことができましたが、総務産業常任委員会ではまだこれらを総括していませんので、ここでは私の個人的な見解に基づいて質問してまいります。まず森ビジョンについてです。3月に策定されて9箇月になろうとしています。9月定例会の森ビジョンをどのように具体化し、進めていくのかという私の質問に対して、森ビジョン推進会議を立ち上げて、進捗状況等を評価検証しながら進めていくという趣旨の答弁でした。このままではビジョン策定から何も進まないままに1年が経ってしまうのではないかと懸念しています。推進会議の役割などについては、このあと質問しますので、まずはこの推進会議をいつ立ち上げるのか、そのことだけお答えください。

○産業振興課長

それではお答えいたします。推進会議の立ち上げにつきましては、来年2月頃を予定しております。なお、森ビジョンの普及啓発につきましては、来年1月13日、月曜日にときめきの街におきまして、森ビジョンを町民の皆さんや森林所有者を始めとした、森林関係者の皆さんに広く知っていただく目的で、イベントを開催いたします。今後、広報等でお知らせを行う予定で、多くの皆様にご参加いただくように考えております。以上です。

○向 山（7番）

遅い、遅いばかり言っても仕方がありませんので、具体的にですねイベントを絡めながら、啓発をしていくということですので、ぜひ前へ進んでいくそういうことについて期待をしたいというふうに思います。推進会議の役割、位置付けについて9月議会では議論が少しかみ合わなかったというふうに私は思っています。森ビジョンでは、森ビジョン「P」を周知する役割を担い、PDCAを行い森ビジョンを推進すると示されています。しかしこの「P」（プラン）の部分について、その後のDCA実施・検証・改善の対象となれるような具体策が盛られていないのではないのかというのが私の問題意識です。前回の答弁では、短期目標6項目、長期目標6項目があるとして、各項目について進捗状況等を評価検証しながら、必要な取り組みの追加、変更等を検討し実施して進めていく予定というものが答弁でしたが、森ビジョンに書いてあるままの答弁であったというふうに思っています。しかし6つの短期目標については解説編に具体的項目とスケジュールが示されていますが、例えばゾーニングから危機箇所の特定制という項目がありますが、年次的にどの地区を行っていくのかが示されていないければ、検証ができないと考えます。ほかの項目も同様です。さらに長期目標では一切スケジュールが示されていません。推進会議が検証・改善を担うというとき、検証・改善の対象が明らかでなければ、検証も改善も検討できないのではないのかというふうに思います。そこでお聞きします。森ビジョンにおいて、必ずしも具体的とは言えない具体的項目をどのような組織で、どのように明らかにしていくのか答弁をお願いします。

○産業振興課長

森ビジョンの進め方として、先ほど議員がおっしゃった短期重点項目として設定した6つの項目について、共同アプローチとしてこの共同アプローチとは行政だけでは

なく、森林所有者や町民の皆さんを始め森林施業に携わっている方々や、有識者の皆さんなど森に関わっているということでございますが、そういった皆さんの視点から共同でということでございます。このような様々な視点から毎年検証を行っていくこととなります。まず 2030 年を短期目標年と位置付けておりまして、設定した重点目標について、先ほど申し上げました推進会議を基本として、有識者や林業関係者など関係者のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。長期目標につきましては、50 年先を見据えて、長期的に取り組まなければならない事項となります。併せて今後の社会情勢の変化などにも対応していかなければならないと考えておりますので、必要に応じた見直しも行っていきたいと考えています。以上です。

○向 山（7 番）

9 月の答弁からほとんど変わっていないんじゃないかなっていうふうに私は思います。つまり、推進会議を立ち上げるその推進会議で何を検討するのか、審議をするのかっていったときに、具体的目標が達成されているのか達成されていないのか、そして新たな目標として社会情勢に対して対応してどういう目標を、新たな具体的な目標を掲げて、それを審議してもらうのかということをおしは申し上げているつもりであります。ここで同じことの繰り返しをしてもしょうがないですから、ぜひ今申し上げた PDCA のサイクルを具体的に回す、つまりこれはもう皆さんがここのところで自己目標管理だとか、各種計画の管理でやってきてる手法ですから、その検証に頼る具体的な目標っていうのをぜひ設定していただきたい、これは推進会議でやるつってもですね時間がかかるばかりですから、事務方で具体案を示してそれで推進会議で承認していただければいい案件ではないかと私は思ってますけども、ぜひそういった観点から検討をしていただきたいものだというふうに思います。次に移ります。前回も指摘しましたが、森ビジョンを進める上で森林経営管理制度が大きく関係すると考えます。森林経営管理法では、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、または経営管理実施権を民間事業者に設定する等により、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な推進を図るとしています。また森林所有者に対して、適時に伐採、造林、保育を実施することにより、経営管理を行わなければならないと定めています。さらに、その経営管理については森林について自然的、経済的、社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことをいうと定めています。つまり意向調査によって森林の経営管理の委託を受けなさい、そして経営管理の受け

た森林に対して、自然的、経済的、社会的諸条件に応じた適切な経営または管理、つまり、適時に伐採、造林及び保育を実施しなさい、このように定めているわけであり、ここで町が今後、個人所有の森林のうちどのくらいの面積の森林を経営管理していかなければならないのか、そしてその森林をどのように経営管理していくのか、そのために自然的、経済的、社会的諸条件はどのようになっているのか、これらを明らかにしなければ適切な経営管理ができないわけです。そのための意向調査であるわけですが、この意向調査については6月議会で樋口議員が質問されており、課長からは「この結果を見ますと多くの方がご自身の所有する森林の場所もわからない、管理もなかなか難しい、さらには町に相談したいという方が多く、課題や問題のある山林物件が多い状態であると考えております」と答弁がありました。さらに「林野庁から森林経営管理制度の基本的な進め方について示されておりまして、最初の年度にただいま申し上げている意向調査を実施し、次年度に調査で回答されたものを集計そしてまたそれに基づく整備計画を立て、さらにその次の年以降に森林整備事業に実施していく、そういった計画案が示されております。当町はこの指針に基づいて事業を進めていく計画であります」と答弁しています。つまり、年次計画で順次各地区ごとの意向調査を進めながら、並行してその集約をして地理的条件や経費等を検討した上で、整備計画を立てる、その翌年には整備事業を実施していく、そういう林野庁の指針に基づいて、町も進めていくということではありますがそのとおりに進んでいるのかどうか、簡潔にお答えください。

○産業振興課長

令和3年度に策定いたしました辰野町森林経営管理制度実施方針、こちらに基づきまして年度別の意向調査を実施しております。意向調査につきましては、予定どおり進んでおります。しかしながら、意向調査以降に整備計画を立て、翌年の整備事業実施というところに関しましては遅れております。令和3年、4年に意向調査を行った箇所については、今年度末から来年度初めにかけて整備の計画から実際の整備について実施をしていく見込みであります。以上です。

○向山(7番)

ホームページに辰野町森林経営管理制度実施方針ってのありました。実情に合うような形をどう進めていくのか、これからの質問にも関わってまいります。森林経営管理法ができ、森林環境譲与税が交付される。つまり、国全体が森林のあり方に危機感

を持って政策を進めています。そしてわが町は多くの森林を抱えており、しかもその森林は急峻であったり、市場で扱いにくいアカマツが圧倒的に多かったり、さらには高齢化や就業構造の変化で、森林管理の担い手がほとんどいなくなっているという状況にあります。森林作業に従事する人材や事業者の確保は大きな課題です。このことについてはあとで触れますが、そもそも行政の中で事務処理がアップアップになっているのではないかと考えます。早急に人員の手当が必要であると指摘しておきたいと思います。その上で人員確保の方法として、私はかつて地域林政アドバイザー制度の活用を提案し「地域に精通し専門技術とコーディネート能力の高い人材の採用を今後検討してまいりたい」との答弁がありました。6年以上も前のことですが、残念ながら今日に至るまでその活用はされていません。地形が複雑で、地域の気候の変化が大きい我が国の森林にあっては、谷ごとにしかも日当たりが異なる左岸と右岸では植生が異なり、適正樹種や施業方法も異なります。そういう事情に精通している人材がいればベストであります。それは極めて難しいことだと思います。西栗倉村では森林についてまったくの素人であったけれども、西栗倉の暮らし方に共鳴して都会から移住して、村職員になった方が林務行政を1人で担っていました。この際、地域に精通しているとか、専門的技術があるとかではなく、やる気、情熱、今の職員に欠けているというわけではありません。決してそうではありません。忙しすぎるのです。そういう情熱のある方を外に求める、地域おこし協力隊でも良いです。ぜひそういう取り組み、求人の情報発信をしていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○産業振興課長

議員ご指摘のとおり、森林環境譲与税の交付により、市町村が担う業務量は増加の一途を辿っております。これに加えて、松くい虫対策やクマを初めとする野生鳥獣の対応、林道の維持整備や治山事業など森林の維持管理に関わる事業は多岐にわたっております。ご指摘の地域おこし協力隊につきましては、令和5年度に募集をかけた経過がございますが、採用できる人材が集まりませんでした。森林に関する業務は専門性も高く、アドバイザーとして専門的な経験や知識をお持ちの外部人材の協力も必要と考えております。林務行政を推進していく上での体制については、再度研究をしてまいります。以上です。

○向 山（7番）

昨日の新聞を見てますと、会計年度任用職員の募集の中に森林経営管理という項目

がありました。ここも今の私の質問と連動するのかなというふうには思っています。繰り返しますけれども、必ずしも精通しているっていうことになるものすごく難しい、でも情熱を持って学んでもらう、そして辰野町のために活かしてもらおうという視点であれば、まだいろいろな選択肢があるのではないかっていうふうに思っています。経験豊富な外部人材ということであれば、個人名を挙げて恐縮ですが、杉本健輔さんは技術士や総合森林監理士フォレスター、これドイツでは弁護士だとか医師と並ぶ非常に社会的なステータスの高い評価を得ている技術者ということのようですけども、このフォレスターの資格をお持ちでかつ南箕輪村を始め、近隣の自治体でも実績を上げておられる、そういう方が身近にいらっしゃるわけで、ぜひ話をしてもらいたいというふうに思います。9月議会では、町から経営管理を再委託できる林業経営者自体は地域に存在しているとの答弁がありました。しかし、町が経営管理しなければならない森林面積これは個人の所有林が対象です。そのほかに対象となっていない団体有林があり、この割合面積が他の市町村に比べて非常に多い、このことは植木先生も指摘されています。団体有林に関しては、今回、古村議員がこのあと質問される予定になっていますので踏み込んだ議論はしませんが、いずれにしても町全体で対応しなければならない森林面積を考えたときに、対応できる林業経営者や林業従事者は圧倒的に不足していると考えます。どのように育成していくのか、あるいは現在の事業者の規模を拡大していただけるのか、そういう視点からの検討が不可欠であると考えます。まずは現状把握、問題意識の共有が大事かと思います。事業者の皆さんときちんとした懇談をすべきと考えますが、答弁をお願いします。

○産業振興課長

議員ご指摘のとおり、町全体で対応しなければならない森林面積を考えますと、対応できる事業者や従事者の皆さんは不足していると考えております。まずは現状把握や問題意識こういった共有を行わなければならないと考え、担い手の確保に向けた事業者の皆さんとの情報共有、お考えなどをお聞きしながら、今後そういった内容を把握してまいりたいと考えています。以上です。

○向 山（7番）

町内在住の林業従事者が増えると森林環境譲与税も増えるという、こういう仕組みになっています。ぜひ前向きに積極的に検討をいただきたいというふうに思います。林業経営に適さない森林、国内で私有の人工林670万ヘクタールのうち、210万ヘク

タールということが示されていますが、これをどうするのかという課題があります。林野庁の森林総合監理士フォレスター基本テキストっていうのが、ホームページに載ってましたのでそれを見ましたが、林業経営に適さない森林について、間伐を繰り返して複層林化するなどが示されています。放置しておいて良いというものではありません。その視点からどのように対応していくのかも、大きな検討課題であることを指摘しておきたいと思います。さて、西栗倉村の視察では、様々な示唆に富んだお話をお聞きすることができました。様々な要素がありますので、数値で単純比較するのは慎重でなければなりません。森林面積は辰野町の 36%、財政規模は 41%でありながら、林業費は辰野町の約 3 倍、2 億 4,700 万円、一般会計の中での予算比は辰野町の 0.9%に対して、西栗倉は 6.3%、これで林業を中心に据えた自立の村づくりを進めています。また希望があった場合には、村が個人所有の森林を譲り受けて、一体化、一貫した経営管理を進めているとのことでした。村内産木材の活用、そのための貯木場の開設、地域おこし協力隊の積極的な受け入れによる林業や、6 次産業の担い手の育成、ドローンを使った森林資源の詳細な把握など林業関係施策で特徴的な事業は、辰野町でも全く手がつけられないっていうものではないと考えます。森林に関連してクマの出没について質問します。今年は長野県も町もツキノワグマ出没注意報を出して注意を呼びかけており、町外では人が襲われるなどの事件も発生しています。そんな中、竜東地区でも岡谷市川岸境と中央道パーキング地区付近で、クマが目撃されたとの情報がありました。9 月議会では教育委員会で天竜川右岸地区について国道から山際でしたか、希望のあった児童生徒に警告用の鈴を配布したとのことでありました。天竜川左岸についての対応についてお聞きします。

○教育長

はい。9 月議会で答弁させていただいたように、10 月 2 日には、町内でクマ出没の恐れがある地域に住む小中学生全員に約 520 名ですね、クマよけの鈴を配布いたしました。しかし、辰野東小学校区の児童生徒については該当地区外であるということで配布しておりませんでした。議員言われるようにここへ来て出没確認されているということでございますので、東小学校区も配布する方が良いのではないかというふうに判断いたしました。12 月に入っていよいよ本格的な寒さの時期に入ったわけですが、最近のこの温暖化、それからクマの習性等考慮しますと、ここでこの時点で配布するのが望ましいだろうというふうに考え、とりあえず業者が確保している在庫分で、

辰野東小学校の児童生徒分確保していきたい、そんなふうを考えて今準備をしております。なお中学生分までとなるとちょっと業者にもその在庫が厳しいという状況ですけど、いずれこちらの方についても確保していかなければならないというふうを考えております。以上です。

○向 山(7 番)

今までクマの出没の情報のあった地区の皆さんに対して、大変申し訳ない思いもあるわけですが、東山地区は傾斜もなだらかな里山が展開しているということで、森ビジョンで示す森に親しむという点でも大変有望なところだというふうに思っています。クマの目撃については、野生動物について見慣れない人については誤認ということもあります。修正等も含めてきちんとした確認作業をお願いしておきたいと思っています。最後に時間がありません。今回町長が議会初日の招集挨拶で、給与改定について、他市町村の動向を見て判断して最終日提案になるかもしれないと発言されました。人事院勧告に基づいて、よほどの事情政争の具になるとか、なければ 12 月議会で提案していたものというふうに私は理解しております。最終日に追加提案することを強く求めます。答弁をお願いします。

○町 長

はい。地方公務員の給与改定時期についてはこれまで国に先行して行うことのないようにする旨、国から各自治体に示されてきたことを踏まえまして、県や県内の多くの市町村が議案上程を見合わせていましたが、今回、本定例会開会直前の 11 月 29 日に総務省が発出した通知は、国における給与法の改正の動向を踏まえつつ、地域の実情を踏まえ、適切に判断することと内容でありました。このためこれまで県や他市町村の対応など地域の状況を見定めてまいりましたが、人勧や公務員の給与改定は、民間給与や地域経済にも大きな影響を及ぼすことや、物価高騰の現状も踏まえまして、国の給与法改正を待たず、年内に人勧に沿って給与改定するよう職員に指示いたしました。本定例会最終日に関係する条例の一部改正と各会計の補正予算を追加議案として提案させていただきますので、ご審議の上、原案可決をお願いいたします。

○向 山 (7 番)

わかりました。最終日、慎重審議をさせていただきたいと思います。以上で私の本日の一般質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 5 番、議席 9 番、高木智香議員。

【質問順位 5 番 議席 9 番 高木 智香 議員】

○高 木 (9 番)

それでは、通告に従い質問させていただきます。まず始めに、生理の貧困問題について質問させていただきます。今年の夏、子どものクラブ活動である中学校に行った際、トイレを利用させていただきました。そこには、生理用品無償提供のお知らせという紙が貼ってありました。何らかの理由があって、生理用品が手元になくて困っている人には、こういうところに行けば無償提供していますという案内でした。これまでいろんな中学校の体育館に行くことがありましたが、トイレに案内の紙が貼ってあることはありませんでした。中学校に貼ってあることにとても驚き、後日その自治体に問い合わせをしたところ、中学校だけではなく、役場や子育て支援センター、保育園にも案内を貼っているとのことでした。現在辰野町では役場や町民会館、社協の女性用トイレの個室には、困っている人が利用できる生理用品が置いてあります。今年の 4 月に行われた若者タウンミーティングでは、女性用のトイレに生理用品が置いてあることに勇気をもらったという意見も出されました。辰野町では、トイレの個室に置いてあるだけではなく、役場や社協の窓口でも無償提供を行っております。非常に価値がある取り組みです。そこでお伺いします。これまで役場や社協の窓口で実際に無償提供されている生理用品を受け取った人はいたのかどうか教えてください。

○総務課長

役場庁舎と町民会館では、必要な方が気兼ねなく自由に生理用品を持って行っていただけるよう、女性用のお手洗いに設置し提供しておりますので、人数自体は把握しておりませんけれども、毎日その在庫を見ながら補充をしておりますので、令和 5 年度は 192 袋、本年度は 4 月以降ですけれどもこれまでに 72 袋ということで、一定程度のご利用があるというふうに考えております。当初は窓口にお申し出のあった方にその都度お渡しする予定ではありましたが、男女問わず職員に声をかけることをためらう方もいるのではないかなという女性職員からの意見がございまして、必要に応じて遠慮なく利用いただけるよう、現在の方式を採用した経緯がございます。以上です。

○保健福祉課長

私からは社会福祉協議会が管理しています施設における状況についてお答えをさ

せていただきます。老人福祉センターにおきましては、お手洗いの設置はございませんが、生活困窮に関する相談時におきまして、必要の有無をお聞きする中で5件の申し出があったようでございます。またボランティアセンターではお手洗いに設置したものが約100枚、茶の間では年間約50枚程度のご利用があったと聞いております。以上です。

○高 木 (9 番)

実際に困っている人がいないという状況が一番良い状況ですが、生理用品については口に出しにくいと思われる方もいますし、それだけをもらいに窓口に行くという方はほとんどいないと思います。そのため先ほど答弁にもありましたが、役場などのトイレに生理用品がいつでも提供されている状態というのは、受け取る側にとってはほとんどストレスなく手にすることができる、非常に良い環境だと思います。今後も続けていただきたいです。ただせっかくの取り組みを必要な人が利用できるように案内していくということも必要です。例えば小中学校や辰野高校、子育て支援センターのトイレに案内を貼ったり、乳幼児健診のときに案内したり、就学援助を受けているご家庭にも周知するなど、困っている人が来るのを待っているのではなく、困っている人を見つけるために、あらゆる場でさりげなくお知らせをしていただきたいです。今現在必要でなかったとしても、いつ必要な状況になるかわかりませんし、子どもたちに対しても、困ったときには相談ができるんだ、辰野町から離れたとしても、困ったときには住んでいる自治体に相談することができるんだという、将来に繋がる大事な周知だと思います。そこでお伺いします。困った人に対して、生理用品の無償提供をしているというお知らせの紙を、小中学校や高校、支援センターのトイレに貼ったり、乳幼児健診のときにお知らせしたり、就学援助を受けているご家庭にお知らせすることはできないでしょうか。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。学校の保健室には生理用品を用意してあり、必要な子あるいは忘れた子が利用できるようになっております。また小学校では、高学年の女子児童に対して保健指導として生理用品の使い方だとか、忘れたときの対応、保健室に備えてあるものを利用して良いこと等を指導しております。コロナ禍で大変な時であった令和2年のとき、辰野町では先ほどありましたけど、感染防止対策の一環だとか、コロナ禍による経済的格差の拡大により生理用品を購入で

きない、そんな家庭もあることを想定して、無償の生理用品を今話ありましたように役場だとか、町民会館、様々なところ等に置いてございましたけど、町内の小中学校のトイレにも同じように無償の生理用品を配布しておりました。小中学校のトイレではその都度養護の先生などが補充をしていましたけれど、かなりの利用があり役に立ったのではないかなとそんなふうに思っております。その一方で、必要な個数以上に持ってってしまうこともあって、支障をきたしたということもあったようでございます。そこでそのあとは保健室で保管をして、必要なときに持っていけるようにしていると聞いております。保健室に備えてあるこの生理用品ですけれど、生活支援対策や感染防止対策の一環であることはそうなんですけれど、養護の先生必ずしもこの間の人事異動等で異動しておりますので、ここら辺は理解されてないそんな養護の先生もいるかと思います。改めて議員言われるように、保健室にありますとか、トイレにね必要な方は保健室行ってくださいっていうような表示の確認をしてみたいと、そんなふうに思っております。それから、就学援助受給世帯への周知ですけど、これは必要な文書を入れればいいだけです、これはすぐできるのではないかなとそんなふうに思っております。以上です。

○高 木（９番）

ぜひ高校や子育て支援センターでも案内の紙を貼っていただきたいと思います。貼り紙１枚であっても、それを見て救われる人がいるかもしれないと思うと、その役割は大きいと思います。現在、小中学校の保健室には、緊急時に児童生徒に渡す用の生理用品はあっても、無償提供するための生理用品は用意されてないようなんですが、準備しておくということも必要ではないでしょうか。そこでお伺いします。保健室は、児童生徒が困りごとを相談に行く場でもありますし、先生方は日頃から子どもたちと接していますので、子どもたちの様子を一番把握していると思います。無償提供するための生理用品を保健室に備えておくことは必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○教育長

はい。お答えしたいと思います。先ほどちょっと私十分説明をしきれていなかったですね。現在、保健室に確保されている生理用品というのは無償ということになっております。それで無償の生理用品がだから置かれていることになります。そしてまた町の担当課に確認させていただきました。町が保管しているこの用品を学校に回すこ

とは十分に可能だということでございますので、保健室でその無償の生理用品在庫がなくなれば、学校に回していただけるということでございますので、これからも町内小中学校の保健室には無償の生理用品が置かれるということになります。以上です。

○高 木 (9 番)

今後も保健室に無償提供用の生理用品を置いていただきたいなというふうに思います。また学校の保健だよりなどで周知するというのも必要ではないでしょうか。コロナ禍では個室のトイレに中学校の個室トイレに、生理用品を置いてあるということでしたけれども、役場などでもトイレに置いてあることで困っている方がほとんどストレスなく手にすることができています。子どもたちの中にも何らかの理由で、十分な生理用品を持ち合わせていない子もいるかもしれません。現在は個室トイレに置いてないようですが、今後、生理用品を置いておくということも検討していただきたいと思います。次に世帯分離についての質問に移ります。1 番と 2 番の質問を合わせて質問させていただきます。世帯分離というのは、同じ住所に住んでいる家族が世帯を分けるということです。例えば、親と子どもが同居している場合に、親と子で世帯を分離すると同居しながら世帯主が 2 人いるということになり、親と子が別世帯となります。親と子で一緒に暮らすことを選択した場合であっても、生活はそれぞれでやっていこうと決めて生活されている方も多いと思います。それぞれ生活リズムも違えば必要なものも違う。元々親が住んでいたところに、別のところで暮らしていた息子や娘家族があとから入ってくるということもあります。親は親の生活があり、子は子の生活があり、それぞれが自立した生活を送っていこうということで、同居を始めた方の中には、同じ家に住んでいても世帯を分けたいと思う方もいらっしゃいます。そこでお伺いしたいのですが、現在、辰野町では世帯分離をしたい場合にどういった条件があるのか教えていただきたいということと、この条件については各自治体で決めることができるようですが、今現在の条件を変更または再検討する考えはないのかどうかお聞かせください。

○住民税務課長

世帯分離とは、住民票に登録されている 1 つの世帯を 2 つ以上の世帯に分けることでありますが、世帯を分離した場合、世帯を分離した日から 14 日以内に届け出ていただいております。まず、住民票は住民基本台帳法第 3 条に、市町村長は常に住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように、必要な措置を講じるよ

う努めなければならない。また、同第6条には、市町村長は個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。そして注釈として、世帯とは居住と生計をともにする社会生活上の単位を言うことがあります。さらに、住民基本台帳事務処理要領、第1-4 総説、世帯の意義及び構成に、世帯とは居住と生計をともにする社会生活上の単位である。世帯を構成するもののうちでその世帯を主宰する者が世帯主である。単身世帯にあっては、当該単身者が世帯主となる。なお、その世帯を主宰するものとは主として世帯の生計を維持するものであって、その世帯を代表するものとして社会通念上妥当と認められるものと解するとあります。また、住民基本台帳法関連実例のQ&Aであります。問いの方でありますけれども「甲が世帯主となっている世帯員のうち、乙は甲及び他の世帯員と同一の家屋に住んでいるが、所得を得るようになり生計を別にしているので、世帯を別にしてほしい旨、世帯変更の届け出があったが、これを受理し乙を世帯主とする新たな住民票を作成して良いか」これに対する答えであります。「居住と生計をともにする社会生活上の単位を世帯としているので、この要件を満たしていれば分離することはできないが、事実、生計を別にしていれば分離することも可能である」とあります。以上の事をふまえて窓口で世帯分離の申し出を受ける際に、世帯員の一部が独立した生計を営むようになり、同じ住所であっても複数の世帯主が住んでいる状態となった場合、ここからが高木議員のおっしゃる条件に該当すると思われますけれども、同居をしても親世帯と子世帯で完全に家計を分けて暮らしており、互いに金銭援助などがないなど、世帯分離を証明する項目を確認させていただきながら、世帯分離申出書を提出していただいております。世帯分離を証明する確認項目ですが、具体的には公共料金の支払いを分けているか、区費等の状況や居住実態等をお聞きしますが、客観的居住事実を証明するための資料を確認させていただく場合があります。ただしこの確認項目につきましては、状況に合わせて見直しをすることもあります。しかしながら全国でも多数発生しておりますが、介護保険サービス利用料や健康保険料を軽減する目的で世帯分離する場合など、不適切な届け出は受理できません。いずれにしましても、住民票は住民の居住関係を公に証明する唯一の公簿であり、その記載内容、住所、氏名、世帯主や続柄などは、居住の実態に即した正確なものでなければなりません。税金や各種保険制度、福祉サービスを始めとした各種の行政サービスは、住民票の世帯構成などをもとに決定されます。公平で公正な行政サービスを提供する必要があるため、実態に即した正

確な届け出をしていただくようお願い申し上げます。

○高 木 (9 番)

先ほど答弁の中にもありましたが、世帯というのは居住と生計が一緒の人たちの集まりを言うところでしたが、居住と生計が一緒というところがポイントだと思います。同じ屋根の下で暮らしていても、お互い生活費は別々、公共料金などについてもお互い出し合っている場合、同じ世帯なのか、別の世帯なのかどうかは本人たちの判断になるのではないのでしょうか。世帯主についてもそれぞれの考えで生活し、それぞれが物事を決めているのであれば、親世帯、子世帯それぞれに世帯主がいると言ってもいいのではないのでしょうか。同じ屋根の下で生活をしている場合には、それぞれ別の世帯とは言えませんということも理解できますが、果たして言い切っているのでしょうか。私はそこが疑問です。世帯分離ができるかどうか判断するための世帯の状況を証明する項目については、現在自治体ごとに決めています。辰野町の項目が間違っているということではありません。今まで検討した結果、今のようになっているということは理解しております。その上で私が調査したことをこれからお伝えしたいと思います。先月、県内 77 市町村に直接電話して、世帯分離の申し出があった際にどのような対応をしているのか調査しました。辰野町のように、住居と生計が完全にわかれていると判断できない場合は、世帯分離を認めないというところが 15 自治体、同じ家に住んでいる場合でも生活費が別々ですという証拠になるメモ書きや通帳のコピーなどの提出を求めたり、その上で世帯主から状況を聞いて判断するというところが 6 自治体、申請書を書くだけあるいは書いた上で、若干の口頭確認などをして認めているというところが 56 自治体ありました。県内およそ 4 分の 3 の自治体が住民から世帯分離をしたいという申し出があった場合には、自治体側としてはその手続きをするだけですという対応になっておりました。もちろん世帯分離をする前に分離したあと、不便になる点などを窓口で説明し、きちんと理解してもらった上で手続きを進めるといった丁寧な対応をしている自治体もありました。辰野町でも相談があった際には、丁寧な説明をしているとお聞きしております。誰でも申請する権利はありますので、辰野町でも申請すること自体はできますが、世帯の状況を証明するための項目が厳し過ぎないかというところを、今一度考えていただきたいと思います。再度お伺いします。この項目について再検討するという考えはないのでしょうか。

○住民税務課長

先ほども高木議員のご質問にお答えいたしましたけれども、この条件ですね、この確認項目につきましては、状況に合わせて見直しをするということでご理解いただきたいと思います。

○高 木（9 番）

先ほど答弁にありましたように状況を確認してということでしたけれども、私のところに相談があった方は、なかなかちょっと窓口の方でうまく申請できなかったっていうふうな相談に来ておりますので、そこら辺を丁寧に聞いていただければなというふうに思います。同じ家に住んでいても、お互い生活はお互いでやっていこうと決めて生活されている人が、世帯分離をしようという場合に、先ほど答弁ありましたが、もう少し状況を聞いたり、それぞれでやっているということが何かしらわかるというものを提出してもらくなりして、認めていくということも今後必要ではないかなというふうに思います。職員の方も心苦しい思いを対応されているというのはわかりますが、切ない思いをしている住民の方もいらっしゃいますので、その辺理解していただければというふうに思います。なぜ同じ敷地内に別棟を建てなかったのか、あるいは完全な二世帯住宅を建てなかったのかということを想像していただきたいと思うのですが、建てるだけのスペースがなかった、あるいは建て直すだけの金銭的な余裕がなかった、そういったことを考えると、一つ屋根の下でそれぞれお互いの生活を尊重しながら暮らしていくというのは普通の流れではないでしょうか。今一度世帯の状況を確認するための項目と、住民の生活状況などを照らし合わせていただきたいなというふうに思います。先ほどの答弁の中にもありましたが、世帯分離をしたい理由が、介護保険料などの軽減だった、そういう方がいたというふうにありましたけれども、そもそも世帯の所得で保険料を決めてしまうということに問題があるのではないのでしょうか。世帯ではなくサービスを受ける個人の所得で保険料が決まっていれば、保険料の軽減を理由に世帯分離をするという必要はなかったと思います。個人の所得で判断すべきだと国に訴えていくことも町として必要ではないでしょうか。また地域を歩いていますと、物価高騰で苦しんでいる方がたくさんいらっしゃいます。先日も福祉灯油券についての記事がたつの新聞に掲載されていましたが、年金暮らしをして生活が大変なんだけど、私はもらえないんだろうかというような声をお聞きしました。自分の子どもと一緒に暮らしている高齢者であっても、昼間は一人で過ごしている方がほとんどです。家にいれば電気代も灯油代もかかります。節約するにも限界があり

ます。なぜ少ない年金の私が支援が受けられないのかという不満の声をよくお聞きします。世帯の所得で考えてしまうと、低所得でも支援を受けることができないという方も出てきてしまいます。福祉制度については、個人の所得で考える必要もあるのではないのでしょうか。そういったことも今後、町として考えていただきたいです。次の質問に移ります。認知症などの見守りについて質問させていただきます。今年度、策定されました辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の基本理念は、いつまでも健やかに暮らし続けられるまちです。この計画書を見ますと辰野町の高齢化率は、来年2025年には38.7%、15年後の2040年には44%になると予測されています。町民の5人に2人が65歳以上ということです。また2040年には高齢者のうち7人に1人は認知症になる可能性があると言われていました。認知症の前段階の状態とされる軽度認知障害の方を含めると、高齢者の3人に1人は認知機能が低下すると予測されています。計画書には新たに要支援・要介護者の認定を受けた方の約2割は、認知症がきっかけになっていると書かれていました。これは非常に大きい割合ではないのでしょうか。認知症予防と合わせて認知症への理解を深めていくことや、認知症の方やそのご家族への支援体制を充実させていくことが重要です。そこでお伺いします。現在、辰野町では認知症の啓発のためにどのような活動をしているのかお伺いします。

○保健福祉課長

現在、町で行っています認知症啓発活動について、主なものについてお答えさせていただきますと思います。まず認知症サポーター養成講座の開催でございます。認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で、手助けするサポーターを養成する講座でございます。毎年数回行っておりまして、今年度につきましては奉仕団であったり辰野高校にて開催をしております。また、オレンジガーデニングプロジェクトでは、役場ロータリー脇にある花壇にマリーゴールドやヒマワリといったオレンジ色の花をボーイスカウトの皆さんに植えていただきました。このオレンジ色でございますが、認知症サポーターの証であると同時に、認知症の人とその家族を温かく見守る、温かさを感じるオレンジ色は手助けをしますという意味もあり、認知症支援のシンボルカラーとされております。またそのほかにも、認知症キャラバンのマスコットキャラクターであります、オレンジ色のロバ隊長のマスコットづくりの協力要請を行っております。作られたロバ隊長は、認知症サポーター養成講座を受講していただきました皆さんにお配りをしております。こういっ

たものが主立った啓発活動でございます。

○高 木 (9 番)

広報などでも様々な取り組みが紹介されていまして、その一つひとつの活動が認知症の理解を深めるものだと思います。来年度以降も高校などでのサポーター養成講座を続けていただきたいと思いますし、小学校でもサポーター講座を行っているとお伺いしております。今後も続けていただきたいと思います。高校で養成講座を行うきっかけになったのは、違う地域で講座を受けた先生が辰野高校に来たことだと伺っております。認知症の理解を深めようという輪が広がっていくことは素敵な動きだと思います。また先ほど認知症サポーターキャラバンという答弁ありましたが、そのマスコットキャラクター、ロバ隊長を今年度、辰野町でみんなで作っていこうという動きがありました。私もちょっと作ってみようと思ひまして先日作りました。これがこれこれなんですけども、これはなぜロバなんだろうというふうに思って私も調べてみましたが、ロバのように急がず、一步一步進んでいこうという意味が込められているそうです。私が家で作っていますと子どもたちから何をしているのと聞かれ、私も作ってみたい、私も欲しいと言われて、このロバ隊長はこういうものなんだよと、親子で認知症についての話をすることもできました。こういったことも認知症を知るきっかけにはとても良いと思います。町の職員の方は受講されている人も多いというふうにお聞きしていますけれども、もし町長や教育長まだ受けていないようでしたら、10 名ほど集まると受講できるようなので、ぜひ受講してみてください。毎年 9 月は世界アルツハイマー月間、認知症月間ということもあり、全国各地で認知症に関するイベントが行われています。近隣の自治体では映画上映会が行われるなど、みんなが気軽に参加できるイベントが開催されました。辰野町でも、住民が気軽に参加できるイベントを実施していただきたいです。今年も 11 月には子育てイベントが行われ、町内外から多くの方がみえました。同じように認知症月間である 9 月には、認知症や介護などを考えるイベントの開催を行うというのはいかがでしょうか。もし何か考えていることがあれば教えてください。

○保健福祉課長

今、議員おっしゃられましたけれど、1994 年国際アルツハイマー病協会 ADI といいます。それと、世界保健機関 WHO、これは共同で毎年 9 月 21 日を世界アルツハイマーデーと制定し、この日を中心に認知症の啓発を行っております。日本におきましても、

毎年9月21日は認知症の日また9月を認知症月間と定めております。辰野町におきましても、これに合わせまして様々な啓発活動を行っております。オレンジガーデニングプロジェクトでは町民の皆さんからオレンジの花を撮った写真を募集し、町民ホールで展示しております。それに合わせまして、認知症に関する図書も展示をしております。また、長野県の若年性認知症支援コーディネーターや認知症介護研究、研修東京センターの客員研究員を務めております講師を招きまして、身近にいる認知症の方とともに生きるためにどう考えるべきなのか、そういった内容で講演会を開催いたしました。昨年度になります。西小でも認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症啓発活動に力を入れておりまして、9月に限らず年間を通してそういった活動を行っております。イベントということはちょっと現在のところ考えておりませんが、年間を通して周知活動を力を入れていきたいと考えております。

○高 木 (9 番)

特に認知症に関するイベントは考えていないということでしたけれども、今年、防災訓練実施することができませんでした。弱者への避難などについても訓練を実施していただきたいなというふうに思います。防災グッズの準備などと合わせて、対応の仕方もみんなで考えておくという必要がありますし、誰もがなりうる認知症といつでも起こりうる災害というのを、合わせた防災訓練も良いと思いますので、ぜひ来年度以降、防災訓練で認知症の方などへの対応も考えて実施していただきたいなというふうに思います。何がきっかけになって認知症に関心を持つかということは人それぞれです。私の場合は住民からの一通のメールでした。そのメールがあったおかげで、町での取り組みを詳しく知ることができましたし、ロバ隊長を作ることにも繋がり、サポーター養成講座を受けてみたいというふうに思うようになりました。また養成講座を受けた方の中には、もっと認知症の方のために役に立ちたいというふうに思う方もいらっしゃいます。サポーター養成講座からさらにステップアップする研修もあるようですので、その研修も実施していただきたいと思います。また認知症の方やご家族のニーズを聞きながら、地域で見守り支えていくチームオレンジという取り組みが全国で始まっているようです。町内でもこれから進めていただきたいなというふうに思います。予防事業も見守り事業も行政だけでどうにかなる問題ではありません。民間事業者の方や地域の皆さんの力をお借りして、認知症を当事者だけの問題にしないよう、町全体で支援していく体制をこれから強化していただきたいというふうに

思います。次に、認知症高齢者等見守りシール事業についての質問をします。この認知症高齢者等見守りシール事業というのは、1人で外出した際に自宅に戻ることができなくなる恐れがある認知症の方の服や持ち物に、二次元コードを印字したラベルシールを貼り、もしシールが貼られた方が困っているのを発見した場合に、その二次元コードを読み取ると、その方のご家族とインターネット上の伝言板を通してやり取りを行うことができるというものです。全国の自治体でもこの事業が行われています。徘徊などで困っているご家族の負担を軽減するには良い取り組みだと思いますが、辰野町でも見守りシール事業を実施することはできないでしょうか。

○保健福祉課長

ただいま議員からご提案いただきました、認知症高齢者の見守りシールですが、今すぐ導入するという考えは今のところ持ってございません。先進事例を2、3見ますと、徘徊ぐせのある高齢者の家族からはありがたいという声が寄せられている反面、このシールを貼ることによって周りの人たちに認知症であることがわかってしまうと、そんなちょっと人権的な配慮も必要なのかなというふうに思います。また見守りシールのほかに、GPS機能が付いている靴を着用するとか、いつも持ち歩くバッグの中に入れておくもの、そういった商品もあるようでございます。今後、具体的な要望がありますれば、どのような機能を持った商品が良いのかちょっと研究を重ねてみたいと思っております。

○高 木（9番）

今後、認知症の方が増えるというふうに考えられていますし、いつでも必要な方が使えるように備えておくということも必要ではないでしょうか。先ほど答弁にもありましたがシールを貼るということへの抵抗感だったり、ほかの人が携帯電話で二次元コードを読み取る行為が、どうなのかというそういうふうな様々な意見もあるかもしれませんが、このシール事業を実施している箕輪町では、年間10人弱の方が利用されていると聞いております。全国でも多くの自治体で導入しております。ご家族の安心材料の一つとして検討していただければというふうに思います。シール事業は安価で簡単に始めることができ、発見された方が目の前の方がどなたなのかを正確に把握できるというのがメリットです。またシール事業だけではなく、先ほど答弁にもありましたが、今はGPS発信機を使っているという方もいるというふうに伺っております。購入する必要はありますが、ご家族が正確に位置情報を把握できるというメリットが

あります。今は便利なものがたくさん出ていますので、各ご家庭が何を利用するのか選択していただければと思いますが、低コストで始められるものとして、このシール事業を行うというのもいいのではないのでしょうか。ぜひ検討していただければと思います。次に、高齢者緊急通報システムについて質問させていただきます。令和7年度末でほたるネットが使えなくなります。ほたるネットは町からの情報を得るだけでなく、緊急通報システムの機能も付いています。私は緊急通報システムについて質問させていただきます。ほたるネット終了後、通報システムについてどうするか、現在検討されているところだと思いますが、そこでお伺いします。現在どこまで検討が進められているのか教えてください。

○保健福祉課長

現在使用しておりますほたるネットは、以前使用していました有線の代替機能として導入されたものでございまして、主に町から町民の皆さん向けの情報発信機器として使われてまいりました。その機器には緊急通報機能があり、登録した連絡先にボタンを押すだけで通報されると、そういったものでございます。このほたるネットは令和8年3月をもって使用できなくなるため、その後のあり方について検討委員会を庁内に設置し検討を行ってまいりました。後継機能を検討する中で、町から町民の皆さん向けの情報発信機能の部分と、緊急通報の部分この両方を同時に有する機器が現在存在していないということから、この2つの機能を切り分けて検討することとなりました。議員がおっしゃった緊急通報機能につきましては、民間事業者が様々なサービスを提供しておりますので、民間の緊急通報サービスを利用することを前提に現在検討しておりますが、ほたるネットを使って緊急通報を使用した実態っていうものを検証してみますと、誤報が非常に多く救急車の出動が必要であったケースっていうのは、決して多くなかったということがわかりました。よって現在そのニーズがどのくらいあるのかを調査する必要があると判断しまして、現在、民生委員の皆様のご協力を得まして、普段見守りを行っている世帯に対してアンケートを調査しているところでございます。今後、このアンケート結果をまとめまして、緊急通報機能のあり方について検討していきたいと考えております。

○高 木 (9 番)

現在、民生委員の方にアンケートを行っているところのようですが、民生委員の方は高齢者の方と普段接しておりますので、調査は非常に大切だというふうに思ってお

ります。町内で特定のシステムを採用するのかあるいは採用しないのか自治体によっても様々です。民間の見守りシステムも先ほど答弁ありましたが、いろんなものがありまして利用したい人が何を求めているのか、また今アンケートを取っているようですので、そのアンケートからももしかしたら見えてくるかなというふうに思います。また、どのシステムを使うかというのもそうなんですけれども、補助についてもどうするのかというところも、合わせて検討していただきたいなというふうに思います。誰でも必要な人が導入しやすいように考えていただきたいです。また何かしらのシステムを導入するというふうになった場合は、来年度末と言わずに、なるべく早い段階で利用できるようにしていただきたいです。システムを導入しない場合であったとしても、様々な見守りシステムについて、ケアマネや民生委員との会議の中で情報共有をして、高齢者の方から相談を受けた際には、いつでも情報が高齢者の方に伝わるようにしておくといいかなと思います。また認知症予防や進行を遅らせるには生きがいを見つけることや、コミュニケーションをとることが良いともされております。高齢者の居場所や楽しみをもっと町の中で増やし、いつまでも健やかに住み続けたいまちになるよう取り組んでいただきたいなというふうに思います。最後の質問に移ります。障害福祉サービス事業者向けの研修費の助成事業についてです。11月17日の信濃毎日新聞に、強度行動障害の方への支援体制について、県内77市町村に調査した結果が載っていました。支援体制が十分でないと答えた自治体が多く、課題として支援員の不足と事業所の不足という回答が多くありました。この記事の中では特定の障害について取り上げられていましたが、現在様々な障害を持った方が増えています。そういった方たちへの支援体制も決して十分とは言えません。支援する人を増やすことが喫緊の課題となっていますが、支援するにもそれなりの知識が必要で、スタッフに資格を取ってもらいながら、各事業所の支援体制を強化しているところだと思います。この研修や資格取得のためには当然費用が必要で、事業所負担あるいは個人負担となっているのが現状です。事業所にとっては、資格のないスタッフに研修を受けてもらいたくても、費用負担が大きくなる、となると全員一気に取ってもらうというわけにはいかないですし、個人負担となれば障害者福祉に関心があっても、事業所で働くことをためらう人が出てきてしまうかもしれません。そこで隣の塩尻市では、今年度から障害福祉サービス事業者向け研修費助成事業という事業が始まりました。これまで5件の申し込みがあったと聞いております。事業所にとって人材確保は大事ですが、

障がいのある方に対応するためには、スタッフのスキルアップも重要になってきます。そこでお伺いします。辰野町でも、障害福祉サービス事業者に対して研修費を補助する取り組みはできないでしょうか。

○保健福祉課長

現在、町内にあります障害福祉サービスの事業所でございますが、相談支援事業所が3箇所、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所が2箇所、行動援護、居宅介護サービス事業所が1箇所、共同生活援助が1箇所、就労継続支援B型事業所が2箇所の合計9箇所でございます。町内の障がい者の方の人数から考えますと、まだまだ十分ではないのかなというのが現状でございます。また、障がい者の方が日中活動できる場を提供する生活介護サービスや障がい児が通っている保育園、学校などを訪問して、集団生活に適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援サービスなど障害をお持ちの方が日常生活に必要なサービスを行う事業所というものが、町内にはございません。このように、町内の障害福祉は十分なサービスを提供できている状況にはないと考えております。よって、新たな事業所を誘致したり、町内にあります介護施設に対しまして、障害福祉サービスの提供ができないか、現在働きかけを行っているところでございます。そのような事業所は有資格者を多数雇う必要があり、資格によっては定期的な研修やスキルアップのための研修を受講させる必要があり、その費用を事業者が賄うことで経営を圧迫することもあります。まずは既存の事業所に対しまして、費用負担の状況、また今、塩尻市さんの例をお聞きいたしましたけれど、そのほか市町村の助成の状況も調査をしてみたいと思っております。いずれにしましても障がいをお持ちの方が身近な地域で必要なサービスが受けられますように、障害福祉サービスの拡充には取り組んでまいりたいと考えております。

○高 木 (9 番)

障害者福祉サービスがただいま十分ではないというふうな答弁ありました。事業者の費用負担の状況の確認というものも早急に行っていただきたい。そして他市町村の調査も引き続き行っていただきたいなというふうに思います。そして事業所をまず増やすということも大切ですし、人材不足も深刻なのでそちらの方の支援もしっかりしていただきたいなというふうに思います。なかなか補助については今すぐに考えられないかもしれませんが、塩尻市のようにとは言いませんが、今後、障害者福祉という分野は辰野町でもさらに力を入れていかななくてはいけない分野だと思います。

ので、民間と行政が協力して障がいのある子どもも大人も安心して暮らしていけるような町にさせていただくよう、事業所を増やすことと合わせて、ぜひ事業者向けの研修費助成も実施をしていただきたいということを要望して、私からの質問を終わります。

○議 長

ただいまより暫時休憩とします。再開時間は 15 時 05 分といたします。

休憩開始 14 時 50 分

再開時間 15 時 05 分

○議 長

再開いたします。質問順位 6 番、議席 13 番、津谷彰議員。

【質問順位 6 番 議席 13 番 津谷 彰 議員】

○津 谷 (13 番)

それでは通告に従いまして、今回は 3 点の項目について質問をしてみたいと思います。はじめの質問でございますが小中学校の給食費無償化について、この課題につきましては物価高騰によりまして、子育て世代の経済的負担がとて大きいことであったり、子育て支援の中でとても重要な課題ではありますけれども、私はこれまでこの課題についてはアンタタッチャブルな部分でございました。しかし子育て世代の保護者の方々から強い要望がありましたので、取り上げていきたいと思っております。近年、全国で小・中学校の学校給食の無償化というのが自治体が増えてまいりました。以下、その具体的なですねデータをもとに話をしてみたいと思っております。昨年の 6 月ですけども、閣議決定をされましたこども家庭庁によりましてこども未来戦略の中に、学校給食費の無償化の実現に向けて明確な明記がされました。その明記に伴いまして実態調査が国によりまして、昨年 9 月に行われております。この今年の 6 月にその実態調査のデータが公表されましたので、これをもとに話をしてみたいと思っております。1,794 の自治体の中で公立の小・中学校の児童生徒全員の給食費を無償化にしている自治体は 722 あります。その中で 547 の自治体が児童生徒全員を対象としております。ほか 145 の自治体が、多子世帯に限定をして支援をしております。また今後予定をしている自治体を合わせますと 775 になるわけでございます。長野県内を振り返りますと、長野県内では 23 の町村が現在、学校給食費を無償化にしております。近隣にいいですと松川町と大鹿村がその対象となっているわけでございます。以下、核心を突く質問をしてみたいと思いますけれども、その前にこの当町におけます現状また経済的負担の支援、どん

なものがあるかお聞かせください。

○学校支援課長

はい。学校給食費につきましては学校給食法第 11 条に規定されておりまして、学校給食費の実施に必要な施設設備費、修繕費、学校給食に従事する職員の人件費は学校の設置者の負担とし、光熱費は設置者または保護者の負担、それ以外の経費は保護者負担としております。辰野町では食材費のみを給食費として保護者に負担していただいております。現在、保護者に負担していただいている 1 食当たりの給食費は、小学校で 290 円、中学校で 330 円です。年間の登校日数を 200 日としますと、1 人当たり 1 年間に小学生で 5 万 8,000 円、中学生で 6 万 6,000 円を負担していただくことになります。これを両小野小学校を含む町内 6 小中学校合計にいたしますと、7,590 万円を 1 年間に保護者に負担していただく計算になります。一方、町が負担する施設設備費、修繕費、光熱費、人件費につきましては、令和の 5 年度の決算では、両小野小学校も含め、合計で約 1 億 1,200 万円となりました。そのほかにも年度によっては給食室の修繕工事等に多額の費用がかかることもございます。経済的負担に関する支援につきましては、物価高騰の中、給食の質、量、栄養バランスを維持しつつ、保護者負担を増やさない、給食費を値上げしない取り組みを行っております。令和 4 年度、令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援としまして、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための、小中学校等における学校給食費等の支援を行いました。令和 4 年度は両小野小学校含め 393 万 6,400 円、令和 5 年度は年間 686 万 500 円を公費で負担いたしました。本年度、令和 6 年度におきましてはこの事業を町の一般財源で継続し、年間で両小野小学校含め 1,314 万 5,000 円を予算計上しております。以上です。

○津 谷（13 番）

はい。物価高騰の対策として町では 1,314 万の公費を負担をしてくださってるってことは、これに関しては本当に評価をしたいと思います。ただこの近年、特にこの 3 年間でなんですけども、給食でよく使われる食材、牛乳や卵また生鮮食品、この 3 年間で軒並み 10%以上値上げになっております。そんな中で先ほどありました学校給食法第 11 条の中にありますけども摂取基準があります。これを満たそうとすると、単価が高くなったり、また価格を抑えようとするとな栄養の不足が出る可能性が出てきま

す。非常にバランスが難しい中でございます。そんな中で、日々栄養士の皆さんを中心とした献立づくりの皆さんの努力には敬意を改めて表すところでございます。しかしながら、物価高騰によります子育て世代の経済的負担というものは、とても大きなものであります。そんな中で、やはり先ほどのデータではありますけれども、物価高の影響を受けている子育て世代の経済的負担の軽減としての無償化が652の自治体で行われているわけでございます。この学校給食法の中には栄養価または学校給食の摂取基準を満たすことまた地域の食材を使って献立を立てること、その食材や給食による食育を進めること、すなわち子どもたちの心身の健全な発達と食育の推進を求められているわけでございます。単刀直入にここは進めてまいりたいと思いますが、当町において給食費の無償化の考えはあるのかないのかお願いします。

○学校支援課長

はい。現状では給食費に充てる特定の財源の確保が困難な状況でありまして、新たな財源が継続的に確保できるまでの間、また国等による何らかの動きがあるまでの間に子どもたちのため、子育て世帯のために何をすべきか、何ができるかを考えたとき、繰り返しになりますけれども辰野町では保護者の給食費負担をお願いしながら、食材費の物価高騰分を町が負担し、保護者負担を増やさず給食の質・量・栄養バランスを維持することが大事だと考えております。給食費の無償化には至りませんけれども、また公費を投入することによって、給食費の値下げにもなかなか繋げられませんが、町の教育委員会では、学校給食に関してはこのような考え方を持っているところでございます。議員ご指摘の考えがあるかということですが、教育委員会の事務局サイドでは学校給食の無償化を議論する段階にまでは、まだ至っていない状況でございます。以上です。

○津 谷（13 番）

はい。まだ至っていないことですので、これから検討するに至るというふうに私は捉えますので、前向きに捉えていきたいと思います。ただ学校給食法第1条第2項の中に、学校の給食費は保護者が負担するものと明確に書かれております。その中でどうして700を超える自治体が学校給食を無償化できているのか、これは明確に総務省によります学校給食費の無償化については、学校の設置者の適切な判断により、保護者の負担軽減は可能であるとの見解が出ておりますので、これにより整合性が出ているわけでございます。ですので、この当町において、今後学校給食を無償化にし

ないという理由を、この学校給食費法第1条にも、第11条に基づいているというのは、私はこれは否定をしていきたいと思います。先ほど話にありました必ずこの話になると財源確保の問題になります。私もここが一番のメインなのかなと思っております。先ほどのデータの中で自己財源、要はふるさと納税や寄附金以外で、それぞれの自治体の自己財源で475の自治体が無償化をしております。以降、地方創生臨時交付金が233、そしてふるさと納税が66とこう続いていくわけですが、今日午前中にも少し話がありましたけども、自治体独自の物価高騰対策の財源になります、重点支援地方交付金の推奨事業メニューの中に、学校給食の負担軽減に活用できると明確になりました。約、国では6,000億円を計上しております。その中でふるさと納税を原資としている自治体もあるわけで、その一般のふるさと納税プラスこの度また5年延長になりました企業版のふるさと納税があります。実はこの企業版ふるさと納税を使って、学校給食費無償化事業と銘を打ってやっているとあります。岩手県の岩泉町なんですけども、これは企業版ふるさと納税を使っているわけなんですけども、ベネフィットとして50万以上の寄付で小中学校で児童生徒と給食の交流会があったりとか、10万円以上でベネフィットとしてホームページや広報誌への掲載などがあります。こんな中でここはずっともう何十年もやっているとありますが、ここが本当にここが一番核心だと思うんですが、この財源確保の一つとして、ふるさと納税を使うことはできないのか。そしてさらにもっと言えば、未来を担う子どもたちのための給食支援プロジェクト、これ勝手に私がつけたんですけど、こんなような名目でクラウドファンディングを使うとか、これなかなか恒久的な財源にならないかもしれませんが、例えば国でやる、この数年間の間、町独自でやるとか、そんなような考えでまずはこのふるさと納税を使うことができないかと質問いたします。

○まちづくり政策課長

ふるさと納税につきましては、納税者が使途をですね選択して納税されることがあります。教育分野でありますけれども、町の場合はですね納税のその使途の集計の仕方なんですけれども、子育て、教育、文化に関する事業という選択をする中で納税をされてくる場合があります。そうしますとこの財源のですね一部を財源として充当するということは、考えられるかなというふうに思っているところであります。また企業版のふるさと納税につきましては、企業さんの方からこれを学校給食費ということでの指定があれば、その財源として充当することも考えられるというふうに思っております。

ます。ふるさと納税の場合は毎年同額が来るということでもなくてですね、その安定した財源というところからあれば同額は充当ということは見込めますけれども、ない場合不足する財源をですねどのようにするかといった点については、制度設計の中で議論が必要かなというふうに考えております。以上であります。

○津 谷（13 番）

ほぼ想定をした感じでございますけども、ただ1つの原資としては考えることができるのかなと思いますので、今後の検討をお願いをしていきたいと思います。先ほども少し触れたんですけども、義務教育段階において給食費の無償化というのは、この地域を格差を生じないためにも、国の責任においてそもそも財源を確保すべきだと私も思います。国の試算では約 5,100 億円かかるということでございますが、これは今後この前回、今年1年かけた調査の中で今後検討していくであろうと私は思っていますが、この実現するにはある程度一定の時間が必要とされる状況です、国からの。ですのでその間の間だけでも、町独自の支援策何かできないかということなんですが、100%無償化にするのではなくて、例えば段階的にこの公費負担をしていくとか、半額負担するとか30%みるとか、またほかの自治体でもやっておりますが多子世帯を優先する、低所得を家庭を優先にするこのような考えはいかがでしょうか。

○学校支援課長

はい。今、学校給食に関する考え方につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。まずは保護者負担をそのままにして、給食の質・量・栄養バランスをいかに保っていくか、ここについては学校の栄養士と打ち合わせをしながら進めているところでございます。その上で今後、給食費の無償化を検討する段階では、半額補助、30%補助、多子世帯割等も検討材料になってくるかもしれませんけれども、現状では現状の給食維持することに力を入れているところでございます。なお、議員の指摘には今ありませんでしたけれども、低所得の家庭に対しましては、現在準要保護児童生徒に関する援助支給の事業を行っております。年間で小学生 5 万 6,000 円、中学生 6 万 4,000 円を給食費として支給しているところでございます。以上です。

○津 谷（13 番）

はい。まず現状維持でそれ以上値上げを保護者に求めない、これは一定の評価をしたいと思いますが、より努力をしていけたらなと思っております。昨年の 10 月から近隣の松川町では小・中学校に加えて保育園の給食費も無償化になっております。こ

れは来年度も 7,100 万円の予算を計上していると伺っております。この面白い取り組みとしては、学校給食の負担軽減の中に、遊休農地の解消というのも一緒に合わせてあるんですね。これどういうふうにしているかという、遊休農地で有機栽培を農産物を作って、それを学校給食に出荷をする仕組みになっておりまして、それによって普通に仕入れる野菜よりも安く価格を抑えることができるね、町は農業振興予算から学校に補助金を出しまして農家への支払いの一部に充てると、こういういろんな方向から考えながら、負担を軽減をしているということもありますので、ぜひこれもまた参考にしていただきたいと思います。最後なんですけども、この給食費の無償化というのは予算確保、先ほどから話がありますけども、これが一番大きな問題だと思います。私もそう思っております。長期的な子どもたちの健康と成長の支援、また教育の平等化、地域の定住の促進といった効果が期待される未来への投資でもあると思います。町長としてこの問題にどう向き合って、町としてどのような方向性を打ち出すべきと考えるのか、町長のご見解をお聞かせください。

○町 長

はい。この学校給食費の無償化については、学校の設置者である町長が判断することとあります。ただ学校給食の意義や役割を考慮したり学校給食法の趣旨を考慮したとしても、やはり無償化を判断するには財源の継続安定的な確保の課題を切り離すことはできません。この頃は学校給食費無償化が子育て支援の市町村間競争のようになっておりまして、財政状況などによって給食という子どもたちへの食の保障状態に、市町村間格差が生じることはおかしなことだと思っております。その上で、学校給食費無償化は国の主導で行ってもらうことが一番だと思っております。毎年 PTA 連合会からいただいている町への要望書には、各校の共通事項として学校給食の町直営自校調理方式の継続と、アレルギー対応食が掲げられています。各校の給食室は現在の施設基準に合わない部分も多く老朽化も進んでいるため、関係機関による実地検査では改善を指摘されるケースもあり、自校給食を続けるには施設設備費、修繕費、光熱水費、人件費のほかにも給食室の大きな改修工事が必要となります。またアレルギー対応食では現在の施設基準に合わせるには 2 倍の床面積が必要となり、どの学校とも増築などの施設面での対応が不可能なため、給食職員を増員して人の力によって、安心安全な給食づくりに努めています。このように現状のまま、保護者や教職員から強い要望のある自校給食の継続や、アレルギー対応食に対応していくには給食費の無償化

に優先して、給食室の改修や人件費に多くの予算を投じる必要があります。したがって学校給食無償化により、少子化対策や定住促進などに一定の効果が得られることも考えられますが、無償化を実施するためには最終的には継続して安定した財源の確保が必要となり、辰野町の財政状況を見ますと無償化のための財源がなかなか見いだせないことから、現時点での学校給食無償化は大変難しいと判断せざるを得ないと考えております。

○津 谷（13 番）

はい。あえてもう一度だけ言わせていただきます。どうか完全無償化とまでは言いませんが、半額また 3 割の負担、来年度以降ぜひ頭の中に入れといていただけると、保護者の皆さんの経済負担の軽減にもなるのかなと思いますので、この思いだけは伝えておきたいと思います。この給食っていうのはいろんな意味、多面的な面があるんですね、例えば子どもの貧困の問題、これセーフティネットになりますが、これは福祉問題であります。また学校給食の歴史を紐解きますと、災害時の被災者の皆さんを炊き出しをやったんですね、炊き出しによって救う役割これ防災の問題です。また環境に負荷のない自然の力を利用した農業もやってますので、これ環境問題になります。なので学校給食って一言に言ってもいろいろな問題もこれカバーできるということでございます。とはいえ学校給食というのは、まずは子どもの命や健康に直結する問題でありまして、食のインフラとも言われております。しっかりこれを守っていく、切れ目のない当町は昨年度より伴走型の支援をメインでやっておりますので、その中に子育て世代に優しい環境づくりの推進の検討を求めて次の質問に移ります。次のどれもが投票しやすい優しい環境づくりでございます。町民一人ひとりが公平な、またかつ安心して投票ができる環境の整備について質問をしてみたいと思いますが、投票というのは民主主義の根幹であります。その権利が確実に守られるように取り組むことが自治体の重要な役割の 1 つだと考えております。自身の権利を行使できるこれ重要な機会でございますので、多くの方が本当にフラットに投票できればいいのかなと思いますが、これまで選挙管理委員会を始めとしまして、多くの関係者の皆さんが投票率の向上、また環境づくりに取り組んでいることに関しては敬意を表したいと思います。そんな中ですが、少子高齢化が進む中また障がいをお持ちの方の心理的、物理的なハードルを下げる更なる支援がますます今後必要になってくる可能性があります。まずはその中で、当町におきまして投票率の傾向、そして課題ありましたらお聞かせくだ

さい。

○総務課長

それでは、町の選挙管理委員会書記長の立場でお答えをしてみたいと思います。近年行われました辰野町における各種選挙の投票率ですが、令和4年7月の参議院選挙が62.69%、同じ年の8月に行われました長野県知事選挙が51.31%、また令和5年4月の県議会議員選挙については60.10%、同じ月の辰野町議会議員選挙が59.10%でありました。直近の10月に行われました衆議院議員総選挙の投票率は62.50%で、3年前の前回、衆議院総選挙の66.71%から4.21ポイント低下した結果になっております。この際、県平均では57.21%でありますので、相対的には辰野町の投票率は比較的高い数字になるかなと認識しております。一方では、各選挙とも全体として、年々緩やかではあるものの低下傾向がございます。ですので、投票率の向上が最も課題なのかなと考えております。また、若年層につきましては選挙権の年齢が引き下げられました平成28年以降、18歳、19歳の投票率は40%程度、20代の投票率はこれよりも低くて35%程度で推移しており、この若年層の投票率が低いことも課題と感じているところであります。こうした若年層の働きかけとしましては、信州豊南短期大学につきましては、選挙のたびに伺って啓発活動を実施しておりますし、また町内の2つの高校に対しましては、毎年、出前講座を実施しております。今年4月には、辰野高校3年生に模擬投票をしていただき、選挙に対する関心を高めていただきました。また進学等で選挙権が町に残ったまま一時的に離れている方もいらっしゃいますので、不在者投票制度についても周知を図るとともに、オンラインでもこういった投票用紙の請求手続きできますので呼びかけているところでございます。以上です。

○津 谷（13番）

なかなか若年層の投票率が上がってこない中ではありますけども、当町においては県平均より若干上回っているということで、少しは安心しましたけども今後どうなっていくのかなという懸念も同時に抱きました。そんな中でただいまありましたけども、若年層のまたプラス子育て世代の投票率を上げる支援というのも大切になってくのかなあとと思います。例えば全国的に今進んでおります投票率の向上に向けた取り組みとしまして、投票後に特典が受けられます投票割、選挙割と言っているとこもあります。またクーポンの配布といった取り組みが行われておりまして、一定の効果を上げているという事例があります。当町においてもこのような若年層、また子育て世代に向け

た投票率を上げるために、投票割、またクーポンの導入はどのようにお考えでしょうか。

○総務課長

投票した証明を店舗に提示するとともに割引サービス等が受けられる、いわゆる投票割につきましては町選挙管理委員会としましては、投票に来られた方が希望される際には、投票済みカードというものを交付することで間接的に協力しております。ですので、町内の中に一定の取り組みがあるということでご理解いただければと思います。協力店舗とすれば投票を促す社会貢献という側面もございますけれども、一方では集客を期待する営利活動の一環であるといった側面もありますので、そういった意味で誤った方向に導くことのないような配慮も必要と考えております。公正公平が求められる選挙管理委員会の立場でございますので、こうした取り組みを選挙管理委員会自体が主導することや、働きかけをすることは難しいと考えておりますけれども、一方で投票に行くきっかけですとか動機付けとなり、また投票率向上に繋がることも当然期待ができますので、選挙管理委員会としてより良い関わり方の中で協力、研究してまいりと思います。以上です。

○津 谷（13 番）

はい。実はこの全国的に今、あの団体がやっております選挙割という中でも、先ほどありました公職選挙法に抵触をする場合もあるので、当町においてもその辺はやっぱり慎重にやっていかなきゃいけないのかなと私も感じました。その中で、それプラスですね今若者や子育て世代の話をしましたけども、当町においては最も高齢化率も高い当町でありますので、高齢者に関してまた障がい者への支援というのもこれも大事なことでございます。これこれらの方々はやっぱ合理的な配慮というのは本当に大事であります。基本的人権を尊重する上でもこれ大事な支援であると思っております。例えば今全国的に導入が進んでおります投票支援カード、これ総務省から出ておりまして今日私も持ってきたんですけども、これですねちょっと抜いてもらっていいですか、はい、これ総務省から出た投票支援カードであります。これを今導入をしているこのまま導入しているところもありますけども、各自治体によって少し多少内容を変えている部分もあります。またそれにですね、コミュニケーションボード、これ抜いてもらっていいです。はい、すいませんお使いして。こういう感じになります。これはですね、本当に意思疎通ができない人が指で番号であったり、はいとい

いえ、開かれた質問ですね、いわゆるはいといいえで答えられる質問こちらからしていく。これにこういうものがありまして本当に障がい者や高齢者、口頭で伝えることが難しい困難な場合が非常に多い中で、意思の疎通が難しい場合などにこの2つを使っている部分がございます。当町においてはこのような合理的な配慮、どのような取り組みがあるんでしょうか。

○総務課長

投票支援カードやコミュニケーションボードは、口頭での意思疎通や投票の方法に不安のある方が、投票を円滑に行えるよう使用していただくものであります。コミュニケーションボードにつきましては、辰野町におきましてはこちらのものになりますけれども、既にすべての投票所において配備して運用をして利用しているところでございます。投票所での困り事につきましては、選挙人とそれから事務従事者であります係の職員とのやり取りで解決している場合が大半でありまして、実際にはあまり使用されるケースは少ないようでありますけれども、一方では期日前投票では私も実際にこれ活用した例がございますので、有効な方法だと考えております。また代理投票や、投票所内の誘導などについて支援してほしい方がその旨をあらかじめ記入して係に伝える、先ほど議員ご紹介をいただきました総務省でも例のございます投票支援カードにつきましては、これまで導入をしておりませんでした。今回、議員からの一般質問を受けまして、先だって、選挙管理委員会の定例会で議員のご提案について協議をいたしまして、各委員にお諮りしたところぜひ導入の方向で検討していこうということになりました。具体的な内容や運用方法につきましては、今後、委員会の中で協議検討していくこととなりますけれども、次回執行される選挙から何らかの形で導入していきたいと考えております。また当日選挙管理委員の方からは、こうした投票所での支援の周知も必要ではないかといったご意見もいただきましたので、今後の選挙の際PRに努めてまいりたいと思います。以上です。

○津 谷（13 番）

はい。投票支援カードの導入、率直にうれしいです。先ほど当町でももう既に使われておりますコミュニケーションボードでございますけれども、多分辰野町で使ってるやつはこのようにあいうえお順になっていないものが使われていると思います。今後こういうものももしかしたら必要になってくると思いますので、併せて今後またご検討いただけたらと思っております。精神的な障がいのある方、また慣れない場所って

というのは本当に緊張してパニックを起こします。健常者の方に比べまして投票所のハードルというのは本当に高いんです。今先ほどおっしゃられたように一つひとつのこういう支援があることによってハードルも低くなって、本当に高齢者や障がい者の方などが投票しやすいバリアフリーな環境づくりが進んでいくのかなと思いますので、より一層の検討を求めていると思います。この質問の最後なんですけども、子育て支援センターに期日前投票の設置または移動式の投票所の導入でございますけども、なかなか当町の地形的なこともあります、谷があつたり山間地ということでもあります。投票所のアクセスの向上というのは、本当にこれも大事な1つの支援だと思っております。仕事や家庭の事情によりまして、当日投票所に行けないと期日前にも行けないっていう人が、今働き方がいろいろ多様化しているので増えているわけですね。そんな中で期日前の投票所の充実っていうのは必要になってくるのかなと思います。特に子育て世代のお父さん、お母さんが投票にしやすいということで、例えば子育て支援センターに出張の投票所、期日前投票所もしくは本当に当日の投票所設けるなどして、子どもさんをそこで見ていただきながらゆっくり投票をしながら、場合によっては1回で買い物ができるとか、そういうような環境づくりというのはこれから大事なのかなと思います。また一方で高齢化が進む中で、なかなか辰野までこの役場まで足を向くことができないなということがあつたり、近くの公民館であつたりしてもなかなか行きづらいなという方に対して、移動式の投票所というのは有効的なものだとは私と考えますが、この辺に關しての導入というのはどのようなお考えがありますでしょうか。

○総務課長

直近の衆議院議員総選挙を例にとりますと、投票者数9,651人のうち、約半数の4,725の方が期日前投票を行いました。議員ご指摘のとおり有権者の皆さんにこの制度が浸透しており、またさらに期日前投票の利用の方が増えているといった実態があります。一方で、現在役場庁舎にございます場所以外に期日前投票所を増設するためには、二重投票防止のためのネットワーク環境ですとか、システムの整備、投票所のスペース、投票箱、投票用紙の保管場所の確保などいくつかの課題があります。また、何よりも各投票所に投票管理者立合人、事務従事者などを法律に基づいて配置する必要があります。最長で16日間の期日前投票の期間、毎日朝から夜まで長時間従事していただく確保が最大の課題であります。現在の1箇所でも交代で従事してい

ただく方の調整に苦慮している状況でありますので、残念ながら現時点では対応が大変難しいといったのが実態です。投票の利便性、投票率向上に繋がるメリットは感じておりますが、慎重に検討させていただきたいと思います。なお、移動式投票所につきましては、過去に選挙管理委員会の中で事例研究をした経緯がございます。車両の確保ですとか、先ほど申し上げたような諸課題がございますけれども、今後とも有権者の皆さんのニーズ、また他市町村の取り組み等を探りながら、引き続き選挙管理委員会の中で研究してまいりたいと思います。以上です。

○津 谷（13 番）

町民の皆様がこの投票を通じまして、町の未来に参加できる環境整備の推進を今後求めていきたいと思います。最後の質問に入ります。GIGA スクール端末の更新でございます。GIGA スクール構想に基づきまして導入された端末は、約当町におきましては 1,200 台と聞いておりますけれども、導入から数年が経過をしております。更新時期を迎えます。近隣市町村のどこよりも辰野町は早い導入と体制づくりがされていることに関しては、本当に評価をしたいと思っております。そんな中でございますけれども、維持管理また更新の計画、セキュリティ対策という観点で質問をしてみたいと思います。まず最初の質問ですけれども、この約 1,200 台タブレットこの年間の維持費、また故障率等お聞かせください。

○学校支援課長

学校に導入いたしました ICT 機器につきましては、全体の経費の中でそのタブレット端末のみの維持費を把握することはなかなか難しいところでありますので、今回はタブレットの導入の経過をもとに少し説明させていただきたいと思います。現在、児童生徒に配置している端末は、リースと購入により調達したものであります。まず、令和元年度と令和 2 年度に合計 520 台をリースで調達いたしました。この年間のリース料を約 2,000 万円と見込んでおります。次に令和 2 年度に国庫補助金を活用しまして 1,042 台を約 8,300 万円で購入いたしました。これに対して約 4,300 万円の国庫補助がつきましたので、町あるいは両小野小学校の負担は約 4,000 万円と見込んでおります。これを 5 年間で案分した金額が年間 800 万円、そのほかにタブレット端末で使用するソフトの年間使用料を約 100 万円、修理代を約 100 万円と見込んだ場合に、年間維持費を約 3,000 万円と見込んでいるところでございます。次に故障率でございますけれども、故障というよりも画面やキーボードの破損が目立ちまして、令和 5 年度

には 42 件、全体に対して約 2.7%、令和 6 年度は 11 月まで 33 件、全体に対する率は約 2.1%の故障率、破損率となっているところでございます。

○津 谷（13 番）

破損率は思ったほど多くはないですがわかりました。その中でこの端末のいよいよこの更新の方法なんですけども、全てまとめて一括でやるのか、例えばリースと購入に分けて分割にするのか、更新にかかる費用も含めましてスケジュールを教えてください。

○学校支援課長

端末の更新につきましては、当初、令和 7 年度に小・中学校の全端末を更新する計画を立てておりましたが、今年の 9 月に国から整備計画の見直しの依頼がありました。その内容は、令和 7 年度に集中しますと調達にあたってのコスト増や、入札不調、調達の長期化等が生じるということであります。これを受けまして辰野町でも令和 7 年度と令和 8 年度の 2 箇年で更新するよう計画を見直したところでございます。調達につきましては、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間、予備機を含む児童生徒全員分の端末更新費用について、1 台 5 万 5,000 円を上限に、その 3 分の 2 を補助するという補助事業があり、辰野町でも文部科学省の調達ガイドラインに沿って調達を行ってまいります。この補助金を受けるには、県の基金と県が設置します共同調達会議に参加しまして、その上で共同調達により端末の整備方針を行うことが要件となっております。購入にするか、リースにするかにつきましては令和 7 年度の予算査定の前でございますけれども、全体の財政状況を見ながら検討してまいりたいと思います。更新費用につきましては現在予定しているのが両小野小学校も含めまして児童生徒合計 1,220 台に、これに国が示します 15%の予備機を含めまして、1,403 台を現在予定しております。補助金の上限額の 5 万 5,000 円の端末を調達した場合には、7,716 万 5,000 円の費用がかかるところでございますが、これに対する補助金が 5,050 万 8,000 円を見込んでおりまして、町の負担する金額は 2 年間で 2,665 万 7,000 円という試算をしているところでございます。以上です。

○津 谷（13 番）

関連です。今の中で更新中に、例えば授業が何か影響があるとかそういうことありますか。

○学校支援課長

はい。更新するにしましても、年度初めからは難しいと思います。購入したもののについては、町の所有でありますので新しいものが来るまでは使えますし、リースのものについては1年間の再リースを今検討しているところでございます。以上です。

○津 谷（13 番）

最後の質問です。データ消去などの場合で個人情報が流出する対策について最後お伺いします。リユース等で海外に約4割が今輸出をされております。その中で不適切な処理が多発をして、今、国際問題化になっております。このデータ処理が不適切によりまして、写真などが自宅の位置情報がそのまま保存されていたり、いじめの相談アプリが使っている場合にその履歴が残っていたり、パスポート情報が残っている可能性があるということで、近年、全国でこの情報流出が多発をしております。各首長さんが謝罪をするっていうニュースがだいぶ最近増えてまいりましたが、当町においてこのデータ消去なので、個人情報の流出の対策はどのようにされているのでしょうか。

○学校支援課長

使用後の端末につきましては国から示されましたガイドラインに沿って処理をしていきますけれども、まずは使用可能のものについては、庁内で予備機等に回して使用する予定であります。町で再利用が困難な場合につきましては、これも国のガイドラインが出ておりまして、処理委託をすることによって再使用・再資源化が求められています。その際にはご指摘のように無許可業者に出すことによって、不法投棄や不正に海外に輸出されることなどの社会問題に繋がることから、適正にデータ消去してまいりますけれども、環境大臣や経済産業大臣から認定を受けたリサイクル業者をお願いをしていく予定であります。これは認定要件この業者として認定される要件として、盗難防止対策等の個人情報の漏えい防止対策を講じるってことが盛り込まれておりますので、情報流出の防止が担保されているものと考えます。購入した端末につきましては町で認定業者を選定して、処分方法を明確にして実施してもらうとともに、適正な処理を行ったことを証明する証明書の発行を求めることといたします。リース端末につきましては、期間満了後にリース会社へ返却してリース会社でデータ消去を行うことになっておりますが、この場合も消去後に作業の完了が確認できる情報が記載された完了証明書を提出してもらうということにしております。いずれにしましても県に提出します端末整備方針計画書には、この処分に関する記載事項もありますの

で、これらのことを明記した上で提出してまいりたいと考えております。

○津 谷（13 番）

はい。ただ今 GIGA スクール端末の更新について質問いたしました。これは単なる作業にとどまらず児童生徒の学びをより安全かつ効率的に支えるための重要な課題でありますので、ぜひ町としまして教育環境の向上に向けて、具体的な取り組みをさらに進めていただくことを期待をして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議 長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 2 番、松澤千代子議員。

【質問順位 7 番 議席 2 番 松澤 千代子 議員】

○松 澤（2 番）

それでは本日の最終の質問、早速始めさせていただきます。この年齢になりますと、あちらこちらに痛みが出るのがしきりでして、友人と会話をしている目も、耳が、膝の関節がと、あたかも医者になったように病名が溢れ出してまいります。腰が圧迫骨折でとかはよく聞く話ですが、「そうじゃなくて破裂骨折で」「え、そんな病名聞いたことないわ」そんな会話が發展して、月 1 回のふれあいサロンでは、栄養のこと、お料理のこと、運動のことなどを伺い、そしてけがや病気の予防については大変勉強になっております。またご近所の方々が一堂に介することから、お元気でいらっしゃることが目に見える、安否確認だねとの冗談も出るほどです。ふれあいサロンはそのような位置付けで、わが地区では毎月行っておりますが、病気の早期発見はとても大切なことなので、もう少し踏み込んで町民の健康診断がどのくらいできているのかをお伺いしたいと思います。人間ドックや特定健診、もう 1 つ辰野病院でできるお手軽健診も受診率はどの状況なのか、どんな状況なのか件数で結構ですので教えてください。また、病気の早期発見について町としてのお考えがあったらお願いいたします。

○町 長

はい。松澤議員の質問にお答えいたします。生活習慣病の予防と病気の早期発見は町民にとって大変重要であります。生活習慣病は偏った食生活や運動不足、喫煙、ストレスなどの生活習慣が原因で発症し、日本人の死因の約 5 割を占めていると言われております。初期段階では自覚症状がないことが多いため、いつの間にか病気が進行してしまう危険があります。そこで早期に生活習慣を改善することで、病気の発症予

防に繋がります。生活習慣病の予防と早期発見のために定期的に健康診断を受けることが重要であります。私も含めて町民の皆さんにはぜひ健診の重要性を認識していただき、健診の受診をお勧めいたします。辰野病院でも生活習慣病予防健診、人間ドック、特定健診、また健康状態を気軽に把握できるお手軽検査も行っております。特に人間ドックなどの健診については、受診者がここ数年増えておりリピーターも増えております。数値に異常があった方については保健指導も行い経過観察をしながら、内科外来等の受診にも繋げております。町民の皆さんにもご自身の健康管理のため、ぜひご利用いただきたいと思います。健診の受診率などにつきましては各担当課長よりお答えさせていただきます。

○住民税務課長

まず、国民健康保険の人間ドックの状況ですが、対象となる被保険者に対する助成割合を直近の3年間で見ますと、令和3年度が258人で7.4%、令和4年度が250人で7.5%、令和5年度が264人で8.4%と緩やかに増えております。令和6年度では、9月末現在84人で、前年同月比マイナス0.9%となっています。周知につきましては、毎年広報の1月号において申請方法、助成金額等を案内しています。続いて、特定健康診査の受診率ですが、法定報告により同様に直近の3年間で見ますと、令和3年度が47.9%で県内46位、令和4年度が46.5%で県内53位、令和5年度が45.5%で県内60位と年々低くなっています。昨年度策定しました保健事業実施計画では、特定健康診査の目標とする受診率を60%としていますので、引き続き保健福祉課と協力し、周知及び受診勧奨を行ってまいります。

○辰野病院事務長

辰野病院のお手軽検査ですが、辰野病院では診察を含まず検査のみとなっておりますので、お手軽検査として実施しております。お手軽検査は予約不要診察がありませんので短時間で終了いたします。診察はありませんが検査結果については医師の確認を行っておりますのでご安心ください。お手軽検査の検査項目には、採血により貧血、血糖値、コレステロール、肝機能、痛風に関わる値、採尿により尿糖、尿蛋白を確認でき、また、聴力、視力、骨密度、頸動脈などの検査ができます。血液検査は1項目500円ですが、1回の採血と採尿で6項目の検査を2,000円でできる、まとめてセットがお得となっております。定期的な健診は通常年に一度の受診になりますが、食生活の改善効果や健康状態を手軽にチェックしたい、受診する時間がなかなかないとい

う方にはお勧めです。さて、お手軽検査の実施件数ですが令和5年度が51件、令和6年度は10月末現在で37件となっております。先ほど紹介しました、まとめてセットや骨密度、頸動脈などの検査は人気がございます。なお辰野病院では人間ドックや特定健診なども実施しております。待たせることなくコンパクトに受診できるよう動線にも配慮しております。受診者からは職員が丁寧に案内をしてくれて、迷うこともなくスムーズに受診できたなどの声が寄せられております。令和3年度の実施人数は662人でしたが、令和5年度は852人と200人ほど増え、令和6年度も11月現在で641人と受診者が年々増えている状況です。

○保健福祉課長

先ほど住民税務課長から答弁いたしました、国民健康保険に加入されている方の特定健診や人間ドックのほかに、後期高齢者保険に加入されている方を対象とした、いきいき健診につきましては、令和3年度が597名、受診率27.9%、令和4年度が623名、26.9%、令和5年度が642名、25.3%となっております。また、加入している保険に関係なく19歳から39歳の方を対象としたメタボリック予防検診につきましては、令和3年度が43名、受診率6.7%、令和4年度が38名、4.5%、令和5年度が47名、4.7%となっております。今、お答えしましたとおり町では19歳から39歳までのメタボリック予防健診、40歳から74歳の国保に加入されている方の特定健診、75歳以上のいきいき健診と全年代に対して健康健診事業を行っております。またそのほかに5大がんであります胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がんの各検診も行っており、対象年齢を迎えた方に対しご案内をしているところでございます。ちょうど今、令和7年度の健康診査や各種検診の申込書をお配りしてございます。12月20日を申込期限にしてございますので、年に一度は皆さんの健康チェックを行うため、ぜひ受診をお願いしたいと思います。また、国保加入者と後期高齢保険に加入されてる方が人間ドックを受ける場合におきましては、費用の助成もございますので、併せてご検討いただきたいと思います。健診に来られなかった方に対しましては最終健診日に合わせ、はがき等により受診勧奨を行っております。以上です。

○松 澤（2番）

はい。ありがとうございました。ちょっと正直な話、いろいろなパーセントが少なくなっていうふうに思いました。もう少し大勢の方が健診を受けていらっしゃるかなっていうふうに思っておりましたが、少ないかなって思います。町長もおっしゃい

ましたように、みんなが早めに健診を受けて、そして自分の体を知って早期発見、早めに治療っていうことが大事なんじゃないかなっていうふうに思いました。ちょっと少なくてびっくりいたしました。次の質問に入らせていただきますがお手軽がん検診についてです。お手軽健診は本当にねお手軽で、時間さえあればすぐにできるものだからとっても便利なものです。私も正直な話3項目やっていただきました。本当に時間がかからないありがたい健診です。しかし、思い立つのに時間がかかるというか、切羽詰まらないう重い腰が上がらないということなのではないでしょうか。でも、私も人のことは言えない身で、特定健診もここ2年ほどはやり過ごしてしまい、今年はやっと受診できたというような状況です。初期のがんはほとんどが自覚症状がないと言われております。痛みがあれば受診するんでしょうけれども、ちょっと痒みもなければ痛みもない、腫れもない熱もないという厄介な病気です。先日、友人が「もっと早くに健康診断をしてもらえば良かった」と言いながら、がんの手術を受けました。「会社に勤めているときには毎年健診を受けていたのに、退職してからは行こう行こうとは思ってたんだけど理由はないんだよ、何となく延び延びになってしまっていたんだよ」時間に縛られなくなって、本当に何となくの延び延びだったんだろうなと思います。その心の隙間を病魔が狙って襲ったのだと思いますが、私は残念でなりません。彼女の残した言葉「早く病院行けばよかった」その言葉がとても重くのしかかり、そこでがん検診について伺いたいと思います。町営の辰野病院として町民のがん検診について何か手立てをしていることがあったら教えてください。また、お手軽がん検診なるものを設置していただくことは可能か不可能かをお伺いしたいと思います。実はご近所の方も「塩尻の親戚の人ががんを早期に見つけることができて良かったと言っている。身近な病院で簡単に見つけてもらえるのがベストだよ」とおっしゃっていらっしやいました。私はとても大切なことだと思いましたが、この辺りはいかがでしょうか。

○辰野病院事務長

辰野病院の人間ドックでは、基本検査と併せてオプション検査として、腫瘍マーカー検査があります。体内にがんが発生しますと、がん特有の物質が作られて血液や脳の中に出現いたします。この物質を腫瘍マーカーといいます。血液や尿などの体液に含まれる腫瘍マーカーの濃度を測定すれば、がんの有無やがんがある場所を推測することができ、がんのスクリーニング検査としてご利用できます。腫瘍マーカー検査

ですが、血液検査の一つとなりほかの検査と併用することで、がんの可能性を総合的に判断する補助検査となります。お手軽がん検診として実施できるかどうかは今後研究してまいりますけれども、定期的に人間ドックなどのオプション検査として受診をすることをお勧めいたします。

○松 澤（２番）

はい。わかりました。腫瘍マーカーですから先生の受診も受けなきゃいけないだろうしということをもって、お手軽はちょっと大変かなってというような感じですね。総合的な補助としての検診なんですね。本当に病院としてできない、または医療の順序としてできないっていうことならば仕方がないことですが、新聞紙上でも報道されているように、全国的に病院経営は大変苦しい状況にあります。辰野病院は公の病院ですから、町民のためにできる限りのことをやっていくべきです。病院はどうあるべきか、職員一人ひとりが意識し合うことが必要なのではないのでしょうか。その上で、町民の町民のための病院として、なりふり構わず可能なことはどんな小さなことでも、いいえ小さなことからすべてを実施してみたいと思うのです。いろいろな検診をしてみてください。そして私は、辰野病院は町民へ安心感を発信する病院であってほしいと願います。その上で続きます。次の質問、病院へかかろうとする人は体だけではなく心も折れています。その折れた心に寄り添えるかどうか、それが病院を選ぶ理由にもなるのだと思うのですが、このような例はいかがでしょうか。火曜日の朝です。電話です。「皮膚科にかかりたいのですが」「申し訳ありません皮膚科は月曜日が診察日となっておりますので」「そうですか、わかりました」「では、お大事に」この対応いかがでしょうか。これでは苦情が来て当たり前です。正しい情報を伝えるだけでは、病院の対応としては駄目だと思うんです。同じ電話ですが別の病院です。

「皮膚科にかかりたいのですが」「申し訳ありません。当院の皮膚科は月曜日と木曜日です。どうされましたか」「火傷で水ぶくれになってしまい痛くて」「それはいけませんね。相談窓口にお繋ぎいたしますのでご相談なさってみてください」ここまでは実例です。そして私が考える対応としては「当院では、本日は医師が不在のため診療できませんが、上伊那地区では本日この時間ですと、何々医院と何々医院が診療していますので、本日はそちらでご相談なさってください」または「来週の月曜日までお待ちいただける状況でしょうか。それでしたら初診の受付は何時までですのお気をつけてご来院ください。お大事に」このように一歩踏み込んだ受付の言葉があったと

したら、ほっとした気持ちになれるのによって思いました。患者やその家族はそのときの折れた心と不安な気持ちを受け入れてもらえたかどうかということを感じるものです。病院というものはそういうものではないでしょうか。いかがでしょうか。

○辰野病院事務長

辰野病院では、最初に電話交換の職員が希望される診療科をお聞きし、各外来看護師へ繋ぎ、看護師の方で症状等をお聞きしご案内をしております。松澤町議よりお話しいただいた電話での事例ですけれども、電話交換での皮膚科の診療日の問い合わせに対して対応が終わってしまったかと思われます。お話しいただいた他院での電話対応の実例は大変参考になりました、ありがとうございます。他院の診療状況をすべて把握しているわけではありませんので、他院の紹介は難しいところはございますが議員がおっしゃるとおり、病院に電話をしてくるということは、何かしらのお困り事があつての電話でありますので、患者様に一步踏み込んだ言葉の声かけができるように職員に投げかけ改善してまいりたいと思います。辰野病院では、現在地域プロジェクトマネージャーの福田幸子さんを講師にお迎えしまして、昨年と今年にかけて「患者さんに寄り添える病院であり続けるために」をテーマに、全職員対象とした接遇研修を実施しております。より良い接遇対応ができるように、この研修での学びを業務に活かし職員のスキルアップに努めてまいりたいと思います。

○松 澤（2 番）

研修をされているということですので、本当にね立派なことだと思いますし、それ続けていって実践していただければと思います。このようなね不満だった場合ってというのは、今時の SNS ではなくても口コミで拡散されていってしまいます。苦情は苦情でしっかりと受け止め、目安箱のようなもので受け入れ、町民がどのような感情や思いを持っているかを知る必要があるのではないのでしょうか。感謝の気持ちもあるでしょう。先ほどのようにね感謝の気持ちもあると思います。不満に思われたこともある。それをしっかりと受け止め、その対処方法を今の研修を活かして公表して、お互いに持ちつ持たれつその上の信頼関係で病院が成り立っていかなければならないと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○辰野病院事務長

辰野病院では病院入口の総合案内カウンターにご意見箱を設置しまして、患者様からご意見、ご要望をお聞きしております。いただいたご意見やご要望に対しての回答

や、また改善できたことなどについては、待合の壁の方に患者様の声というコーナーがございますので、そちらの方に書面にて掲示して対応しております。

○松 澤（2 番）

意見箱が設置されているのは本当に良かったと思います。が、私を含めて知らない人が多いのではないのでしょうか。ちょっと目立たないところに置いてあるのではないかと思います。眼科にしかかからない人もいれば、内科にしかかからない人もいます。その場所を通るかどうかっていうことだと思うんですね。みんなが通るところは会計です。会計のあたりに置いてくだされば、みんなの目に触れて良いのではないのでしょうか。町民が納得できる病院にしていくことが、町民の病気の早期発見に繋がり、また愛される病院、健全な経営と繋がっていく、そういうふうにして辰野病院が育っていく、町民の中で育っていく病院であってほしいと思います。私もお手伝いしたいと思いますので、ともに頑張りましょう。次の質問に入らせていただきます。次に学校あり方検討会について進捗状況を伺いたいと思います。辰野町立小中学校あり方検討委員会が今年 1 月に始まり 5 回の検討会を経て、今現在どのような状況にあるか議事録は公開されておりますが、そこまでは手の届かない人の方が多いと思いますので、教育長から説明をしていただきたいと思います。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。この小中学校あり方検討委員会は、ご存知のように急激な少子化に対応する、新たな学校のあり方を検討するもので、第 1 回目は令和 5 年 12 月 26 日、ほぼ 1 年前に開催され、先月 25 日まで 5 回開催されて様々な角度から意見を頂戴いたしました。第 1 回目の会議では検討委員会設置要綱の確認、町内小中学校の現状把握、町内の子どもの数の推移と各学校の児童生徒の推移について学習を行い、質疑応答、意見交換を行いました。2 回目から 4 回目までは辰野町の現状を理解したのち、これからの学校教育に求められること、子どもたちにはこんな学校で学ばせたい、辰野町にふさわしい学校のあり方、少子化の進展に対応した新たな学校等を中心に、3 つのグループにわかれてのワークショップ形式で行いました。そして結論的には、ここで思い切って 3 つの小学校、これはもう川島小学校閉校されたのちということになりますけど、3 つの小学校を何らかの形で集約をし明日に繋げることが良いと、こうにまとまりました。第 5 回目は町内の学校を集約にするにあたっては、どんな方法があるのかということ、県内の事例などをもとに学習会

を行ったところでございます。以上です。

○松 澤（2 番）

はい。ありがとうございます。様々な思いはあろうとも児童生徒数の減少に抗うことは無理でしょう。大方は集約という方向なのだと思います。県内の多くの学校でそのような検討に入っていて、諏訪市でも岡谷市でも進んでおります。方向転換・変換に向かうということは大人にとっては抵抗がありますが、子どもの順応性はとても優れておりますのですぐに慣れます。一番良い方向へ進んでいただけたと思います。先だって常任委員会で、県内で一番先に小中一貫校にした信濃町の小中一貫義務教育学校を視察してまいりました。人口 7,800 人程度の小さな町で、今からちょうど 20 年前の 3 月、児童生徒数の減少に危惧の念を抱いた当時の町長が教育委員会に対して、少子化による小学校の適正配置の検討について諮問をしたわけです。その翌月の 4 月に検討委員会が設置され、7 箇月後には保護者との懇談会を 5 回開催されているわけです。小中一貫義務教育学校として児童生徒現在 396 名、元気いっぱいの挨拶とニコニコ笑顔で生き活きと学校生活を謳歌しておりました。信濃町では大変スピーディーにことを進め、初年度には早くも 5 回の保護者との懇談会を開催し、そして学校づくり委員会では 100 回以上の話し合いを重ねて、町長の諮問から 8 年で一貫校を建設し開校しております。ただ早く進めるだけが良いのではありませんが、どうなるのだろうと不安になる子どもの心の動揺を少しでも短い期間に収めてやりたい、子どもの心を守ってやりたいと思っているんです。次に、ここから今後の予定を教えてください、できればと思います。

○教育長

はい。5 回のこの検討委員会において 1 年要したわけですが、ようやく全委員の考え方は 1 つにまとまったわけでございます、集約していかなければいけないと。議員は今、長野県で最も早く町内 5 つの小学校を 1 つの学校に集約をして小中一貫の小中学校を作ったというね、信濃町の例を話されました。信濃町の人口が 2000 年のときには 1 万 300 人台、2005 年には 9,900 人台とこうなっていて、人口減少がやはり急激に進んでいた町です。今言われるように信濃町では、平成 16 年に小学校適正配置検討委員会を設置して学校の配置について検討を始めましたけれど、このときの人口が約 1 万人、辰野町よりも遥かに人口が少ない町で、しかもこのときに町内には 5 つの小学校があったために、今言われるように時の町長の方から小学校の配置につて検

討せよという、こういう指示が出されて検討委員会が立ち上がったわけでございます。一方、辰野町においては、この検討委員会のスタートは子どもたちにとって必要な学びの環境、これからの学校教育に求められるのは何かというところからスタートさせていただきました。先ほど述べましたけど4回の検討委員会を経て、ようやく現状のまま小学校残すことは厳しいと、何らかの形で集約しなければならないと、こうにまとまったわけでございます。この1年間は長いか短いかというのは、評価が分かれるところだと思いますけれど、中には信濃町はスピード感を持って進めたのに辰野町はここまで1年もかかっていると、こういうふうにも言われてしまいそうですけれど、そもそもスタートしたそのラインが違ってたというところがあるんだろうなと思います。さて、今後の進め方でございますけれど、検討委員会がこれから進めていくことです。私がこうなりますとは言えないわけですが、断言できませんが何らかの形で集約すると決まりましたので、じゃあその集約がどういう方法が辰野町にあるのか、どんな学びが子どもたちに合ってるのかという点で、様々な角度からまたご意見をいただくことになってまいります。ある程度方向が決まったところで、もう前から言っておりますが、パブリックコメント等を行い町民から、そうして場合によってはその後、保護者等と説明会等も必要になってくるんだろうなというふうに考えております。以上です。

○松 澤（2 番）

はい。このあとは進んでいくという方向性が決まったからどんどん進んでいくっていうようなね、そういう教育長のご紹介でした。このあり方委員会ちょっと見学させていただきましたが、本当にね、素晴らしいご意見が出ておりまして、お一人の委員の素晴らしいお言葉一つだけ皆様にご紹介したいと思います。教育はね、幼稚園・保育園から小中学校すべての年代を通じて積み重ねられていくものです。途切れることはありません。一貫して行われるものです。子どもにとっては1本の筋道が通っているという、その教育だということに私は解釈いたしました。素晴らしい委員の皆様方が期待を寄せ合って検討してくださっております。町民の納得できる結論が教育委員会や町長に提案されるものと思います。子どものためにベストな方向へ導いてくださることを期待しております。次の質問です。不登校の問題が10月ごろから問題になっておりますが、辰野の教育委員会では生徒には明日も行きたくなる学校、教職員には我が子も入れたくなる学校、我が子も入れたくなる学級を目標に掲げて取り組んで

いらっしゃると以前伺いました。その目標は今も継続されておられるのでしょうか。そのあたりをお伺いしたいと思いますが、お願いいたします。

○教育長

はい、今議員に紹介されましたこの2つの学校目標でございますけど、これは令和3年度に教育委員会が掲げたものでございます。令和3年といいますと、まだ記憶に新しいんだろーと思います。この年の4月には、長野県内に医療警報が出される、あるいは上伊那圏域に新型コロナウイルス特別警報Ⅰが出されるというこういうときでございました。教育委員会でも、学校内でコロナ感染者が確認された場合、学校や教育委員会どんな対応したらいいのかとか、濃厚接触者になったらどうするのか、PCR検査等により陽性が判明したらなどの議論を毎日こう続けていたときでございます。社会全体が三密を避けろとかマスクを着用しろとか、不要な外出はするな、密になるな、こういうようなことを言われ、学校でも群れるなとか、給食は前を向いて黙って食べろとか、心配ならば学校へ来なくてもいいよ、こういうことも出されたときでございます。これらがあつたときに、しかもそこにタブレットが入ってきて、家庭から学校とリモートも辰野町でも試行的に始まった年でもございます。このときに子どもたち見たときに子どもたちに群れるな、集まるなっていうのはこれは非常に厳しいです。このまま置いとけば子どもたちの心と体が壊れてしまうという、こんな危機感を教育委員会とすれば持ったわけで、その年の4月の校長会で、今言われたような教育目標を掲げさせていただきました。明日も行きたくなる学校を目指す。それで先生たちには我が子も入れたくなるそんな学校を作ろうと、そんなことを掲げさせていただきました。そしてその9月、半年後ですね今度は子どもの心と体を守るための5つの保障というのを提示させていただきました。以来4年経ってるわけですけど、社会情勢は大きく変わりました。コロナも収まっております。しかし今、議員言われるように新たな課題がまた出てきてまいりますので、今度はその課題にもこの目標は対応できるのではないかなと、再び重要な役目を持っているのではないかなそんなふうに思っております。以上です。

○松 澤（2番）

はい。ありがとうございます。今も続けられているということでちょっとほっといたしました。ちょっと不登校の児童が全国的に増えているということなので、子どもが行きたくなる学校、明日も行きたいって思える学校で、先生たちも我が子を入れ

たい学校、そんなことでちょっとお伺いいたしました。今現状の方もちょっとお話し
いただいたようですが、現状と課題共通していると思うので一緒にお伺いしてよろし
いでしょうか。

○教育長

はい。私、毎朝、小中学校の登校する姿を見ながら出勤をしてきております。12
月に入ってだいぶ寒くなってきましたけれど、1人でしっかりこう学校に向けて
歩いている子もおれば、友だちと集団でいろいろ楽しそうな話をしながら登校してい
る、そんな姿も毎日見てるわけですが、そういう姿を見てますと今日も1日頑張
れと、そんな声をかけたくります。毎年行われております全国学力学習状況調査、
それから各学校が行っております Q-U 検査、この結果がすべて出そろいましたけど、
これを見ますと今年も児童生徒同士の関係、先生との関係って非常にいいですね。で
すけれど不登校生も正直おります。ですがこの子どもたちこれで子どもたちが学校で
様々なことを経験します。もちろんトラブルもありますけれど、いろいろお友だちと
関わる中でいろいろ学んでいくことが、やっぱり子どもたちの健全な成長に繋がって
いくんだろかなそんなふうに思っております。引き続きこういうところは伸ばしてい
かなきゃいけないわけですが、今言われるように一方では不登校の児童生徒が増
加をしているとか、社会の有り様が変化をする中で価値観が変わってきております。
学校に対する考え方も大きく変わってきている。それから子どもたちの中に個性・特
性というのが、非常に多岐にわたってきているということもあるんだらうと思います。
発達障がいの子どものも増えてきているかな、それから現行学習指導要領とこの令和の
日本型教育ということを言われておりますけど、この部分はかなり学校においては厳
しい部分もあるんだらうな、子どもたちの実体験の不足っていうのもあります。学校
現場において子どもたちと先生方、子ども同士が十分に群れたり、たわいもない関わ
り方をするっていう時間も今ほとんど取れない状況になってきている。子どもたちに
やりたいことがなかなか学校ではできなくなっている。先生方の長時間勤務から教員
不足それから昭和の遺産である校則いわゆる決まりですね、決まりが令和の今でもま
だ残ってる部分があるという、様々な課題がありますけれど、健全な子どもたちの成
長にはここら辺に手をつけていかなければいけないんだらうなと考えております。

○松 澤 (2 番)

はい。そういうことを本当に改善していただければと思います。「わたげ」

や「たつのこ学舎」だけでなく自分から自分の思いを発信できる子どもさんでも、いつ何時、方向転換が始まるかわからない。すべての子どもがワクワクして自分のやりたいことを見つけられる学校生活、友だちと一緒に遊ぶことが楽しいと思える学校に登校すること、そんな教育委員会の目標を応援していきたいと思いますが、何か取り組みはございますか。

○教育長

はい。今、様々な課題があるという話をさせていただきました。ですがこれやっぱり手を付けていかないとどうにもなりません。そこで校長会と協議をしておりますけど、来年度から急には無理ですけど先ほど挙げた、たくさんの課題の中のいくつかについては、手を付けていこうというふうに考えております。学習指導要領はこれは法的拘束力を持っていますのでこれから逸脱することはできませんので、これらを遵守しながらも出来る見直しをしていこうと、現在水曜日以外は基本的にはすべて6時間になっておりますが、私は来年度から徐々にこれを5時間にしていきたいとふうに考えております。そうすると5時間すると1時間浮くんですね。あるいは清掃をやらない日を設けると、ここでもまた30分近く浮いてくる、この時間で子どもと関わる時間、子ども同士が戯れる時間だとか、先生方においては会議をしたり教材研究をする時間、そんなふうに充てることができたらなとふうに思っております。そうしますと、先生方の長時間勤務というのもやや軽減されていくんだらうなと、そんなふうに思っておりますがこれ非常に難しいんです。というのが学習指導要領で、それぞれの教科1年間で何時間やりなさいって拘束されておりますので。だから今6時間目までやってるわけですけど、それを5時間にするってことは、登校日数を増やさなきゃいけないとこういうことになりますので、1週間月曜日から金曜まですべて5時間にすることはこれは現実的ではございません。月によって、あるいは必要なときに5時間にしていく。例えば4月だとか先生方が一番忙しい7月だとか12月、あるいは2月とかね、そういうようなときに5時間に、1週間のうち2日でも5時間にしていく。そんなことをしていったら、学校で自由に使える時間を増やしていくことができればな、そんなふうに考えております。2つ目は、修学旅行とか小学校とか臨海学習、運動会、音楽会がございまして、これら今までは学校の方あるいは学年の方で今年はこの方針でやりますっていうふうに決めていた。これを子どもたちからどんな修学旅行にしたいのか、どんな臨海にしたいのか、そのためにどこを見学するのかと、運動会ど

うするのか、自分たちの運動会にしたい、こんなことをやっていきたい。既にこれにつきましては運動会や音楽会はもう町内の小学校のいくつかは、子どもの意見からスタートしております。ここら辺をさらに修学旅行とか臨海についても、子どもたちに考えさせていく、そんなことをしていきたいなとそんなふうに思っております。クラブ活動が小学校にはあるんですけど、これも今までは学校側から今年はこれだけのクラブを開設しますというふうにして、子どもに提示をしていました。今年ある小学校は子どもの方から意見を全部聞いて、出された意見をそのままクラブ活動を作りました。うまくできました。これはほかの学校でもできるかと思いますんで、子どもたちが学校でやりたい、学びたい課外活動、意見を聞いてそういうクラブを開設していく、そんなこともしていきたいとふうに思います。それから先ほど昭和の遺産という言葉を使いましたが、まだまだ昭和時代に我々が小学生、中学生の頃の決まり、校則が今でもあります。これはやっぱり合理的な説明が子どもにできなかったらもう修正するなり、廃止していかなくちゃいけないんだろうとふうに思います。と中学校の制服です。昨年、一昨年度から検討始まっておりますけど、この制服については子どもたちのためにもできるだけ早めに、結論を出せるようにしていければなというようなことで様々今考えておりますけど、これらは来年度すべて一気にできるとは思っておりません。時間はかかると思いますけれど、できるところから徐々に進めていければな、そして子どもたちにとって楽しい学校とか自分の意見が学校で反映されてるんだ、そんなことを思える学校にしていきたいと思っています。以上ですが。

○松 澤（2 番）

ありがとうございます。児童生徒の主体性を基本とした授業がワクワクするものであり、その学校が楽しくって登校したくなるそれが子どものやりたいことにも繋がってくる。そんな理想へ向かう方針、それでも時代という環境が環境の変化で変わるかもしれない。そんなときにはそれに沿って様々な改革案をしていただきますよう心待ちにしております。子どもの成長が楽しみです。最後になりました。空き家に関することです。今年の夏は大変暑くハチが多くて、空き家に作ったスズメバチにご近所に住む青年が腕を刺されたり、昼間のハチの活動が激しすぎて恐ろしくてご近所の皆さんが家から出られないというような被害に遭われました。今回は数日で所有者と連絡が取れましたので、被害は最小限に収まったわけですが、たとえ個人の資産であろうが、このような危険性がある場合行政としての手立てはどんなことがあるのか、これ

をお伺いしたいと思います。

○住民税務課長

空き家にハチの巣ができたことで発生する危険性について誰に責任があるのか、原則としてハチの巣がある土地の所有者に責任があるとされています。これは法律上、土地建物の管理責任の範囲だと考えられているためであります。つまり、ご自身の土地内にハチの巣ができ放置しておいたために、通行人などがハチに刺されて被害を負った場合、その責任を問われる可能性があります。このことから、議員ご質問のハチの巣の処理については、空き家の管理者が駆除を行う責任があると考えられます。町では職員が駆除を行うこと等は実施しておりませんので、協力できることとしましては、ハチ等の害虫を駆除している業者の紹介となります。生活環境係まで連絡いただければ、駆除業者等を何件か紹介させていただきますのでご連絡ください。

○松 澤（2 番）

はい。あのスズメバチの大群大きいもんですから、あの大群を見てしまうと本当に怖い。刺されて被害を遭われた方のことを思うと、私には大きな災害としか思えません。所有者には空き家の管理は責任持ってしていただきたいとお願いし、危険を察知したら役場に相談していただければ善処、方法を教えてくださるということですので、そのあたりをこの放送を見てくださいっている皆さんにお伝えしたいと思います。以上で私の質問は終わりにいたしますが、子どもの問題は 8 年かかれば小学校 1 年生から中学 2 年生まで、9 年かかれば義務教育の期間すべて、大切な子ども時代がガサガサとし、落ち着きのない時間で過ぎていってしまうのです。わずかな時間でも子どもの時間を大切にしてやりたい、そんなことを願いながら方針だけはスピーディーに進んでいくことを望んでおります。あり方検討委員会の皆さま方のご協力を期待したいと思います。以上で終わりにいたします。ありがとうございました。

○議 長

お諮りいたします。本日の会議は、これにて延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。

9. 延会の時期

12 月 7 日 午後 4 時 42 分 延会

令和 6 年第 7 回辰野町議会定例会会議録（9 日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開会年月日 令和 6 年 12 月 10 日 午前 9 時 30 分

3. 議員総数 14 名

4. 出席議員数 13 名

1 番	古 村 幹 夫	2 番	松 澤 千代子
3 番	栗 林 俊 彦	4 番	吉 澤 光 雄
5 番	牛 丸 圭 也	7 番	向 山 光
8 番	樋 口 博 美	9 番	高 木 智 香
10 番	林 政 美	11 番	本 田 光 陽
12 番	小 林 テル子	13 番	津 谷 彰
14 番	舟 橋 秀 仁		

5. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	D X 推進担当課長	赤 羽 謙 一
住民税務課長	桑 原 高 広	保健福祉課長	竹 村 智 博
子育て応援課長	高 倉 健一郎	産業振興課長	岡 田 圭 助
事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之	建設水道課長	熊 谷 健 司
会計管理者	上 島 淑 恵	学校支援課長	小 澤 靖 一
学びの支援課長	福 島 永	辰野病院事務長	桑 原 さゆり

6. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係長 小 林 志 帆

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 1 番 古 村 幹 夫
議席 第 2 番 松 澤 千代子

8. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆様におかれましては早朝よりご来場いただきまして大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、令和6年度第7回定例会第9日目の会議は成立いたしました。欠席の届けですが小澤睦美議員より提出されておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。9日に引き続き、一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席1番、古村幹夫議員。

【質問順位8番 議席1番 古村 幹夫 議員】

○古 村 (1番)

おはようございます。皆さんもお疲れのことと思います。この席に立つのは、そうですね、もう12月定例会4回目ということになるわけではありますが、いくらやっても緊張感は取れないなというふうに思っております。また今日はちょっと私にとっては、ちょっと重い内容の質問を用意させていただきましたので、そんなこともあって昨夜はちょっと2時くらいに目を覚ましてしまってそのあと寝られない、弱ったなと思いつつもまた4時から沢底区内を一周ぐるぐるっと、パトロールをしてなんていうことをしてまいりました。今日は全体的に3つの項目、大きな項目で分けてあるわけではありますが、全体を通じて安全な町ということをテーマにしながら、ご質問をさせていただきたいというふうに思っております。まず第1、能登半島を襲ったあの大きな震災から間もなく1年が経とうとしています。あつという間だなというふうに思っておりますが、非常に悲しいことに能登では震災のあと大雨による水害に見舞われるという、本当に辛い思いを今年はしてきました。「なんで家ばっかこんな目に合わなきゃいけないんだ」そんな声が聞こえてくるところであります。決して他人ごとではない、私たちも同じ目に遭う可能性は十分にある、そうしたことを考えた時に町長もやはりご自身の公約の中で防災、しっかりと力を入れていくそのようにお話をされています。その防災・減災の取り組みについてということですが、今年辰野町議会が行っているタウンミーティングにおいて、先月は川島地区を訪れてお話を伺う機会がございました。幅広いいろいろな課題、お聞かせいただいたわけですが、その中でも消防団に関するご質問、ご意見頂戴しました。川島区第2分団における消防団員のなり手が非常に厳しい、こういったお話でございました。消防団、地方自治の根底をなす団体、私はこのように思っております。自分自身の町は自分たちの

手で守るんだ、まさに地方自治の根幹をなす部分だというふうに思っております。しかしもうここ何十年と団員の減少はひたすら続いている、更にこの４年間、５年間は新型コロナウイルス感染症の影響もあって、思うように勧誘活動も行えない状態が続いていた。更には少子化も進んでいる、新たに消防団として仲間に誘おうと思ってもその担い手となる人がいないんだ、特に川島地区においては若い人たちがほとんどいないんだよ、非常に切実なお話を聞いてきました。現在、辰野町消防団においては常備部を含めて９つの分団がございます。その中で１つの区で１つの分団を担っているのが第１分団小野区、そして第２分団の川島区、第７分団の平出区この３区。人口的に考えた時には小野、平出であれば人口はある程度いるのかもしれない。ところが川島地区においては人口もどんどん減っている、若い人たちもどんどんいなくなってしまうている。その中で消防団の担い手というのが本当にいないんだというような切実なお話でございました。当然第２分団長をはじめ２分団の団員たちも、ただ単に手をこまねいているわけではない。どうしたら新しい仲間たちが増えていくのか、川島の区長さんも一緒になってその方策を一緒に考えてということで、先日は川島区内に向けての回覧板を回したということ、現在消防団はこういう形になっている、以前に比べてこれだけ負担も軽くなっているんだ、皆さんの力がないとこの地区は守っていかれないんだ、そういった切実な思いを回覧板で地区の皆さんに回したということでもあります。消防団の取り組みによってここ何年か低迷が続いていた勧誘も、ようやくちょっと底を打ったのかなというような話がある、当然ぐっと伸びることはもう今後はないんだろうとふうに私は思っておりますが、今まで年間に本当０、１、２人、３人だったものが１０人を超えるようになってくれば、少し明るい光が見えてくるのかなというようには思っているわけではあります、でもこの辰野町の人口減少ということを考えて時に、果たして今の４９６という定数が適当なのかなということはちょっと疑問に感じることもあります。分団の再編、これも含めてここまで何回かご提案を申し上げてきたところでありますが、この間に定数の見直しであるとかあるいは消防団の再編、こういった物がどのように話し合われてきたのか、進捗状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○町 長

はい。古村議員におかれましては日頃より地域防災、消防団の体制強化、活性化に強い関心をもって積極的に情報を集め、提案いただいていることに同じ消防団長経験

者として大変感謝しております。ただいま消防団に関して川島地区第2分団のお話をいただきました。私も忘れもされないのは今から35年前になりますけれど、私は第8分団に入団させていただきましたけれど、当時はポンプ操法、ラッパ吹奏の訓練も盛んで、私も選手をさせてもらって頑張ったんですが、当時はですねどうにも勝てなかったのは第2分団、本当に強い分団でありました。ポンプ車操法の部、小型ポンプ操法の部、本当に両部門町内大会でも優勝してですね、その結束力本当にすごいものがありました。あれから35年、やはり時代が変わればいろんな様子も変わってきた、本当に痛感しております。特に川島地区においては消防団だけではなくて、このあと樋口議員も質問されると思いますが、奉仕団の維持についてもですね非常に苦労している地区でございます。他の地区では奉仕団員として1期、2期ぐらいで交代ができるのに、川島地区だけは本当に10年やらないとなかなか変わりがいないという、そういう切実な問題を抱えた地区であることはもう重々承知してます。ただそういった問題に関してはですね、本当に真摯に時代の変化にも本当に向き合って、今後考えていかなければいけない問題だと思っておりますので、またこれからもいろんなご意見等賜ればと思っております。さて消防団に関しまして申し上げたいと思います。平成30年度に辰野町消防団のあり方について消防委員会より答申をいただいた以降、消防団では団員確保に繋がるイメージアップや、団員の処遇改善、行事の見直し等の様々な形で工夫・改善を図っているとのことで、今後も支援をお願いしたいと思っております。詳しくは担当課長よりお答えさせていただきます。

○総務課長

町消防団としてどのように取り組んできたかということでございますけれども、まず町消防団では団員定数の見直しの前に、まずは団員を増やすことに注力したいという考えで取り組んでおります。竹入消防団長自ら積極的に声をかけていただき勧誘し、また地域の皆様とコミュニケーションを図る中で、20歳代前半の方が入団をして若返りが図られてきた分団もあります。今年度は団員が参加したくなる行事を実施する中で、手応えも感じているとのことであります。一方で、人口減少など地域の変化、実情を踏まえた見直しが求められているのも事実でございます。これまで消防団各分団って言いますと、それぞれの区、地区と密接にということでは当然あるんですけれども、実際団員の中では地区外、場合によっては町外の方も含めて活動に参加していただいているといった部分もございます。こういった部分も、時代に対応していくためには

必要なのかなとも感じています。各区との協力ですとか合同訓練の中で火災や災害に対応するため、必要な人員や機材等の絶対数について今、研究をしているところでもありますので、それがまとまった段階で必要な組織体制や定数を決めていきたいといった考えもお聞きしておりますので、町も団長とともに検討してまいりたいと思います。以上です。

○古 村（1 番）

確かに竹入団長の思い、今の団員を 1 人でも増やしてこの町を守っていく若い担い手を増やしていきたい、その気持ちはとてもわかりますし、今の竹入団長をはじめとした消防団の取り組みは、本当に素晴らしいものがあるなというふうに思っております。12 月 1 日からは年末警戒もスタートし、町内を毎晩のようにしっかりと巡回していただいている、本当に感謝の思いでいっぱいであります。一方で、団員の定数、見直すといっても多分 496 までぐっと上げることってというのは、多分厳しいんだろかなというふうに思っております。年間いくつかある行事のうち、例えば春季訓練であったり、出初式というように何月何日の何時から行いますよというように、あらかじめわかっている行事であっても、出席いただける団員の皆さんというのが 200 に満たないということを考えたときに、実際の災害に対応できる人員というのは、本当にその 200 プラスアルファなのかなというところは正直感じているところであります。これから町も装備であったり、あるいは服装であったり、いろんなものを見直していったときに、実情に合った数をしっかりと見つめながら計画を立てていかないと、闇雲にいろいろな装備を拡充してきましょう、整備していきましょうだけではなくてそういったところの数字ってのは、しっかりとした根拠になっていくのかなというふうに思っております。団の活動自体は、団長を含めた中心とした団がしっかりと考えていけばいいとは思いますが、団の組織は町が持っている組織であるので、やはりそこは町長をはじめとして町がしっかりこういうふうにしていきたい方向性を、しっかり示すべきではないかなというふうに考えてところであります。今、若い人たちを増やすという話ではありますがやはり限界もある。または多くの団員の皆さんが、昼間はサラリーマンとして町内外に勤務して、実は町内に勤務している団員というのは割と一握りなのかなというようなことを、自分も団にいたときから感じてはいたところあります。そういったことを考えると、現状の消防団員だけではなくて、経験者あるいはある技能、例えば広報活動であるとか、そういったものに特化した皆さんに協力を

していただきながら活動、町を守っていくという機能別団員ということ、これ今までも私が議員になる前から多くの議員の皆さんが関心を寄せながら、この場で質問をしてきたことだというふうに思っております。これまでも様々な角度から検討していくというような答弁だったと思っていたんですが、今年の6月に牛丸議員の質問によると、どうももうスタートしてるんだということだったんですね。各分団に相談をしてほしいとそうすれば手続きを得れば入団できるというようなお話だった。この間の川島のタウンミーティングにおいても、機能別団員はどうなってるんだというようなご質問をいただきました。いつから始めるんだ。ちょっとここんところの町民の皆さんに対するアピールっていうのが、実はちょっと足りてないのかなということを感じています。機能別団員の導入の現状についてお尋ねしたいと思います。

○総務課長

機能別団員の制度につきましては、令和2年度より導入をしましたがけれども、現在、該当する団員はおりません。有事の際、団長や分団長の指揮下に入ってくださいことになりますけれども、災害出動にしましてもまた日常の点検等の活動にしても、単独活動につきましては危険が伴うものでありますので、互いに顔を知っている関係も築きながら、こういった機能別団員として参加をいただきたいと考えております。今、消防団では各地域で機能別団員として活動をいただけた方がいれば、消防団の方から働きかけをしているところではありますが、いまだ加入がない現状ということでございます。ただ一方で議員ご指摘のとおり、制度そのものが周知されてないといった部分については実感もございます。改めて広報に努めてまいりたいと思います。また竹入消防団長の中ではいろいろなアイデアがあって、例えば今のこういった時代でまたかつ災害にも非常に有効な、例えばドローンを活用するような部隊なども検討しているところだそうです。自分の得意分野や消火栓の点検、ポンプ車の運転など、それぞれができる範囲で協力いただける方を、今後、改めてこの制度をPRしながら募ってまいりたいと思います。また議員のお話ですと現在、川島地区の中でも協力したいといった方もおいでということで、先だってお聞きをさせていただきます。その方の情報をいただければ地元分団に繋げてまいりますので、また後ほど結構です、詳しく教えていただきたいと思います。議員各位におかれましても、そういった情報ございましたらぜひ町の方にお寄せいただきたいと思います。以上です。

○古 村（1 番）

この機能別団員に関してなんですが、今のお話があったようにドローンの技術を得てだとか、重機の資格を持ってなどいろいろな協力のあり方っていうのはあると思うんですね。ただ実際の今の消防団の消防力を考えたときに、消防団に何を求めるのか、今のようなドローンだとか重機だとか、本当にその幅広い災害ということを考えたときには、そういった力をうんと欲しいそれはとてもわかります。一方で、例えば火災に対する初期の対応ということを考えたとき、初期消火を消防団に求めるのであれば、当然昼間、消防団いないんですよ。土曜日、日曜日の火災であれば対応できるかもしれない、夜であれば対応できるかもしれないが、平日の火災に関しては対応できないということになってくる。そうするとやはりある程度、そうですね会社勤めなどを終えられて地区にいて、例えば自分ちの畑の仕事をしようだとか、そういった方たちが協力をしてくれるようになると、その初期消火という部分で非常に頼りになるのかなということは感じています。実際に川島地区で何件かあった火災においては、地区のそういった皆さんが地区にあるポンプを引っ張り出してきて、消火活動にあたっていたら、小野でもそうでした。そういった力を活用していかなければいけないんだろうなというふうには思っております。一方で、多分私自身もそうだったんですが、じゃあ現役の消防団員にとって、機能別団員を採用しました、自分たちよりもかなり年上の先輩たちが入ってきて、自分たちと活動と一緒にするっていうことは、多分ね正直抵抗感がないとは言えないと思うんですよ。そうですね自分が新入団員として入ったときに、部長だとか分団長だとかやってた人たちが、いきなり自分の指揮下に入れって言われても、いやそれはちょっと勘弁してほしいとなるというふうに思うんですね。例えばこの議員の中でも私だとか樋口さんとか消防団の経験者いるんですが、例えば私や樋口さんが機能別団員やるよって言ったら、お願いだから勘弁してくださいって多分言われると思うんですよ。私と樋口さんが特に言われるような気がします。そんな思いもありますので、そういうことを考えるとただ単に機能別団員という組織を持ってくるだけではなくて、その地区の自主防災組織であるとか、本当にその地元に住んでらっしゃる方に、日頃から消火方法であるとか防災力を高めていくっていうことが、とても重要になってくるのかなというふうに思っております。そういった団に所属しない自主防災組織への教育の必要性、それから多分多くの方が心配してらっしゃると思うんですが、じゃあそういった人たちが協力したときに万が一けがをしたとか、そういったときにどんな保障が得られるのかな、ちゃんと補償制

度があるのかな、そういったことがあればちょっと教えていただきたい、こんなふう
に思います。お願いいたします。

○総務課長

川島地区に限らず各地区で実際に火災が発生するときには、かなり初動の中で地元の皆さんにご協力をいただいているのが実態であります。私、現役の消防団になって活動してた頃とまったくそこら辺が違ってまして、まずは消防団が行って消火に努めるといった時代から、今、現職では5年目になりますけれども、これまでの火災は一番最初は地元の方が駆けつけて、交通整理ですとか消火栓だとか、対応していただいているという事実を何度も見ておりますので、その必要性は実感をしているところであります。そうした中でまず、その補償の前に、そういった事故が起きないようにという中での訓練について少しお話をしたいところなんです、消防団と地域の自主防災組織との間で合同訓練を実施している地区がございます。初期消火における可搬ポンプの使用方法や、ホース展張などを消防団が指導する形で協力をさせていただいております。また、水防訓練を実施している地区では、土嚢の作り方、積み方なども一緒にやっておりますので、今後もこのような地域との連携を積極的に進めてまいりたいと思います。そう言っても万が一という中で、けがなどの負傷が起きるときもあります。その場合は条例によります消防団員等公務災害補償等共済制度というのがございますので、これを適用して補償させていただくことになっております。過去に民間協力者の方に適用させていただいて、医療費の補償をさせていただいた例もございます。こうした制度を使われることがないように、まずは教育訓練を重ねてまいりたいと思います。以上です。

○古 村（1 番）

組織に所属していなくても、その民間の力というのがとても大事になってくる、これは本当に大切なことだなというふうに思っております。そういった人たちがまずは事故に遭わないことを願いながらも、万が一のときには十分手厚い補償がされるように願っているところであります。次の質問に移らせていただきます。災害も多様化しています。情報の入手という手段もいろいろな方法が出てきた。しかし、この広い辰野町を見たときに、なかなか細かな情報が取れないことっていうのがある。例えば大雨の情報1つにしても、町のいたるところに雨量計などが設置されているわけではない、あるいは河川それぞれに水位計が設置されているわけではないというふうに考え

たときに、私たちもよく経験があるんですが、よくスマートフォンに辰野町に大雨の情報が発せられた「えっ、どこの話、雨なんか降ってないじゃん」そうなんですよね、自分のところが雨が降っていなくても、遠く離れたところ、小野であったり川島であったりが降ってるときがあるかもしれない。また反対、川島の皆さん小野の皆さんは「全然、青空見えてるじゃん」なんて言いながらも、私たちが住む沢底地区、諏訪を境にするとこでは、本当に土砂降りなんていうことも十分に考えられる。なかなかそのいろいろなデジタル技術が進んでいっても、そういった細かな情報を入手するっていうことが、なかなか難しいなというふうに思うんですよね。そこでちょっとこれは提案になるんですが、例えば町内のいろんな人にちょっと登録していただいて、地域特派員とか言うんでしょうかね、ちょっと言い方はまたいろいろあるかもしれませんが、例えば自分のとこでかなり強い雨が降ってるよ、自分のところを流れている川、非常に増水してるよ、あるいは大雪が降って国道の自分ちの前まで車が繋がっちゃってるよなんていうような情報を寄せてくれる人を、ちょっと募ってみてはいかがかなというふうに思っております。辰野助け隊「TTT」なんてのがあるもんですから、それに倣って辰野知らせ隊「TST」なんてものがあったもいいのかな、ちょっとこれちょっと町長の案をパクっちゃいました。こういったようなことで住民の皆さんに自分の身近に起きているものを町に情報で寄せてもらう、それを受け取る受け皿になるような何かそういった仕組みを作っていくことが、これから必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。そういったことをご検討される気はないか、ちょっとお尋ねしたいなというふうに思っております。

○総務課長

議員おっしゃるとおりに、町内でも場所によっては気象状況はずいぶん異なり、役場周辺は雨が降っていないときにでも、他地区では例えばゲリラ豪雨のような形で洪水警報が発表される例もございます。气象台については、実は各地点の物理的な観測だけではなくて、衛星など最新技術を使いまして町内を1キロメッシュごと観測等をしておりますので、それに基づいてこういった警報が出ます。ですので各地区を一応は把握はされているということでもありますけれども、それはあくまでもデータの部分なのかなと思います。そうした中で実は町では、道路の陥没などの情報をホームページを使いまして、町へ知らせていただける仕組み「防災情報広場」といったものを用意してございますけれども、こちらについても周知不足なのかもしれませんし、使

いづらいといった面もあるかもしれません。利用されることは少ないのが現状であります。議員ご紹介いただきましたけれども、当年度正式に発足をしました災害支援チーム「辰野助け隊 (TTT)」には、大災害が発生またはその恐れがある場合、被災地区、避難施設に出向いていただいて、現地の情報を集めていただいて、町災害対策本部へ報告していただく任務もお願いしておりますけれども、人数がやはり限られております。ですので急速な状況の変化を、広く情報として寄せていただく仕組みが別にあればとも考えるところであります。そうした様々な場所から最新の情報を迅速に集めていただくような目的というふうに考えますと、例えばその「TTT」ですとか事前通告のあった特派員みたいな形で、あらかじめ町が任命した方から情報をいただくのではなく、広く住民の方から情報を寄せていただく仕組みの方が、もしかすると適しているのではないかなとも思います。他市町村さんの事例なども含めて、今後研究してまいりたいと思います。

○古 村 (1 番)

「TTT」の所属の皆さんというのは自分から出向いてということではあります。そういったのを自発的にいろいろな情報を寄せてくれる人っていうのは、ありがたいのかなというふうに思っておりますし、それから防災広場に関しては確かにね、いいものを作ったなというふうに思いながらも、多分そこにアクセスしたことのある人って、実はこの議員の中でも結構少ないんじゃないかなっていうふうに思っ、ちょっとページによってはもうリンク切れを起こしてるような情報もあったりということで、そこそこをもう1回テコ入れしていく必要があるのかなというふうに考えております。次の質問ですが、先日、町の奉仕団の研修会の中で避難所体験ゲームというものを一緒にやらせていただきました。実際の避難所を想定して、次から次へと避難者の皆さんが押し寄せてくるというような状況であって、本当に次から次へと来るということで実際にゲームに参加された団員の皆さんも、いろんな情報を整理しながらもこの人どこに配置してとか、なかなか大変な思いをされておりました。先日、報道で岩手県において今度、LINE を使った避難所の受付システムというのを、2026 年からスタートさせる計画ということは報道でありました。内容によると、従来避難してきた方が手書きでこの受付のところに名前を書いて、いろいろな情報を書いてということでやっていくと、1 人当たりにかかる時間が約 3 分 30 秒ぐらいかかっているんだという、従って大勢の人が押し寄せてくると、まず受付のところでかなり大きな混乱を招いて

しまうのかなということであります。であれば、そういったデジタル技術このラインの一例だけではなくて私も研究したところによると、パッケージとして避難所の受付システムみたいなものを、既に製品として販売されている企業というのもありました。そうすると受付が楽になるだけではなくて、その人のいろいろな個人的な情報も多くの人に知らせなくてもしっかり把握できるようになってくる。さらにはAという避難所に自分の家族がいるのかなというふうに訪ねていったけども、そこには避難していませんでした。じゃあどこにいるんだろう、そういった横の連携というのがデジタルの技術を活用しながら、集約できるようなものというのが今発売されているということがあります。そういった研究も進めていく必要があると思います。いかがでしょうか。

○総務課長

現在、避難所におけます受付などの業務については、聞き取りですとか手書きが基本としておりますけれども、議員ご指摘のとおり円滑な避難所運営を図るため、今後デジタル技術の導入が進むものと考えております。マイナンバーカードやLINEを使いまして、受付業務を簡略化することや、また避難者の体調管理、救援物資の手配、配給を円滑するような仕組みも考えられているようであります。さらに、スマートフォンにつきましては、位置情報を簡単に送ることができますので、避難者自ら現在いる避難場所などを家族や町災害対策本部などに共有する仕組みなど、様々な活用が見込まれるようであります。既にこういったシステムやサービスを提供している例もあります。議員が紹介されたように、全国でも実証実験が行われているようでありますので、今後研究をしてまいりたいと思います。以上です。

○古 村（1 番）

多くの混乱を招くその災害ということ、本当にわずか1つのことでもいいので、簡略化あるいは効率化されていくことによって、行政に携わる皆さんの負担も減らすことができるのかなというふうに思っております。また今後、検討を進めていただきたいというふうに思います。次の質問になるわけですが、ここが私にとって非常に今日、重い気持ちで向き合うところになります。実は通告までこの質問すべきか、やめるべきか非常に悩んだところである。それどういうことかということ町が事務局を担う団体の活動資金についてということで、どういうことかということ赤十字の活動資金についてということになります。赤十字は7つの原則があります。人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性、この7つの原則があるうちの中立あるいは独立とい

うことを考えたときに、果たしてこの議会という場、政治、行政についてしっかり議論する場において、その民間の中立すべき団体のことをお話することが適当なのかどうなのか、これ非常に悩んだところであります。私の考えの中では本来はこれは触れるべきではない、でも今回はあえてさせていただく、それはどういうことかということ、まず1つ、日本赤十字社長野県支部の、支部のこれ地区・分区というのがございます。地区は長野県内の市が担っている。町、村は分区ということで担っている。この辰野町の分区長を辰野町長が担っているということ、また日本赤十字社長野県支部辰野分区の事務局は辰野町の保健福祉課が担っているということでございますので、あえて質問をさせていただきます。本年度この活動資金の集金については従来行っていた辰野町赤十字奉仕団の皆さんの戸別訪問を取り止めて、そして自発的な協力資金これの協力をお願いしてくるということに変わりました。変わってから約半年が経ったわけですが、本年度の活動資金の目標額、どのくらい集めればよかったのかなということと、それに対して現在どのくらいの金額が集まっているのか、これを教えていただきたいというふうに思います。

○保健福祉課長

令和6年度の赤十字社から示されました目標額でございますが、261万円でありまして、現在約35万円が活動資金として寄せられた金額でございます。この数年は目標額、集金額ともに260万円くらいで推移しておりましたけれども、今年度につきましては今、議員おっしゃられたように戸別訪問を取り止めたことによりまして、現在の方35万円でございます。またこの目標額につきましては前年度の実績に応じて設定されていると思われまして、以上です。

○古 村（1番）

今、全国のこの活動資金の協力というのが、年々年々減少してきてしまっている。この赤十字、結構多くの皆さんが誤解をされているわけではあります、税金が投入されて運営されているか、決してそうではないんですね。さっきの7つの原則から考えたときに、完全に独立した民間の組織でありますので、皆さんから寄せられる活動資金というのが本当に多くの皆さんの命をこれまで支えてきたところではあったわけでありまして。年々減少してきていてということで辰野町も今伺いましたら、目標額261万に対して現時点で35万円、ちょっと暗算ができないのであれなんですけども十数パーセントね、目標額に対して十数パーセント減少してしまったのではなくて、目

標額に対して十数パーセントしか集まっていないということになると、これはかなり厳しい話になってくるのかなとふうに思います。これ戸別訪問、多分これ今まで赤十字奉仕団の皆さんが担ってきたことでありますけども、多分様々な声が寄せられて今回止めたんだらうというふうには思いますが、ここに至るまでの経緯、どのような話し合いが行われて、どのように決定されたのかこちらをお聞かせいただきたいと思います。

○保健福祉課長

赤十字の活動資金の集金業務につきましては、今、議員おっしゃられたように奉仕団が従来から担ってまいりました。その奉仕団でございますが、以前から団員のなり手不足というものは非常に問題化しておりまして、平成 28 年からは男性団員を受け入れを行う、また令和元年にはあり方検討委員会におきまして、消防団と合同で行っていた初出式や訓練といったものを奉仕団単独で行う。また、男女関係なく使えて夜間の安全性や防寒のしやすさなどを考慮した団服の見直し、そんな様々な改革を行ってまいりました。しかしながら、なり手不足の解消には至っていないのが現状でございます。またこの数年では、なり手不足の一因となっていたのが、臨戸訪問による活動資金の集金業務、そんな意見がいくつか挙げられておりました。訪問しても表札がなくどの家かわからない、家庭を訪問する際不審者に間違われる、預けた活動資金が確かに届けられているのか、マスコミ等でよく見る犯罪と重なり防犯面で非常に不安である、そんな様々な理由から年々集金業務が難しくなっていました。こうしたことから、活動資金の集金業務につきまして、役員会で協議を重ねた結果、今年度から臨戸訪問の集金を取りやめ、活動資金の協力をお願いチラシを全戸配布する活動に切り替えたそんな経過でございます。

○古 村（1 番）

確かに奉仕団の皆さんの負担というものは非常に大きかったんだと思う、特にお金を集めることというのはこの活動資金だけではなくて、赤い羽根、緑の羽根、様々な集金それから地区の区費それから中学校でいったら同窓会費、お金を集めるということの大変さってのはとてもよくわかります。しかし止めるというふうに判断するに至るまでに、もうちょっといろいろな検討が行われても良かったんじゃないかなというふうに正直思うんですね。企業であつたりとかあるいは地区の団体であつたりというところに協力を求めて、ちょっといきなり止めました、あとは窓口にお持ちください。

この判断はちょっとあまりにも拙速すぎたんじゃないかなというふうに思うんです。今、世界では様々な紛争が起きている。日本国内に目を向ければ、さっきの話ではありませんけども様々な災害が発生している。そういったところに辰野町においても赤本、辰野町の地域防災計画の中には、赤十字の担う役割というのが明確にうたわれていて、まったく別の組織ではあるんだけど、そこに協力を担っていかなければいけないということである。さっきの活動資金の状況をお伺いしたところ、目標額に対して200万円以上の乖離があるということであります。実際に例えば200万円あったらどういうことができるのか。例えば被災者に提供される毛布であれば1,000枚は購入することができる。それから、体育館など冷たい床に直接寝ることがないようにということでマットだとか、アイマスクなどそういったものがセットになっている安眠セットというもの、これを購入しようと思えば200万円あれば600人分用意ができる。さらにはラジオ、お皿、非常持ち出しのように近いものでありますが、これであれば200万円あれば400セット用意ができる。辰野町が今年度集めることができなかったお金によって、それだけの人数の皆さんのところにその支援するものが送られなくなってしまいうということとは、これ防災に力を入れていきましょうというその町長の思いとは、相反するものになってしまうような気がするんですよね。これちょっとこれが今後どのように影響していくのかということが、非常に心配される訳であります、そればかりではなくて影響そしてその対策について、今、どのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

○保健福祉課長

考えられる影響でございますが、直接的な影響につきましては、日本赤十字社から交付されます社資の収納実績に応じた交付金が減額されることが考えられます。この数年260万円の集金に対しまして50万円前後の交付金がありました。来年度から大きく減額されることが予想されますので、これにより町の奉仕団活動に影響が出るということも考えられます。また間接的な影響としましては辰野分区の活動資金が大きく減額したことが、他の分区にも影響を与える、全体的に活動資金が集まらない事態になってくるとすれば、そもそも日本赤十字社の活動に影響を与えてしまうことも考えられます。日本赤十字社の活動資金にも税金は一切投入されておりません。すべてが国民の温かい気持ち善意による社資によって賄われております。今年の元日の能登半島地震、豪雨のように、近年大規模災害が多数発生しております。災害時におい

て日本赤十字社からは、医師や看護師などを含む人的援助また各分区に配置されてます毛布など物資の援助、そういったところも活動資金から賄われております。また災害救護訓練だとか資機材の整備、ボランティア育成など日頃から災害に備えた活動を行っているのも日本赤十字社ということでございます。先ほど答弁いたしましたけれども団員のなり手不足というものは、10年以上前から問題化しております。この間何度か見直しや改革を行ってまいりましたが、団員のなり手不足に歯止めがかかっておりません。先日、奉仕団委員長との打ち合わせの中で、団員や役員のなり手不足の問題につきまして深刻さを増している、そんなことを言っておりました。組織のあり方を検討する時期にあるのではないかと、そんな意見をいただきました。これを受けまして、早急に検討を始めてまいりたいと思っておりますが、併せてその中で活動資金の集め方についてもどんな方法が良いか検討してまいりたいと考えております。

○古 村（1 番）

辰野町の取り組みが他の地区に波及しないこと、それも本当に真剣に考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。先ほど来負担軽減という話があります。これ本当に取り組まなきゃいけないことではある。一方で、さっきの消防団のことにも繋がってくるんですが、負担の軽減、従来からやっていた人間にしてみれば、10 あった活動が5 に減れば「いやあ、えらい楽になったな」というふうに思うんですよ。ところがこれから始めるといふ人は、たとえ1 つのことであっても、今までゼロであったものが1 つになってしまうということで、これがもう負担になっちゃう。負担の軽減って際限なく続いてっちゃう、もういつそのこともう組織がなくなると負担の軽減にならないというこのジレンマもある。そこのところをしっかりと研究していく必要があるのかなというふうに思っております。最後になりました。時間も限られておりますのでまとめた質問になります。昨年の9 月定例会において町内の生産森林組合から、その活動の今後に対して非常に心配だという声が寄せられて、その際に、その団体、資源がない林野を管理してるのでとてもとてもお金の面で苦慮しているということでありました。それに対して質問をして、例えば税の負担の軽減だとか、そういったことはできないのかというような質問をさせていただいて、今後検討していくというようなことでもありましたし、それから生産森林組合のあり方については、森ビジョンの中でもしっかりと検討していくというようなお話をいただいていたと思います。この1 年間どのような検討がなされて、どのような方向に向かっている

のかをお聞かせいただきたいと思います。

○産業振興課長

それではお答えいたします。議員ご指摘のように各生産森林組合では現在、財産収入の減少を始め、組合員の高齢化、後継者問題といった様々な問題を抱えているほか、税を始めとする負担についてが非常に重くのしかかっていると聞いております。課税に関する研究につきましては、庁内の関係部署と相談を行いました。税の公平性の観点からも、特定の団体について特別な減免等の対応を行うことは難しいという状況だという答えも返ってきております。またそれ以外の対応としまして、県下の生産森林組合の状況や問題の解決に向けて、長野県の実業連合会の担当者や関係者の方と生産森林組合と三者で意見交換を実施してまいりました。県内では非常に厳しい経済的な経営状態にある生産森林組合も複数あることと聞いておりますので、引き続き県と連携して課税を始めとした対策について、県内の事例研究を行っていきたいと考えております。また森ビジョンから問題についてどのような導き出しができるかという点につきましては、辰野町の森ビジョンについては長期に取り組むべき事項の1つとして生産森林組合のあり方の検証これを挙げております。これにつきましては様々な問題がある中で特に顕著に出ているのは、全国的に生産森林組合の組合員数の減少でございます。平成8年の3,482組合をピークに、令和2年では2,693組合と非常に早いペースで減少が進んでいると、そしてまた減少した組合の多くは解散そしてまた組織変更ということを行っておりますが、その受け皿の認可の地縁団体、そういったものの移行に関していくつかの条件もあり、なかなか進まない状況という事例も聞いております。このような生産森林組合のこれ以外の課題いくつもあるかと思えます。こういった課題解決には、当事者である組合員、そしてまた行政以外の協力が必要であると考えております。各生産森林組合の今後のあり方についての検討を行っていくためには、森ビジョン等を基本にしながら組合員や行政、各種の関係者だけでなく、森林から様々な恵みを享受している町民の皆さんにも、この課題の検討に加わっていただきながら、共同アプローチという形で解決の方法を求めていきたいと考えております。以上です。

○古 村（1 番）

はい、終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 9 番、議席 8 番、樋口博美議員。

【質問順位 9 番 議席 8 番 樋口 博美 議員】

○樋 口 (8 番)

おはようございます。昨日、今日と厳しい寒さ、川島はマイナス 5 度ぐらいになってます。昨日から始まった一般質問も厳しい寒さの中ですが、皆さん優しい質問のやり取りの中で始まっております。今朝、昨日もガチャの話題が出ましたので、早速ガチャをやって私の家、昨日見たらこれほどガチャ集まってる。17 種類 20 個のガチャが集まっております。多分 30 回ぐらいやれてるのかなと、私が 30 回やっているので皆さんもう数え切れないほどやられているかと思えますけれども、大当たりなイベントだったかと、すべて石川県の方へ送られるということで、その町民の気持ち、ありがたい気持ちに本当に感謝したいなと私は思っております。新年、新しい年を迎えるにあたって、また今度は辰野町のために新しいガチャがスタートすることを私も祈念して、通告書に従いまして質問をさせていただきます。まず初めに辰野病院のすいません質問順位の順番を入れ替えさせていただきます。4 番目の税収の確保についてこれを 2 番目に挙げて、2 番、3 番を順次送っていきたいと思います。まず初めに辰野病院の経営について質問させていただきます。町民にとって安心して住み続けるために、辰野病院という存在は大変大切な大きな病院でございます。具合が悪くなったとき看てもらえる地域の基幹病院としての役割があるかと思えます。私も 20、22 年ほど前ですか辰野病院でヘルニアの手術を、椎間板ヘルニアの手術をさせていただきました。それから 8 年ほど前ですか、心臓の病気も辰野病院で見つけていただきました。様々な機会、私も主治医として辰野病院にお世話になっているわけですが、先日の新聞報道を受けて町民の中には辰野病院大丈夫なのというような声が私のもとにも届けられております。様々な診療科がございますけれども、今、常勤医のいらっしゃる診療科、それからいない診療科等がございます。現在の診療科の状況とですね合わせてどの診療科の充実が経営にとって大切なのかなという、町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○辰野病院事務長

辰野病院の現在の診療科でございますが、内科を中心とし外科、整形外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科、皮膚科、泌尿器科の 9 科を診療しております。標榜はしていませんが、内科では認知症などの神経内科の診療を平成 30 年から週 1 日

行っております。また、泌尿器科につきましては住民ニーズに応えるために、信大の方に町長、院長らが医師派遣を何度もお願いしまして、令和元年度から診療の方を開始しております。病院経営を安定化するために、不採算部門を収支目線だけで切り離していくことは、病院に求められる役割を担わないこととなりますし、診療科の充実からしますと今後も9科すべての診療が必要と考える一方で、高齢化率の高い辰野町では、特に内科と整形外科の充実が必要と考えます。

○樋 口（8 番）

はい。内科と整形外科、そうですね外科も合わせて外科もですね手術室がございますので簡単、簡単っていう表現はよくないですが、盲腸などの手術ができるような体制も必要ではないかな。ついてはですね常勤医の確保というのが課題になってくると思います。現在、常勤は何人ぐらい確保できているのか。また常勤医の確保にですねどのように取り組まれて、日々取り組まれているのか併せて質問させていただきます。

○町 長

はい。辰野病院には現在、常勤医師が8名おります。内科には常勤医師が6名いますが6名のうち3名は県の修学資金対応医師になります。この修学資金対応医師の派遣については県、事務的には健康福祉部が担っておりますが、県や信大の方へ院長と一緒に何度も足を運び、医師不足の当院への派遣をお願いし、平成30年に1名派遣、現在は3名配置ということで修学資金対応医師の当院への派遣が継続的になってきたところであります。内科以外では眼科と小児科に常勤医師がいます。常勤医師不在の診療科については、信州大学、伊那中央病院、諏訪赤十字病院等に医師の派遣依頼をし確保しています。しかし信大や基幹病院においても医師不足は深刻で、派遣が難しい状況ではありますが、何とか要望に応じていただいています。コロナワクチン接種の際には諏訪中央病院の方へ直接医師派遣のお願いに行きまして、医師を派遣していただきました。町の集団接種をすることができたわけですが、その繋がりから現在諏訪中央病院から医師1名を派遣していただき、週1日ではありますが救急外来の診療を担っていただいております。医師確保については長期的に辰野病院に勤務していただける管理職級の医師の確保が喫緊の課題であります。過去には医師確保担当職員を配置して、その職員の人脈で医師確保に取り組んでいただいたこともありましたけれど、医師確保には繋がらず医師確保の難しさを感じたところであります。医師確保は、医師同士の繋がりや多方面の人脈が有効かと思います。コロナ禍においては病院訪問

等なかなかできませんでしたが、情報共有や連携強化のため今後は院長とも連携をとりながら、県や信大を始め近隣病院への訪問を行ってまいります。具体的な医師確保についてはまた事務長の方より説明させていただきます。

○辰野病院事務長

信大や近隣の基幹病院からの派遣依頼のほかには、医師の人材バンクを活用しております。整形外科におきましては人材バンクの紹介によりまして、10月から週1日勤務の医師を確保でき、患者増に繋がっております。整形外科は非常勤医師、派遣医師で診療の方を行っておりますけれども、患者ニーズに応えるためには、整形外科の常勤医師の確保が喫緊の課題となっております。人材バンクの業者からは登録医師の情報をいただきまして、辰野病院への勤務に興味を持っていた医師とは積極的に面談を行い、採用に繋げていけたらと思っております。ただし、人材バンクに登録している医師は、フリーランスの医師が多くいらっしゃいますので、辰野病院に長期的に勤務していただける医師の確保は難しい状態となっております。医師確保には直接繋がらないかもしれませんが、将来の地域医療を支える人材育成の一環として、また基幹病院との連携強化のために、信大医学部の地域医療の実習生ですとか、諏訪日赤の病院の方からの地域医療臨床研修医の受け入れを積極的に行い、協力の方も行っております。今後も信大や近隣病院との関係性を大切にしながら、信大医局に対する派遣要請のほか、県のドクターバンクや民間の医師紹介会社の活用など、多様な方法で地域医療に貢献していただける医師確保に努めてまいりたいと思います。

○樋口（8番）

はい。ただいま医師確保についての町の考え方や取り組みをお聞かせいただきました。本当になり手不足とか地域医療に関わってくださるお医者さんの不足っていうのは、辰野町だけではなくて全国的な問題ではないかなというふうに考えます。先般、開業医さんに対して5,000万補助するという町の方のそういった方針も出されました。辰野病院の課題として、患者増という1つの課題がある中で、開業医を誘致するためのそういう補助それも必要なのかもしれませんが、辰野病院の医師確保に対してももう少し積極的に金銭面で考慮するとか、そういったことも必要ではないかなと、私の中では思っております。例えば今、学生に対してのアプローチっていうものもありました。例えば辰野町単独で医学部の学生に奨学金を出して、将来辰野町に将来ですよしっかり外で経験を積んでいただいて、40代、50代から10年、20年勤めていた

だけるような医者をも今の段階から育てていく、確保していくという取り組み、これも1つあるのではないかなと私は考えております。先ほど先般も先に申しましたけども、辰野病院っていうのは本当に町民にとって心のよりどころになる、そんな存在です。やはり内科、整形、外科、歳とってくると膝は痛くなるのかどうしようもない、私も痛くなって正座等はできないんですけれども、やはり痛いときにかかれる医者、病院、これが大事だと思うんですよね。予約しか診れない日があったり予約でしか本日の診療できませんという対応だったりとかですね、それから11時半までは受付になっているのに、ある科にしてみると10時ぐらいにいっぱいになってもう受付できません、本日は予約だけの診療日ですというような対応、本当にね予約でもって来る人っていうのは、もう日々の中でもってその日痛くなくても予約があって来て薬をもらってっていうそういう中だと思えるんですけども、本当に当日来られる人っていうのはすぐかかりたい、痛くて仕方がないこういう患者さんなんですね。ですから、患者を増やすということであれば新患を診なければ増えていきませんので、そういったことも含めてですね、ぜひ前向きに改革を進めていただきたいなと。この質問の最後になりますけども、今後の病院、辰野病院がこの地域にとってどういう病院であるか、また町はどのような病院の姿を描いているのかお聞きしたいと思います。

○町 長

はい。ただいま樋口議員の方から辰野病院は心のよりどころであると、そのような温かな表現を使っていただきました。実は先日、私の父がその辰野病院で亡くなりましたが、辰野病院には、院長を始め職員の皆さんには大変お世話になりました。身近に入院できる病院があり本当に助かりました。上伊那北部は医療資源が不足している地域でありまして、辰野町でも開業医が減少傾向にあります。新興感染症コロナ禍においては辰野病院があったおかげでコロナ患者の受け入れもでき、コロナワクチン接種も辰野病院を中心に実施することができました。地域医療に特化した公立の病院は絶対に必要で、辰野町にとって辰野病院はなくてはならない病院であります。辰野病院では院長を始め職員全員が、安定経営を目指して取り組んでいるところであります。議員各位のご理解、ご支援をお願いしたいと思います。病院の対応についてはまた事務長の方より説明させます。

○辰野病院事務長

辰野病院では持続可能な地域医療体制の確保を目的に、昨年、経営強化プランを策

定し、そのプラン実行のため取り組みを行っており、経営を強化していくことが重要と考えます。経営の効率化を目指して病棟機能再編に取り組み、辰野町のニーズにより即した病床機能への転換を検討しております。現在、病床数 100 床で運営しておりますが、上伊那北部の軽症から中等症の入院を要する患者への救急医療やレスパイト入院、在宅支援の入院になりますけれども、こちらの方も受け入れの方を積極的に取り組んでまいります。またニーズに応じまして、現在 37 床の地域包括ケア病床の増床や病棟化の方も検討しております。地域包括ケアシステムにおける辰野病院の役割、医療機能を再確認した上で必要な医療機能を維持し、地域包括ケアシステムの一翼を担っていく必要があると考えております。病院理念にあります地域住民の命と健康を守るため、地域住民に親しまれ明るく優しい安心のできる医療を提供し、かかりつけ医として地域に密着した病院を目指してまいります。

○樋 口（8 番）

はい。力強い回答ありがとうございました。私の母も今年 2 度ほど辰野病院へ入院をいたしました。そのとき町長のお父様と同じ病室だったこともありましたが、高齢になってくるとですね自宅、病院ほいで自宅、自宅へ戻れなければもう少し健康になって元気になって戻るように老健に入って、ほいで自宅へ帰る、自宅へ帰らなければ、老健から特養へ行くというようなご高齢の方たちもいらっしゃいます。両小野診療所には日々のデイサービス、それから病院、それから老健、それから特養と全部一緒になってあそこにあるわけです。あそこで完結している。単独の病院ではですねなかなか経営も難しいかと、ほいで民間の病院なんかを見るとやはり老健と一緒にいたり、その先に特養があったりというような形の中で経営をされております。病院の経営についてこれから考えていってくださると思いますので、ぜひ町民にとってよりどころとなれる病院であってほしいと思いますので、その分を要望して次の質問にまいります。税収の確保について質問をさせていただきます。この中でですね一番今、話題になっているのは今年もですけども、その米不足なんかでふるさと納税でお米だったり、それからわけあり品だったり、結構そういったものに人気が集中したというような報道なんかがされております。ふるさと納税についてお聞きしたいと思います。昨年度、本年度、昨年度実績とですね本年度の見通し、それから他市町村の比較についてお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

それでは議員のご質問にお答えします。令和 5 年度の実績でございますが、9,308 万 890 円でございます。前年と比較しまして 105.5%、寄付者数で 4,491 人、前年と比較しますと 110.6%となっております。昨年度、令和 5 年度は果樹が好調でございました。今年度の 11 月時点で今年度の見通しでございますけれども、寄付額は昨年同時期に比べて 116.3%、寄付者は 105.1%となっております。このことを踏まえまして年度末のですね寄付額は約 1 億 800 万円、寄附者数は 4,720 人と見込んでおります。他市町村の比較ということでございますが、令和 5 年度の寄付額で他市町村と比べますと、長野県内 77 市町村中では 41 番目、上伊那郡内では 8 市町村中 7 番目の納税額となっております。以上であります。

○樋 口 (8 番)

はい。ありがとうございます。8 市町村で 7 番目、県下全部を見るとですね、須坂市の 34 億をトップに 10 億以上の市町が 4 つございます。近々近隣では箕輪町さんが 6 億 6000 万、南箕輪村さんが 4 億というような数字でございます。中身の分析等々、町の方でもされていると思いますけれども、分析をした中で何が必要かというようなことをしっかりと検証すべきではないかなと思います。それではここです。今までの収入の金額をいろんなところで話題になってきますけれども、収支についてこれふらさと納税の仕組みですので、ぜひ辰野町寄付してくださる方、それから辰野町から逆に別の市町村に寄付される方もいらっしゃる、いらっしゃいます。その収支についてお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

それでは令和 5 年度の収支ということでございますので申し上げますと、寄付額は 9,300 万円余に対しまして、返礼品の調達また返礼品の送付それからカード決済等に係ります費用は 4,150 万円余であります。それから町からですね町外に動いていきます、いわゆる控除される住民税額につきましては 2,360 万円余となっております、合わせて 6,510 万円ということになります。この金額をですね寄附額から差し引きますと、いわゆる黒字と申し上げますのは、2,790 万円余と言えます。それから問題点ということになりますけれども、お米を始めとしました果樹などの人気の商品というものがありますけれども、返礼品商品の生産量に対して需要の方がですね過多の状態にありまして、機会損失を起こしていると言えます。生産者の皆様には年々返礼品商品の出荷量を増やしていただいておりますが、需要に対してお答えできていないとい

うことが、納税額を増やす視点からは問題点として挙げられます。以上であります。

○樋口（８番）

はい。9,300万円の納税額に対して費用が4,150万円、流出部分が2,360万円トータルで6,510万円っていう回答いただきました。収支的には2,790万円のプラスということですが、なかなかこれをどういった分野に使っていくかっていう中において考えると、もう少し頑張って納税していただく額を増やさなければいけない。これについてですね考えてらっしゃると思いますけれども、県下で41番目、上伊那では8市町村の中で7番目という実績、一概に1億前後で推移してきているんですけれども、やはり2億くらいは欲しいなという私の中ではそんなような気持ちがございます。これを倍増するためにですね、どのようなことが必要なのかなというその課題とですね、それからこれからどのような取り組みをしていかなきゃいけないか、そこら辺について町の考えをお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

商品の量と品目における協力体制の構築、新たな返礼品の掘り起こし、返礼品事業者の更なる開拓が課題と考えております。まず商品の量と品目における協力体制の構築では、寄付額が大きい市町村では返礼品商品を大量に提供できる体制が整っております。当町の場合は複数の事業者による協力体制をですね、協力していただければならないということがありまして、そうしなければ量の確保というのが難しいと考えております。やはりその機会損失をですね減らすためには、この協力体制をさらに広げて、またご理解をいただく中で対応していきたいと考えてるところであります。それから新たな返礼品の掘り起こしとしまして、どんな返礼品が納税者のニーズにマッチするかということとはなかなか難しいところあります。国が定める地場産品基準に合致した商品の掘り起こしということが重要となってまいります。当町の場合、工業製品の場合につきましてはその製品が完成していく中で、中間でですね処理をされている企業さんが多い状況にあります。完成品にですね最終的なところで完成品に到達しないと、この地場産品基準には合致しないことになりますので、この中間の処理が完成にですね直結していくということが重要となっております。そうした企業ですね技術というものをですね、掘り起こしができるかどうか、この自社の技術をよく知る企業様とのですね、工夫またアイデアがですね必要となってまいりますので、こうした部分での企業様との情報連携をしていかなければならないと考えるところであります。

また返礼品事業者の更なる開拓ということになります。素材と素材を掛け合わせて新たに商品を生み出すことができる事業者の掘り起こしというものはとても重要になってまいります。当町でも隣接する市町村とですねコラボレーションをした返礼品というものの企画をしてみました。なかなかですね返礼品商品としての売り上げアップというところへは結びついてはいませんが、こうしたですね新たな商品を生み出していく取り組みというものには、積極的に関わっていきいたいというふうに考えております。こうした3つの課題をですね研究しながら、これからもですねふるさと納税のアップに対しまして取り組んでいきいたいと考えております。以上であります。

○樋口（8番）

はい。辰野町の売りがどこにあるのか、そこも大切なそのテーマだと思います。産物では何があるのか、マツタケってのは1つの大きな柱になるんですけれども、マツタケを単体で売るのではなくてですね、マツタケを使った煮製品の開発とか、それから例えばお酒の中にマツタケを入れてマツタケ酒で売り出すとか、そういうマツタケが1つテーマとしてあるならば、マツタケを使った商品を単体でマツタケを売るのはもちろんですけども3つ、4つ開発をする、これは民だけの力ではなくて、官民一体となってやはり商品開発をするっていうことが大事ではないかなと思います。また、辰野町は自然豊かな地域で自然を売るのであれば、人気であるしだれ栗の施設の中にみどり湖で人気のあるグランピング施設みたいなものを設けて、それをふるさと納税の返礼品でもって売り出すとかですね、そのような1つの今ある施設をちょっと工夫するだけでいろんな対応ができるかと思うので、ぜひ企業誘致も大事です。企業誘致それから商品の開発、ここにですね町の戦略というものがぜひ加えていただいて、官民一体となった商品開発を要望したいと思います。ぜひ倍増していただいて、そのお金をですね学校給食の問題だとか、いろんなところ使うところは使いたいところはいっぱいありますので、ぜひ努力していただきたいと思います。次に有害鳥獣の対策についてお聞きします。被害状況についてまずお聞きします。ここ数年、私のところでは耳に入ってくるのは川島はもちろんですけども、上辰野の上の段、中道線それから先般、上島でも上島の方からそのようなお声を聞かせていただきました。この有害鳥獣について特に被害の大きい地域っていう、辰野町中どこでも被害があるかと思うんですけども、町はどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

それではお答えいたします。令和 6 年度の調査につきましては、年明けに行われて集計されるため、直近での把握している令和 5 年度のデータに基づきましてご回答いたします。農家の皆様より報告いただいている有害鳥獣による被害につきまして、令和 5 年度の結果、そして令和 4 年度の結果と対比しながらご説明いたしますと、令和 5 年度の有害鳥獣による町全体の被害面積は 768.8 アール、被害額につきましては 2,973 万 6,000 円となりました。一方、令和 4 年度の町全体の被害面積につきましては 224.2 アールで、被害額は 478 万 9,000 円となっております。このように令和 4 年度と比べまして、令和 5 年度の被害額、被害面積ともに前年度を上回っている状況でございます。令和 5 年度の主な被害増加の主な理由につきましては、原因につきましては、羽北地区でハクビシン、イノシシ、鳥による果樹被害が増加したことが大きな要因になっています。この果樹被害の内容は主に単価の高いリンゴやブドウなどであったため、被害額が増えたと考えております。羽北地区ではイノシシによる被害でリンゴの木が一度に 10 本根こそぎ倒されたという報告や、ハクビシンによるブドウへの被害などの被害報告が多数ありました。なお羽北地区の令和 5 年度の被害面積は、283.3 アール、被害額 1,916 万 4,000 円となっております。令和 5 年度の町内の被害状況ですが、小野地区ではサルや鳥の被害が多く、辰野地区ではハクビシンや鳥、竜東地区でニホンジカによる被害がそれぞれ前年度と比べて増加しております。被害報告によりますと田畑の中をシカが横断し、作物が倒されてしまうという被害、カラス対策としてネットを設置したものの被害に遭ってしまうといった事例が報告されております。なお川島地区は被害面積、金額ともに令和 4 年度と令和 5 年度対比しますと減少しております。令和 5 年度につきましては、被害面積 33.4 アールに対しまして、令和 4 年度 40.2 アール、被害額が令和 5 年度が 61 万 1,000 円に対しまして、令和 4 年度は 62 万 6,000 円で行っていただきました。被害状況の内容については以上です。

○樋 口 (8 番)

はい。町内各地でこの有害鳥獣の被害というものが出ております。川島区ではですね、鳥獣対策委員会というものがあって様々な対策を行っております。獣追いの花火や年に 1 回その研修会なんかも開かれております。大型檻の設置や小さい檻の設置、それくくり罠の設置等です。それからくくり罠についてはですね私も参加していただきましたけれども、毎週見回りをやってですね、そのくくり罠にかかっている状態のチェックとか、そういったものを区民全員で当番でやっております。それから電柵につい

でも電柵の管理もそれぞれ私の耕地でも川側の電柵、それから山側の電柵等々、月に2回ぐらいずつ当番を決めて見回りをしているということでございます。こういった取り組みですね、これ全部の地域で同じようなことってこれ本当に無理なことだと思うんですよ。川島にはですね猟友会のメンバーさんもいて、やっぱそういったものにね、きちんと対処してくれる体制が整っているのですでできる、ほかの地域じゃあこれをもって言ったところでなかなか地域の事情もでございます。難しい問題ではないかなと思います。せっかく作ってもですね収穫時サルの被害にあってもう作れん、気持ち的にですね作れなくなってしまう。自助・共助の中ではもう済まされないレベルまできているのではないかなと思ってます。そこに公助がぜひ考えていただきたいと。安心して住み続けられるまちづくりを掲げている当町にとってですね、この定年になってそのあと自分の食べる野菜を作る楽しみ、これ育てる楽しみだけもらって、いざ収穫するときに全部持っていかれるようではですね、本当に住み続けられるまちにならないのではないかなと、こういった不安もでございます。例えば公助の部分でですね、川島のようなそういうような体制をぜひ町で作っていただいて、それを各地域、地域でもって取り組みをしていくとかですね、そういったこともですねぜひ考慮していただきたいと思いますけれども、町の考え方をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○産業振興課長

それではお答えいたします。これまでも有害鳥獣による農地や農作物への被害の報告は、住民の皆さんや区から寄せられておりまして、町の有害鳥獣対策協議会におきまして、検討対応を行っているところでございます。また、8月に開催いたしました農地の地域計画による各地区の懇談会におきまして、町内のほとんどの地区で有害鳥獣被害が発生しているとの報告を踏まえまして、今後の有害鳥獣対策を講じていかなければならないと考えております。現在の有害鳥獣被害への対応でございますが、各地区からの要望に対しまして、先ほど議員もおっしゃったようにですね電気柵の資材提供や、緩衝帯の整備そしてまた鳥獣対策備品として例えばくくり罠ですとか、サルの捕獲檻、センサーカメラ、こういったものの提供を行っております。また、有害鳥獣対策の研修会の開催、先ほど議員もご指摘がありましたように、川島区で行われている有害鳥獣対策のこういった研修会、そしてまた川島で行われている捕獲サポート隊の構築、そしてまたサルの群れの状況を把握するためのGPSの調査、そういったものを実施している状況であります。川島区で行われている捕獲サポート隊への支援で

ございますが、地域ぐるみで取り組んでいただいて、被害防止に大きな成果を上げているということがございますので、先ほど議員もおっしゃったように、このような取り組み事例を町内の他地区でも実践可能かどうかを研究を行ってまいります。以上です。

○樋 口（８番）

資材提供と合わせてですね人の派遣も含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。そうしないと本当に楽しみが収穫という一番の楽しみを奪われてしまう、この機会をぜひ守っていただきたい。最後になります。先ほど古村議員の中でも質問がございました、赤十字奉仕団の改革についてお聞きしたいと思います。この質問はですね私も悩みました。日赤の奉仕団のこれは辰野町の行政とは関係のない話で、一般質問で取り上げるかどうかというのは悩んだんですけれども、タウンミーティングの際に、やはり多くの皆さんがこの話題になり、困っている現状が話されております。保健福祉課の中に事務局があるということで、私、今回質問をさせていただきたいと思います。辰野町の組織の形それから団員数それから定数、ここら辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○保健福祉課長

辰野町赤十字奉仕団は町内８つの地域に分け、それぞれに分団を設置しておりますので、８分団の体制で活動を行っております。団員数でございますが奉仕団に定員の規定はございません。現在団員数は２５４名で平成２５年度には３０５名おりましたので５１名の減少ということになります。分団によって住民の人口規模、建物の多少など大きく異なりますので、それに合わせた団員数を確保しているというものでございます。

○樋 口（８番）

はい、ありがとうございます。団員の確保についてですね本当に先ほどもございましたけれども、消防団と合わせて、川島ではこの奉仕団の団員確保というのは非常に苦労してるところでございます。川島では最初５年ですね、５年という任期の中でやっていただき、そのあと２回目が３年というような中でもう３回目も回ってくるというような状況でございます。順番だからということですね、どうしても回ってきたらやらなきゃいけないというような考えの中でやっておりますけれども、実は令和７年、８年度の分団長選出が川島分団では、私の住む一ノ瀬耕地へ回ってまいりました先般、奉仕団の中ではもう決められないということで、耕地の方へ投げられて耕地の

中で話をしても結論が出る問題ではなかなかないんですけれども、耕地総代預かりという形の中で、会議は終了した現状でございます。なり手不足の状況というものは町も把握していると思いますけれども、そこら辺町の考え方をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○保健福祉課長

先ほどの古村議員への答弁と重複する部分ございますけれども、この団員確保の問題は10年以上前から問題化していることは把握してございます。当時は奉仕団は女性がやるものとされており、議員がおっしゃったように、ある地域では同じ人が2度、3度と団員をやらなければならない、また分団長を終えたあとは平団員に戻って活動をしなければならない、そんなことも聞きをしております。そんな状況を改善するために、平成28年度からは男性団員の加入を可としてまいりました。平成28年度は1名であった男性団員は今年度に6名と、徐々ではありますが増加傾向でございます。しかしながら、団員のなり手不足の問題解消とはいかず、団員からは救急法大会に参加する精神的な負担、またその練習の肉体的な負担、消防団と合同規律訓練に対する抵抗感、そんな意見が挙げられておりました。そういった意見を受けまして、令和元年度には当時の奉仕団委員長、副委員長、歴代の委員長、消防団長、当時の消防団長古村議員だったと思いますが、区長会にそれから民間の公募委員も加えまして、あり方検討委員会を立ち上げ奉仕団員のなり手不足について検討が重ねられました。その結果、精神的・肉体的に負担が大きかった各訓練や初出式は消防団と別々に行うこととし、団服のデザインも一新し男性団員にも受け入れられるもの、夜間の安全性、防寒のしやすさ、そんなことを考えられたものとしてまいりました。先ほど古村議員の答弁でも理由を申し上げましたけれども、今年度から日本赤十字の活動資金の臨戸訪問による集金を取りやめ、精神的負担の軽減を図ってきたところでございます。現在このような改革の中で、令和3年度以降につきましては団員の減少は抑えられているのが現状でございます。

○樋口（8番）

はい。それでは地域において奉仕団の役割はどのように期待されているのか、そこら辺の考え方をお聞かせください。

○保健福祉課長

奉仕団の最も大きな役割は、災害時における救護に関する活動を行うことが挙げら

れます。お住まいの地域において災害が発生した場合に、直ちに救護活動が行えるよう普段から訓練を行っております。訓練内容としましては、炊き出し訓練や救急法の習得、AED の操作方法の確認などがございます。そのほかにも、献血の推進に関する活動、社会福祉施設に関する活動が挙げられ、昨年度まではその中に活動資金の募集に関する活動があったということでございます。これらの活動はそれぞれの地域において災害などが発生したときに、地域の皆さんが協力して助け合う、非常に重要な役割を持った組織であると考えております。団員の任期は限られておりますが、地域の住民の皆さんの多くが団員として経験していただくことにより、災害時など地域を挙げて助け合う精神が根付いていくものと考えております。

○樋 口（8 番）

はい。災害時の救護、大切な役割を担っている奉仕団なかなかそこに団員の確保、また幹部のなり手不足というような大きな問題がございます。炊き出しっていうことを 1 つ例に挙げれば、これはまず災害が発生したときに、対策本部が町にでき、区にでき、そういう中で奉仕団の方へ要請が来るといような流れだと思うんですけども、やはりこれからこのなり手不足になってくるとですね、そこまで奉仕団に求めてもなかなか団員が集まらない。だとすれば災害時のそういった体制っていうのは区の中に行政の中にも、きちんとあっても然りではないのかなというふうに私は考えております。改革をする時期になっていると私は考えております。他の市町村の奉仕団の体制、そういったものも検討されているかと思っておりますけれども、そこら辺も含めて町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○保健福祉課長

地域住民全員が地域を守る、助け合う気持ちが非常に重要であると考えております。例えば AED の場所を地域住民全員が知ること、これは奉仕団員だから区の役員だからということではなく、自分事として考えていただく必要があるのではないかと考えております。奉仕団に強制的に入らされるということではなくて、地域の一員として助け合う気持ちを持っていいただければ、そんなふうに思っております。とは言いましても、高齢化が進み高齢化率が 50%を超える地域もあり、なり手不足の問題は深刻になってきております。他の市町村の実例ということをお聞きされましたけれども、ちょっと現在、近隣市町村の状況を調査しているところでございまして、取りまとめができおりませんけれども、2、3 聞く中では、市町村によっては区の役員が兼務している

ところ、各地域から団員の選出方法を従来と変更しているところ、団員数を減らすところ、どこの市町村におきましても団員のなり手不足に悩まされている、共通してそんな意見をお聞きいたしております。先ほど古村議員の答弁でもお答えしましたけれども、奉仕団委員長との打ち合わせの中で検討する時期になっていると、そんな意見をお聞きしておりますので、これを受けまして早急に検討を始めてまいりたいと考えております。

○樋 口（８番）

はい。川島区においてもですね、川島区の分団長を 12 月中くらいには選出していかなければいけないという時期でございます。他市町村の例もですが、とにかく団員が集まらなければ活動もできないわけで、やはりここまで組織はだいぶスリムになってきたというような説明をお聞きしましたが、やはりもう一度、もっとスリムにしないと、これあくまでも日赤奉仕団、ボランティアという大きな考えの中でいけば強制的にやらなければいけないということでもないですし、ましてや定員もないしこれ団の規則の中に、団員はいつでも辞められるという項目も書いてございました。そういったことを考えるとですね、やはりもっともっと昭和の時代からずっと引き継がれてきた歴史ではありますけれども、この令和の時代になって、よりスリムな形に変えていかなければ、この先続いていかないというように私は考えて質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議 長

ただ今より、暫時休憩とします。再開時間は 11 時 25 分とします。

休憩開始 11 時 13 分

再開時間 11 時 25 分

○議 長

再開いたします。質問順位 10 番、議席 12 番、小林テル子議員。

【質問順位 10 番 議席 12 番 小林 テル子 議員】

○小 林（12 番）

9 月定例会以降、様々な行事があった期間でした。10 月 19 日川島小学校の閉校記念式典、10 月 25 日両小野小・中学校の音楽会、10 月 30 日中学生議会、11 月 1 日西小音楽会、辰野高校 3 年生との意見交換会を 3 回、11 月 9 日第 2 回子育てフェスティバル、子どもたちと関わる行事がたくさんあった時期でありました。興味深く少子化

と言いながらも、子どもたちはこんなに元気で輝いているというふうに思いながら、いろいろな行事に参加をさせていただきました。また一方ではこの子どもたちの成長のスピードの速さというものに非常に強い感慨を持ちながら、この健やかに育っている子どもたちに、健やかに辰野の町の中で育ってほしい、そういったところに議会と、そして町の対応というものが大変重要なのだということを感じた日々でありました。それでは、通告に従い質問をいたします。子どもたちのことを申し上げましたが、1 番の質問は、辰野町における一人暮らし孤立、孤独の状況把握と対策について質問をさせていただきます。辰野町の人口は減少しているのですが、高齢化率はそのこととは比例せずに逆に増加しております。令和 5 年現在では、38.7%と、長野県内でも相当高い町となっております。一人暮らしの世帯の増加も顕著であると感じております。そうした中、今年は議会として各地区で訪問しての住民の皆さんの意見を聞く、タウンミーティングを実施しております。先ほどもそういったことからの要望や意見というのが出てまいりました。私はその際の意見として出てまいりました、高齢者の孤立、孤独死に対しての対応が見えてこないとの指摘がありました。第 3 次辰野町地域福祉計画が令和 5 年度末に策定され、令和 6 年度よりその計画に基づき動き出しているわけですが、そこで町長にお尋ねいたします。町の孤立、孤独等への所感そして具体的辰野町の一人暮らし世帯の数、孤独死の状況把握はどのようになっているのでしょうか、お答えください。

○町 長

はい。厚生労働省が 3 年に一度行っております国民生活基礎調査によりますと、昨年 6 月の世帯構造は単独世帯が 34.0%、夫婦のみ世帯が 24.6%となっています。世帯類型を見ますと、高齢者のみの世帯が 30.4%を占め、昭和 61 年の 6.3%から大きく伸びています。今後も単独世帯や高齢者のみの世帯が、ますます増加していくと考えられています。反面、人口減少は歯止めが利かず、2 人に 1 人が高齢者となる日もそう遠くない話ではと思っております。そこで人口減少を少しでも遅らせる対策や、単独世帯となってしまった高齢者が地域で孤立しない体制の整備が必要となってきます。そのためには地域の皆さんと一緒に体制を作っていくことが重要と考えています。行政としましてもそんな地域の皆さんを支えるための事業を全力で取り組んでいく覚悟であります。町の詳細につきましては保健福祉課長よりお答えさせていただきます。

○保健福祉課長

現在、町の世帯数は 7,585 世帯、そのうち単独世帯は 2,382 世帯 31.4%、また 2 人世帯は 2,346 世帯 30.9%となっております。また高齢者のみの世帯につきましては 2,788 世帯 36.8%となっております。また高年齢者のみの世帯は少ない状況にありまして、全国的状況と比較すると単独世帯は少なく、高年齢者のみの世帯は多い状況にあります。また孤独死につきましては、厚生労働省は誰にも看取られることなく息を引き取り、その後相当期間放置され発見された方、そんな定義をされておきまして、町内におきましてもゼロではない状況でございます。

○小 林（12 番）

高齢化が普通のほかの市町村に比べて辰野町が進んでいるという状況は、そのデータのところからも読み取ることが、お話の中からも読み取ることができたと思います。その答弁にもありましたように今、先ほど申し上げました第 3 次計画、そしてその中を詳しくまた分けていきますと、第 9 期辰野町介護保険事業計画、それから高齢者福祉計画というものが策定されて、それが進められている状況になっております。その中に高齢者の家族構成を見てみると、要介護の方が 24.3%の人が一人暮らしということで、4 人に 1 人の方が一人暮らし、そしてまた元気高齢者の方もその中の高齢者の 14.3%が一人暮らしというようなデータが載っておりました。さらに介護が必要になったとき、どこで暮らしていきたいのか介護を受けたいのかという問いに対しては、できるだけ自宅で暮らしていきたいというふうに答えている方が 37.2%、施設入所は希望しない、自宅で暮らしたいというふうに思っている方が 53.5%ということで、多くの方が歳を取っても 1 人になっても自宅で暮らしていきたいんだという意識を持っているということが、この今回の第 9 期の計画の中でもわかっているというようなことになってまいります。ですのでこの一人暮らしへの対応とかそういうもの、それから孤独死や緊急時の対応っていうのが今、町の中で必要ではないかということだと思います。そうした中、コロナ禍により社会環境が変化をし、孤立、孤独っていうのがさらに顕在化してきているというふうに思われます。孤立、孤独への対策は、まずは繋がり、地域との連携とは考えるわけではあります。町として実施している対策というものがありましたら、また一人暮らしの方への緊急連絡の方法というのは、どのようなことが実施されているのでしょうかお尋ねいたします。

○保健福祉課長

町の高齢者のみの世帯、その中でも特に高齢者の単独世帯に対しましては、まずは民

生委員の皆さんに定期的に訪問をしてもらい、安否確認を行っております。その中で何か問題を抱えている方がいた場合、保健福祉課に連絡をいただくことになっており、その後、保健師等が訪問し例えば体調が優れない場合には辰野病院などかかりつけ医に繋げていく、そんな活動をしてございます。また困りごとがある場合には、民生委員の訪問時だけではなく、保健福祉課、社会福祉協議会、ケアマネージャーなどの窓口でも構いませんのでご相談いただければと思っております。いずれの窓口相談いただきましても、関係機関の連絡体制ができておりますので、必要な部署が連携し対応をさせていただきます。些細なことがあっても声を上げていただければと思っております。一人暮らしの方の緊急連絡方法等のご質問でございます。先ほど民生委員の訪問というのも1つだと思いますし、従来からお使いいただいております「ほたるねっと」それが1つの方法でございます。また近年では携帯電話の所有率も非常に高くなってきておりますので、そういったものを使って連絡をするというのも緊急連絡方法の一つと認識しております。

○小 林（12 番）

町の中では民生委員の方を中心にして相対での1人暮らしの方への見守り対応というのが、中心になっているというふうに私自身も考えていたわけですが、なかなかその辺のところが生活の中で連携を取るってところが難しくなっているんだなということを、今回のタウンミーティングの中で感じたわけです。その孤立、孤独への対策では、地域の関係性が希薄になる中で令和5年の5月ですね、国の方では孤立・孤独対策推進法が制定され、令和6年に施行になり令和6年の6月にはこの法に基づき、孤独・孤立対策重点計画というものが策定されております。計画によれば相談支援体制づくりがとても重要になってくるというふうにされています。電話や先ほども言いましたSNSを通じての相談、そうしたツールを使っての対応というのが結構大きな位置を占めてきているというふうに思われます。また、居場所的なものを作っていくことの両方だというふうに国の方では考えています。官民連携プラットフォームの作りということも提案されています。町に相談場所があること、相談できる人がいること、民生委員のような相談できる人がいるということですね。そういうものが町として用意されていくことが大事だと思います。ですけれどもそれがまた広報されていくというところ辺りが、私は重要なところではないかなというふうに思っております。またその広報っていう部分については、足りていないのではないかなというふうに思っ

ております。それで現在使える緊急連絡システムというので今、「ほたるねっと」というのがあるというお話がありましたけれども、この取り組みが前からいろんな方がこのことについては質問いたしておりますけれども、最初に始まった経過からすると、町の情報発信の機能が大きく、緊急連絡システムを使えますというような採用のされ方だと思ったんですけれども、それも令和6年度で終了ということは決定されているということで、それも何度も皆さん申し上げております。この「ほたるねっと」が始まった頃と現在では、町民の暮らしの変化、緊急連絡の重要度っていうのは違った次元にこうなっているのではないかっていうふうに思われます。このとりわけ一人暮らしの方の孤立が心配な方の緊急連絡システム、見守りですね、そのことについては具体的にどのように考えて、検討が進んでいるんでしょうかということについてお尋ねをしたいと思います。

○保健福祉課長

昨日の高木議員の答弁とも重複いたしますけれども、「ほたるねっと」につきましては、今議員もおっしゃられたように令和8年3月にサービスが終了してしまいます。この後継機種につきまして、町からの情報発信の機能それと緊急連絡っていう機能は、後継機種がないと、そういう機器が今存在しておりませんので、その2つの機能を分けて検討するという事になっております。そのうち、緊急通報の部分につきましては、まず今のシステム「ほたるねっと」での利用頻度があまり高くなかったということから、まずはどのくらいのニーズがあるんだろうかというところを、調査する必要があるっていうふうに考えております。現在、民生委員の協力を得ながら普段から見守りを行っている世帯に対しまして、アンケート調査を行っているところでございます。緊急連絡先がどこなのか、町からの情報を受け取る手段があるのか、具体的に言うと携帯電話を所有しているのかどうか、そういったところも合わせて調査を行っているところでございます。現在、緊急通報に関しては、民間事業者が開発しているシステムというものは様々ございます。中には緊急時に担当者が駆けつけてくれるっていうサービス、また別のものは夜中でも看護師などと相談ができるっていうサービス、いろんな機能が存在しておりますので、今後アンケート結果をまとめましてどのようなシステムが良いかっていうのを検討してまいりたいと考えております。

○小 林（12 番）

この一人暮らしの課題については、基本的にはお隣同士の助け合いとかお付き合い

っていうのがあったらいいというふうには思うわけですが、現在の辰野町の現状はそうでもない方向性になってきているということも、現実であるというふうに思われます。個人情報の関係もあったりして、なかなか立ち入れない場合もございます。そうした世帯も増加しているということも、先ほどの中で1人になっても自宅で暮らしていきたい、そういった方も増えている。そういう中で今、検討しているということを次の情報システムですね、それについて検討している、それについては見守り的な機能というのは別に町からの情報が行くという部分と、それから個人が緊急のときに連絡したい部分については分けて考えていきたいというお話も伺いました。町民の方たちではやはり日々1人で暮らしていて、不安に思っている方がいらっしゃるんだということを、今回のタウンミーティングの中で切実に感じたものですから、このことを質問として挙げました。ですので、できましたら8年の3月にとということでもありますけども、情報を皆さんにいろいろこんな方法もあるよということも教えていただきながら、それが検討されて決定されていくのがなるべく早い段階に進んでいくことを今日は要望したいと思います。以上です。それで今のことについてはですね、また別の観点から比較的早急にできる提案をしたいということで、私が提案をさせていただきます。町営辰野病院に繋ぐ仕組みというのを検討していただきたいということなんです。要介護であっても1人で暮らしたい、在宅を望む方が多いという生活実態もわかってまいりました。すべての方をフォローできるものではないでしょうが、町営辰野病院の訪問看護ステーションと繋げる仕組みというものが作れたら、安心できるのではないのでしょうかということなんです。ある程度の年齢になるとかかりつけを持つようになります。選ぶ、選ばれる関係ではありますが、病院側から見守りができます訪問介護ステーションをアピールしていくことはできないのでしょうか。例えば広報の案内に一緒に入れるとか、そういうことも提案できたらいいというふうに思います。いかがでしょうか、ご答弁ください。

○辰野病院事務長

辰野病院内にある訪問看護ステーションは、主治医、かかりつけ医の指示に基づき看護師が自宅を訪問、医療的ケアを行い安心できる在宅療養をサポートしております。訪問看護を希望される方は、主治医にご相談の上、役場保健福祉課担当のケアマネジャー、または訪問看護ステーションへご相談いただきたいと思います。訪問時の様子をケアマネさんや町担当職員などに情報提供しサポートしております。24時間365

日、緊急対応可能な看護体制をとっておりますので、一人暮らしの方に限らず訪問看護ステーションの利用者の方とは 24 時間 365 日繋がり、見守る環境にあると言えます。訪問看護ステーションについては、来年 1 月の病院だよりでご案内する予定ですので、またご覧いただければと思います。辰野病院では訪問診療や訪問看護、訪問リハビリなどサービスの提供ができ、また居宅介護支援事業所も併設しておりますので、医療と介護が連携できる環境が整っております。一人暮らしの方と繋がる仕組みづくりというのはなかなか難しいかと思いますが、何かお困り事がありましたら、まずはお気軽にご相談いただければと思います。

○小 林（12 番）

この辰野病院を巻き込んだ取り組みができていくということが、私は先ほど病院の方からの答弁でもありましたけども、地域包括ケアシステムが広がっていく、動き出していくってということだというふうに考えております。ぜひ町の姿勢ではなくて、一歩前に踏み込んで町の方からこういうことが今できるんだよっていうことを、知ってるようで皆さん知らないんですよね。ですから、もっとアピールをしていくっていうことを検討されて広報に出す、それから先ほど私が言いましたように、国保のチラシとかの中にも入れてもよろしいんじゃないでしょうかなんていうことも思いました。いろいろなあらゆる場面で辰野病院が地域医療の要であって、そして皆さんのところに訪問するサービスというのを提供しているっていうことを、大いに伝えていっていただいて、今、そういった需要が非常に高くなっている、今の利用率から考えるとまだまだ可能性のある部分ではないかというふうに思いますので、ぜひそのところをアピールしてほしいというふうに思います。以上でこの 1 番の質問を終わりにさせていただきます。それでは 2 番の松枯れ対策の進行状況についてです。昨日の向山議員からの森林ビジョン、森ビジョンについての質問もありました。その中での辰野町の全体面積の 87%を占める森林について、森林計画をどう進めるのかというようにいろんなご提案がありました。私はその森林の中のさらにアカマツが 45%を占めるその辰野町であること、その辰野町の森林が今、松枯れに侵されている、そういう状況について質問を続けております。1994 年の外国産の木材の輸入の全面解禁があり、全国の里山は放置の状態になっていたことがあります。60 年、70 年放置された森林は今、松枯れといった課題に全国で直面しているというふうに思われます。この課題を進めながら、この 87%の森を守り、町の資源として活用していける森にできるかと

うか、そうした視点でして今重要なところに立っているというふうに考えております。9月の議会でも同様の質問をいたしました。これまでにない点から面への松枯れの拡大に対して、町としての方針転換が必要ではないかと申し上げました。そうしましたところ、本来、町対策会議を経て方針決定されることではありますが、深刻な松枯れの進行状況を踏まえて、9月議会では進行を食い止めるべく、辰野町において松くい虫被害指定市町村の指定を受ける、進めると答弁をいただきました。その後3箇月経ちますが、今年度の町全体の松枯れ状況をお答えください。

○産業振興課長

それではお答えいたします。12月の4日時点の数値で申し上げます。松枯れに伴います鑑定依頼件数につきまして全部で63本でございます。そのうちマツノザイセンチュウが確認された数は18本、割合でいうと3割弱でございました。また、マツノザイセンチュウの影響を受けていない松枯れ件数は44本、7割近くでございます。残り1本は鑑定中という内訳になっております。なお、松枯れを燻蒸などで処理した材積につきましては、75.79立方となります。ちなみに昨年度マツノザイセンチュウが確認された本数は26本でございます。また、本年のマツノザイセンチュウが確認された地区別の件数につきまして申し上げますと、新町が12件12本、宮木が2件、小野が1件、樋口が3件となっております。今後確認しなければならない松もございますが、松枯れの件数、そしてそれに伴いますマツノザイセンチュウによる被害木というものは、今後増加していくものと考えております。以上です。

○小 林（12 番）

今の報告にもありましたように、どうしても新町の地区が被害が進んでいるというふうに見てとれると思います。その中で、その被害が進んでいる新町区においては、7月の16日に1回目の松枯れ説明会、10月10日にはお宮周辺の松枯れ状況についての現場での県の林務課からの区への対応説明、11月27日は新町やお宮周辺の樹種転換計画についての説明というのを、新町区の役員、区、管理組合役員、山林の地権者への産業振興課からの説明会を実施いたしました。町内で初めての対応対策でありますので、その実施時期、予算計画、樹種転換の方法についてお答えください。

○産業振興課長

それでは、実施時期、予算計画、樹種転換の方法、この順番でご回答いたします。樹種転換については伐採から始まり植栽を行った後、その後5年間かけて下草刈りを

行います。伐採につきましては準備も含めまして、今月 12 月の中旬からの施業を予定しており、冬場の天候にもよりますが令和 7 年 3 月末までに完了する予定で考えております。その後、令和 7 年の 4 月頃から植栽を行い、その後は先ほど申し上げた 5 年間の下草刈り、通常これは草が伸び切る 8 月から 9 月にかけての時期に行っていきたいと考えております。続いて予算計画よろしいですかね。はい。今年度着手する事業の予算につきましては、9 月議会で補正予算の承認をいただいております。この事業は森林環境譲与税の財源を活用して実施いたしますが、来年の令和 7 年度の実施予定の事業につきましても、同様に森林環境譲与税を活用する予定でございます。今後、松くい虫の被害対策実施計画を町で策定することで、松くい虫被害市町村の指定を受けることになります。被害市町村の指定によって国の補助を活用できることになるので、被害市町村指定後は国の補助金を活用しながら、松くい虫の被害対策実施計画に基づきまして、事業を実施していくことになります。最後に 3 番目の樹種転換の方法でございます。まさに樹種を転換していくという事業でございますので、現在のアカマツ以外の樹種に転換していくことが基本です。先日の新町で開催させていただいた説明会では、樹種をカラマツに転換したいとの説明をさせていただきました。しかし最終的には、林業事業者そして森林所有者、そして現地を見ながらの協議に基づきまして、樹種が決まっていくと考えております。林業事業者からそれぞれの樹種の特徴の説明を受けた上で、所有者の意向に沿って選定をされていく予定となっております。計画については以上です。

○小 林（12 番）

はい。樹種転換の方法についていろいろ説明をしていただきました。そのときに出された要望としましては、皆さん全体としては新町の方たちは結構理解をしていく、3 回のこの説明会を経て理解をしていただいて、進められる方向性に向かっているのではないかっていうふうに思っております。でも近日、区のラインではなくて新町区ではバンドウというのをやっているんですけど、そのところに区の役員のところから、お宮のところの木を切ったものを置くための置き場所を、まず作らなくてはいけないというところで、そこが確保できてその場所の木を伐採が始まったというようなこともラインのところに写真を載せてくれてありました。みんな何とかしなくてはいけないという思いで協力していこうというふうな思いでおります。ですがその中なんですけれども、やはり 1 ヘクタールの今回の予算からするとそこが限界だと思うんで

すけども、1ヘクタールについてのみやっていくということでありまして、そうしますと、まだ周りには松枯れの木がたくさん見えたりするものですから、その樹種転換を3月までに進めていくってということと、それからさらにその周辺地域の木をどのように伐採をしてもらえるのか、するのかっていう辺りが非常に関心の高いところとなっております。それ以外のところについても同時に伐採をしていけるっていうことができるのでしょうかということで、皆さんのところでは意見要望が出たというふうに思っております。確認しておきたいと思います。そして今のお話ですと、この松くい虫対策についてですけれども、まだ町の指定地域というふうに指定されたわけではありません。樹種転換は進めていきますけども、この対策を進めるためには現在の上伊那森林組合を中心に委託を行ってやっているわけですが、そこだけでは大変民間の方への委託とかそういったものも考えていかないと、結構厳しい状況ではないかというようなことも感じております。それから松くい虫被害指定市町村の指定を受けるためには、各地区で松くい虫被害の説明会を実施していくとか、それから、多くの町民の承諾を得て初めて計画が前に進むものであるということを理解いたしましたが、間違いないでしょうか。町民全体で松枯れ拡大阻止についてもっと関心を持ち、これは新町地区だけの問題ではありません。そして進めていく必要性があるのではないかっていうことを思っておりますので、このことを町全体で告知をしていってください。また、先ほどの報告の中では西山だけではなくて小野に1本、そして樋口での松枯れが3本確認されたというような報告もあります。注視をしていく必要性があります。この冬にどこまで対応できるかが正念場です。スピード感のある対応、対策をお願いいたします。もしご答弁いただければお願いいたします。

○産業振興課長

ただいまご指摘いただきました、松くい虫被害対策に対する周知そしてまた実際に松枯れに対する迅速な対応、そういったものにつきましては本当におっしゃるとおりでございます。こういったものにつきましては早急に行っていきたいと考えております。松くい虫の被害市町村になった場合、こちらも住民の皆さんに周知をしていかなければなりません、いわゆる実施計画の策定上、アカマツの林につきまして守る松林、周辺松林、その他の松林といった松林区分を3つに分けて、当然、森林の所有者、関係者の皆さんの意見を聞きながら、そういった区分をして施業を行っていくということになりますので、まず周知から始まって現地説明会そしてこういった区分による

施業に至るまで、そういった期間では非常に時間がかかるものと考えておりますので、こちらについては所有者の皆さんをはじめ地元区、そしてまた地元の役員の皆さんの協力がなくては進められないと考えておりますので、こういったことにつきましてもご協力を事前にいただきながら、進めていきたいと考えております。以上です。

○小 林（12 番）

松くい虫対策についての質問は以上にいたします。それでは3番の国道153号の安心安全の具体化について質問をいたします。長野道のリニューアル工事、岡谷インターから岡谷ジャンクションの工事が4月から行われていました。このことで、国道153号の渋滞、実際には長野道の2車線が1車線になる工事ですので、平日の朝晩、常時渋滞しています。状態を予見して辰野で降りて塩尻・岡谷に向かう車が相当数あり、通常でも辰野町の国道153号が渋滞という状況になっておりました。羽場から神戸坂、新町北あたりは朝の7時30分から9時、夕方の5時から6時30分のひどい渋滞となっております。11月29日で今年度分は終了となりましたが、前回も申し上げましたがその直後ですね、12月2日からは羽場の踏切工事が始まり、3月まで実施されます。こうした渋滞の状況は、通勤で仕事に向かう町民に大きなストレスを与えているというふうに考えます。国道153号の歩道は、小中学生の通学路にもなっております。そこでお尋ねいたします。国道153号、現在の渋滞状況について町長の見解をお聞かせください。

○町 長

はい。国道153号は南信と中信を結ぶ重要な幹線道路でありまして、朝晩の通勤時間帯における慢性的な渋滞は、重要な課題の1つと考えております。議員ご指摘のとおり国道153号は岡谷JCT工事の迂回路線になっていることから、工事が始まった5月中旬頃から渋滞が発生し始めておりまして、渋滞の現状は把握しております。高速道路の代替機能を持つ国道153号の必要性を改めて認識しているところであります。本年度の工事は先月11月29日に終了して、以前のような渋滞は落ち着いたと思っております。なお、高速道路リニューアル工事は2029年まで続くと考えています。今後は工事における渋滞対策について、NEXCO中日本また伊那建設事務所、伊那警察署等の関係機関と連携をとりながら対応してまいりたいと考えておるところであります。

○小 林（12 番）

はい。町長の方からそのような答弁をいただきまして、ちょっとその続きでそのことももう1回お尋ねしたいと思っておりますけれども153号については、ただ課題が今まだ山積している状態であります。その中で1つ新町付近の路面の歪みですね、そのことについても前からも何とかしてほしいということで要望してまいりました。そして区長からの要望を聞いていただける機会とか、そういったときにも何とかしてほしいという要望を上げてまいりました。そうしたところ、県の方から予算がついたということで嬉しいお知らせを聞いたところなんですけど、その点についての町としての見解をお願いしたいと思います。

○建設水道課長

伊那建設事務所によりますと、長野県9月定例会において、国道153号新町信号機から南の特に轍のひどい区間について、補正予算が認められたと連絡をいただいております。工事の実施にあたっては、施行時期、通行規制等、地元の皆様にご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

○小 林（12番）

町からそして住民から要望していった、このようなことが少しですけど前に進んだということは、みんなにとって本当に元気の出る話で、歩くことも危険な状態であるので、早期にここが改良されることを嬉しく思っております。はい。それでも次の質問に、はい3番目の質問に移らせていただきます。先ほど町長からご答弁がありましたけれども、私もつい最近まではその岡谷ジャンクションの工事が2029年まで続くということは知りませんでした。そのことを秋に知ったわけですけど、それでこれから2029年までこの工事がまた夏の間ずっと続くということになります。そういう状況の中で、町ではこのことについて通学路の安全確保とか渋滞緩和策というものについて何かお考えをお持ちでしょうかということでお尋ねをいたします。

○建設水道課長

現在、伊那建設事務所では実施しています県道羽場下田踏切の拡幅工事につきまして、全面通行止めとなっておりますけど、来年5月を開通予定とお伺いしております。また、高速道路のリニューアル工事は岡谷ジャンクション高架橋のコンクリート橋の打ち替えということで、かなり施工範囲が限られるということの時間がかかるというようにお伺いしております。こちらの方の県道の工事また高速道路の工事と重ならないように、引き続き関係機関と連携をとりながら対応してまいりたいと考えております。

すので、よろしくお願いします。

○小 林（12 番）

町としては、このことについて私は別の角度からいろいろ考えてまいりました。辰野町の現在の国道 153 号の状態は国道として安全が担保できる状態ではないというふうに、その点については皆さん認識は一致されていると思います。通学路として歩道を子どもたちが歩けない、来年神戸で 1 人の児童が西小学校に入学いたします。国道の歩道を歩いて西小学校まで歩いて通学できる環境ではない、保護者の方は 4 月からどのように歩いてここを毎日通学させようかと心配しております。悩んでおります。新町の子どもたちも国道の歩道を歩いて通学していく子どもは数名です。西天竜川沿いを歩いたり、公民館のところで国道東側の道路に渡り裏道を通学する、北大出・羽場が整備され、宮所の工事が国道の工事で始まりました。宮所の工事が終わってから次へどうするのか、国道をどうするのかということを考えていくという段階ではないというふうに思います。どんどん県、国の方へ要望していったほしいと思います。この国道 153 号の残されたこの地域っていうんですか、それは上伊那全体を考えても、もうほかの地域、伊那とか南の方はかなり整備が進んでおります。今、進んでいないのはやはり辰野町だというふうに思われます。そしてこのジャンクションの工事がこの 5 年間続くというような事象が、現象として現れてきているわけですから、地元の合意があっても、それがないと進まないんだというのはいつもの答弁ではございますけれども、その地元の合意ももちろんみんなを取りつけていくという気持ちはあります。新町からは新町北信号機右折代替案というのも昨年度町に出しております。この岡谷ジャンクションのリニューアル工事が 5 年間続く間にこのことを理由として、今が県へ要望を出していく最適の時期ではないかというふうに考えます。実際に子どもたちに安全な道路の確保するための、私はこれはお願いだというふうに思っております。バイパス期成同盟会もいろいろ進めておりますが、バイパスができるのはすぐにはできることはありません。それでは間に合いません。身近な直近の課題とこの向き合っていただき、町長、ぜひ県への要望をしっかりとってほしいというのが今日の私の要望であります。よろしくお願いします。それでは 4 番の令和 7 年度学校給食に減農薬米を導入する取り組みについてに移ります。これも 9 月議会では一般質問で、令和 7 年度学校給食に、減農薬米の取り組みを進めるよう、前向きに調整するとの答弁をいただきました。令和 7 年度の減農薬米の確保について、減農薬米導

入への進行状況をお答えください。

○産業振興課長

それではお答えいたします。学校給食への町内産のお米の導入につきましては、以前より関係機関の皆さんと協議を行ってまいりました。その中で、令和6年度産のお米の確保につきましては、町内のお米の生産者の皆様と協議をさせていただく中で、もう既に生産者ごとに販売先などが決まっているなどの事情のため、確保が難しかったという経過がございます。その後、令和7年度のお米の確保につきましては、現在も検討しておりまして、これから来春の作付計画がまとまる前に、生産者の方々と協議をさせていただく予定でございます。なお、報道などで取り上げられておりますが、米需要の増加による米不足の問題やお米の価格の高騰など、今後も生産者の方々とこういった内容については協議対応していかなければならないと考えております。このような課題や問題を解決しながら、将来的に町内の学校の子どもたちに安全安心な町内産のお米を給食で提供できるよう、関係者と前向きに検討してまいります。以上です。

○小 林（12 番）

はい。お米を巡る情勢とかそういったことについては、町民の理解が得られるところではないかなというふうに思いますけれども、もう一つそのときに申し上げましたのが、町産業課が中心になって協議会の設置をすることを提案いたしましたが、その協議会の設置についてはどのような動きになっておりますでしょうか。お答えください。

○産業振興課長

議員ご質問の協議会の設置につきましては、現在のところ具体的な進展はございませんが、今後、関係する皆さんと検討してまいるということで答弁をさせていただきます。

○小 林（12 番）

お米を巡る情勢は今年の収穫前から大きく、本当に何十年ぶりの変化だというふうに思っております。一気に米不足に転換したわけです。お米の価格も上昇しました。そうした状況下、地産地消、地元で採れた安全なものを子どもたちに食べさせていく、このキーワードは生産者の方にも理解していただけるものではないかと思いますが、価格の問題というのは大きなところで、ここを皆さんでしっかりと話し合うというこ

とが重要ではないかと思います。それこそが、有機農業のまち宣言をした意義は大きいと思っておりますので、そこについての話し合いということをしつかりと進めていただきたいと思います。そしてその米不足となり、地元の安全なお米を食べていく取り組みがさらに重要になってきております。耕作放棄地にもう一度お米を作る、そうした広がりができたらというふうに思います。学校給食費無償化は現在考えていないとの町長の答弁ではありましたが、自校式を堅持し安全な食を子どもたちに提供していくと答弁されていました。9月議会でいただいた回答は、学校給食に地元の安全なお米が導入されるという回答であったというふうに認識しております。9月の答弁が実績になっていくよう、生産者との話し合いを継続してください。お米はすぐには調達はできません。来年度の作付計画がまさに今この12月に先ほども言われましたけれども、決定されるというふうに聞いております。3月からモミの種を蒔き作業が始まり、9月、10月には収穫です。およそ1年前から契約の約束をしていく。着実に生産者の理解がなければ進みません。協議会をぜひつくり、減農薬米有機農業の価値を理解していただき、価格保障を進めていくことが必要です。一步一步進めていただきたいということが要望になります。以上で私の質問を終わります。

○議 長

ただ今より、昼食のため暫時休憩とします。再開時間は13時15分ですので時間までにお集まりください。

休憩開始 12時 15分

再開時間 13時 15分

○議 長

再開いたします。質問順位11番、議席10番、林政美議員。

【質問順位11番 議席10番 林 政美 議員】

○林（10番）

2日目になりますとこの時間、大変にお疲れかと思いますが一つ頑張って質問させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは通告書に従いまして、最初の地域計画の重要性について質問させていただきます。現在、産業の振興課を事務局として、辰野町の農業委員会を中心に農地の地域計画を取りまとめているところかと思います。高齢化や人口減少によって農業者の減少や、耕作放棄地の拡大し続けると地域の農地が守れなくなってしまうかもしれません。これまで地域の皆さん

が守ってきた農地を次世代に引き継ぐこのためには、地域の皆さんで地域農業の将来を話し合うことが重要であります。改めて考えますと地域計画とは農業者や地域の皆さんの話し合いでつくる、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図だと思います。そしてその第一歩として、10年後の農地の利用予定者を一筆ごとに記載した目標地図を作成することとしています。農地所有者の希望を踏まえ、目標地図を作成していくためには農地利用の意向把握をし、その段階として10年後の地域農業の有り様を話し合い、地域計画に反映してきたものと思いますが、現状どのような進捗状況なのかお聞きしたいと思います。特に地域計画推進の意味や意義は、単に所有者と耕作者を明確にするということにとどまらず、その地域の農業の進むべき方向を決めると言っても過言でないと思います。そしてそれが農地の利活用、ひいては土地利用まで考えますと、地域づくり、まちづくりにも繋がる重要な問題だと考えますが、まず町長としての見解をお聞かせいただきたいと思います。また地域計画の最終目標というか、終着目標をどのように捉えているかお話しいただければと思います。

○町 長

はい。農地の地域計画につきましては、農業従事者の皆さんの高齢化や農業離れが全国的に加速し深刻化する中で、地域の農業、農地を守り維持していく計画を作成することを目的に実施をしてまいりました。この計画は辰野町と町農業委員会、町農業振興センターが中心となり、昨年度末より各地域で説明会を実施し、その後農地所有者の皆さんへのアンケート調査を行い、各地域ごとに農地の状況を地図に示した上で、本年の8月20日から第2回の地区懇談会を開催いたしました。町内の11会場で実施した懇談会では、大勢の皆様にご参加いただき、農地や農業に関わる課題や困りごとなどを地図に照らし合わせながら話し合ってくださいました。各地区の話し合いでは、農地を誰かに耕作してほしいとの希望に対して、耕作してみたいと工作意欲のある農業者からの要望が出るなどの活発な意見交換が行われた一方で、後継者がいないので農地が管理できず荒れてしまっているとの声や、今も耕作してくれる方を探しているという農家の皆さんの声も少なくなかったと聞いております。また各会場では区長や地域役員の皆様にもご参加いただきましたが、農地の荒廃が有害鳥獣の発生を助長してしまうという状況を地域の問題点として共有し、農地の維持が集落の維持に繋がると考えていただくなど、積極的に問題解決に関わっていただいたことにも感謝申し上げます。この懇談会で話し合ってくださいましたご意見や要望、現状などに基づいて、今

後は町農業振興センター及び農業委員会で、地区ごとに地域計画案を作成してまいります。計画案は改めて地域の皆様に説明する機会を設けて、ご意見をいただきながら来年3月に策定を完了する予定です。なおこれで地域計画策定がすべて終了するのではなく、今後も農地の状況を把握し営農されている皆様のご意見や課題などを、お聞きしていく機会を設けてまいりたいと考えています。地域計画は、農業を営む方の高齢化が進む中、将来にわたり農地を維持し地域の美しい農村風景や、生活の場を次の世代に繋げていくために必要であると考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

○まちづくり政策課長

農業従事者の高齢化や後継者不足、人口の減少も含めた担い手不足による農地の維持が難しいところが、顕在化してきている状況であると感じております。現在、農地の地域計画について策定中かと思われませんが、農地の保全や適正利用、維持管理等の方向性が今後示されてくるというふうに思われます。来年度は辰野町第6次総合計画の後期基本計画を策定する年となってまいります。この農地の計画が具体的な方向性はこれから策定されていくと思われそうですが、具体的なですね6次総の方向性は現段階ではお話することはできない状況ですが、農地の地域計画がまとまった情報を産業振興課と共有する中で、町の第6次総合計画の後期基本計画に反映をしていければというふうに考えております。以上であります。

○林（10 番）

次に地域での話し合いが終わり地域で一定の方向が、先ほどのお話の中で示されているというふうに思います。町としての考えにつきましても少しわかったところでございます。次の段階として今後の地域計画をどのように進めるか、その予定を伺いたいと思います。またそれを進める上で、考えられる課題は何かお聞かせいただきたいと思います。

○産業振興課長

それではお答えいたします。現在、町の農業委員会で定期的に行っている農地相談会では、営農者や農地保有者からの相談が多く、その内容は、営農者の高齢化に伴い耕作してくれる後継者がいない、農地を譲りたい、農地を荒らさないように草刈り管理をしてきたが今後心配であるといった相談が増加しています。また、農地相談会以外でも同様の相談内容が増加傾向にあることから、町は農地の遊休荒廃地化が急

速に進む恐れがあると懸念をしております。このような問題を踏まえて、農業地域計画では、先ほど町長が申し上げましたとおり、今年度実施した地域計画策定以降も営農者の意見や課題を聞き、農地の状況を把握していくといった機会を設けていきたいと考えております。具体的な実施方法、期日等は、今後国からの指示もあり未定ではございますが、関係者の皆さんに集まっていただき、今回と同様に農地の課題や問題点を話し合いながら、地域計画の整合性を図っていききたいと考えております。また、農地の維持が地域の維持に繋がることから、農地所有者や農業者だけでなく、区長様を始め区役員の皆さん、地域住民の皆さんにも参加いただきながら、地域の課題として一緒に検討、考えていただくことが大切であると考えています。以上です。

○林（10 番）

今までの経過をお聞きしますと、地域計画により農作業の効率化を図るには、農地の集約化が必要になると思います。農地が点在するようでは農作業の効率化は図れません。地域計画、先ほどお話ありましたように地域の中の問題として捉えて、進めるということになると農業振興地域と住宅等の居住地域の線引きが必要と考えますが、第6次総合計画の中では土地利用の視点から、大きく括った地域を提示していると認識しています。農地に限らず幅広く土地を活かしたまちづくりを進めるためにも、農地の利活用ができないところと、できるところを区別する必要があるのではないかと思います。産業振興、まちづくり政策の観点からその考えをお聞きしたいと思えます。

○まちづくり政策課長

第6次総合計画に土地利用の基本方針を定めております。第6次総合計画は、町のすべての計画の上位に位置する計画であり、農地の地域計画が策定されるにあたっては、6次総の考えと相互に連動していくことが必要となってまいります。前期計画では、持続可能な農山村集落地域の土地利用として方針が明記されております。農地の地域計画が策定が進む中で、議員の指摘する課題について、どのように考えていくのか、また計画の中にどのように盛り込まれていくかということ、産業振興課と情報共有、また議論をしながら、その結果をですね、後期の計画、方向性にですね示していきたいというふうに考えております。以上であります。

○林（10 番）

最後に、今、お話のあった内容から町で活動している農地ナビシステムの関係、そ

の役割機能を発揮するには不十分ではないかと考えております。現に農事組合法人辰野営農では、法人が所有する農地で令和6年度水田が概ね71ヘクタール754筆、ソバは1,056筆83ヘクタール、小麦で5.4ヘクタールの54筆、そして大豆で0.16ヘクタールの2筆、合計で159.56ヘクタール、約160ヘクタールの農地、1,866筆の農地管理をしていると聞いております。これを農地中間管理事業あるいは辰野町の農業再生協議会での水田作付け確認、言い換えれば転作確認、そして農業共済組合の農業共済引受面積での筆数の確認等、三者で共有の面積確認をしなくてはなりません。これが国の経営所得安定対策等の交付金を受けるために、一筆ごと正確な面積確認によって国へ申請することとなり、毎年辰野営農だけで1,900筆弱の圃場面積の確認と所有者、耕作者の整理をしているものと考えられます。そのような意味で、町の農地基本台帳と農業共済組合、そして農家や農事組合法人辰野営農などの農業団体が共通での面積の把握と、所有者、耕作者の明確化をする必要があると考えます。地域計画を立てる中で、地域計画の地域の農業の進む方向、今後、守っていききたい農地はどの農地か、そしてその農地を誰が守り耕作していくのか、的確に地域計画の事業を進めるためにも、町独自の農地地図情報システムが必要と考えますが、そのことについての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○産業振興課長

議員ご指摘のとおり、町は膨大な数の農地を台帳システムで管理をしております。そのデータは水田台帳や農業共済など農業関係の様々な分野で活用しながら、現在農政事務を行っております。現在、使用しております農地台帳システムは、辰野町を含め上伊那管内の市町村で運用しており、データの管理は上伊那広域連合で行っていただいております。そのような中で議員ご指摘の大規模耕作者など、関係団体と情報を共有できる農地地図情報システムという独自システムの導入は、業務上様々なメリットがあり有効であると考える反面、単独市町村でのシステムの導入には検討期間と多くの事業費を要することも課題として認識しております。また、国は現在進められております地域計画を含めた農政事務に、農業委員会サポートシステムを運用するよう指導をしております。上伊那地域の市町村間でも担当者レベルで検討を現在進めている状況であることから、議員ご指摘の農地地図情報システム、そしてまた農業委員会サポートシステム、そしてその他のシステムについて現在の業務に有効活用できるシステムは、どのようなものかという研究をしてまいりたいと考えております。以上

です。

○林（10 番）

地域計画は単に地域の農地を守っていくため、10 年後の農地の利用予定者の一筆ごとに記載した目標地図を作成するものだけではありません。地域計画を広く考えれば、辰野町の土地利用をどのようにするのか、都市計画や農業振興計画の連動して、それを地域計画として地図におとした、10 年後の町の土地利用の設計図としたまちづくりを考えていきたいものであります。次の質問に移ります。次に有機農業の推進についてということでございますが、令和 5 年 5 月の 28 日に有機農業推進のまち宣言をして、1 年 8 箇月余りが経過をしその間、有機農業を広めるための講演会の開催、また令和 6 年度につきましては無煙炭化器の購入、有機農業推進連絡協議会を立ち上げて、協議会に所属する有機塾やアグロエコ米研究会、アグロエコ野菜研究会、アグロエコそばを広める研究会等の各事業の活動、そして加工流通部門においてはマルシェ等の開催、EC サイトを活用した情報発信とニーズの把握、消費者関連として有機給食に向けた取り組みなど各種の取り組みを展開してることと思います。その中で、先の一般質問において有機給食への取り組みの話が出され、有機給食への取り組みの方向性が示されたかと思いますが、その後の取り組み状況について現在までの動きをお聞かせいただきたいと思います。

○産業振興課長

それではお答えいたします。昨年の有機農業推進宣言から引き続きまして、今年度も有機農業推進に向けた取り組みを進めております。有機農業の知見を広めるため、本年は東京農業大学の後藤名誉教授、茨城大学の小松崎教授を講師に開催した講演会には、生産者の皆さんを始め家庭菜園を営む小規模生産者の方々も多く参加いただきました。アグロエコ産地づくりを目指して取り組む活動につきましては、議員ご指摘のとおり、有機そばの栽培プロジェクトとして、生産拡大と消費拡大に向けた取り組みこちらの研究会を立ち上げ、試験圃場を設けて収量そして品質の向上に向けての取り組みを行っているところでございます。またアグロエコ野菜研究会では、民間事業者の専門家に講師を依頼し、勉強会をこれまで 5 回開催してまいりました。季節ごとに生産者の圃場見学を行う中で、参加者の知見を広めていただくことを目的に実施しております。また、環境にやさしい農産物の PR のため町内外でのマルシェ、これは農産物の販売を中心に行っておりますが、こちら 4 回行い徐々にではありますが、

辰野産の環境にやさしい農産物の周知と販売に繋がっていると考えております。学校給食への安全安心な食材提供につきましては、学校給食に食材を提供する会の皆様により、本年度も春より食材を提供していただいております。近年、取り組む生産者の減少や、計画的で安定した野菜類の栽培など課題はいくつもありますが、生産者と関係課との話し合いを通しまして、課題の解決に向けて取り組んでおります。また、学校給食への町内産米の導入についても、生産者、そして農業振興センター内にある有機農業推進協議会、そしてアグロエコ米の部会を中心に関係する皆様と早期の導入に向けて取り組みを進めており、来年度の作付けの計画がされるまでに話し合いが進むよう事業を行っている状況でございます。以上です。

○林（10 番）

有機農業の取り組みにつきまして、現状までのところの報告をいただきました。特に予算執行の状況このことについて少しお話をいただければと思いますので、現状の中で予算執行における成果、先ほどお話ありましたようにアグロエコ野菜研究会で自然農法国際研究センター、開発センターの方から依頼して通算 5 回ほどの現地研修行っているというようなことのお話もあったわけですが、研修内容であるとかあるいは実際のところでの感触、今後の取り組みの感触について少しお話をいただければと思いますので、手応えで結構でございますがよろしくお願ひしたいと思います。

○産業振興課長

それでは本年度の有機農業の推進に向けた事業につきまして、主なものそして成果についてお答えいたします。こちらにつきましては先ほどの答弁で申し上げた講演会をはじめとする内容と重なるものがございますが、有機農業に欠かせない土づくりのための無煙炭化器の購入、そしてそれを生産者に貸し出して土づくりに利用していただく、そういった活動やアグロエコの野菜、そば、米の専門部会プロジェクト、先ほど申し上げたアグロエコの団体のそれぞれの活動でございます。そしてこれも先ほど申し上げたマルシェの開催等、数多くの事業を実施をしながら有機農業の推進を図っているところでございます。主なものを申し上げますと、アグロエコ野菜研究会で行っている有機野菜の栽培等を専門とする講師による勉強会は、これまで 124 名の生産者に参加いただきました。町内の生産者が実際に栽培する圃場を見て回り、工夫されている点や改善点等そういったものを現地で説明を受けながら確認することで、参加者からは今後の営農に非常に参考になるといった声をいただいております。今後は次

年度の栽培に向けて、見学会を総括する勉強会を計画しております。また、環境にやさしい農産物の PR のためのマルシェの開催も、販売拡大に繋げるべく消費者への PR や情報発信を、今後の課題としながら今後は町民の皆さんに向けての活動を強化していきたいと考えております。これらの取り組みについては、町振興センターや有機農業推進プロジェクト会議、有機農業推進連絡協議会において、情報共有をしながら今後も取り組んでいきたいと考えております。またこのような事業を推進する中で、有機農業を始めたり関心を持っていただく町民の皆さんが増えていると実感をしています。がさらに全町的な取り組みに繋がるよう、有機農業の推進を今後も図っていききたいと考えております。以上です。

○林（10 番）

以上お聞きしますと、地域農業の推進については推進計画に基づきまして、着実に実施されているということを伺うことができました。ただ、全町的に先ほど今お話ありましたように、有機農業の推進が図られているのかどうか、そのことを町民が理解しているかどうかという点は不十分であるというふうに思っております。一部の有機農業に関わっている方の取り組みに、とどまっているということも感じるころでもあります。そうしたことを踏まえて、全町的な取り組みとして理解が得られるような取り組みをぜひお願いしたいところであります。そのような中で次年度の予算計画を立てる時期になりました。そこで令和 6 年度の総括、反省事項を踏まえまして、令和 7 年度の取り組みの事業また予算計画、取り組みの考え方について、特に注力することとは何かお聞きをいたしたいと思います。

○産業振興課長

来年度の事業計画についても、町振興センターや有機農業推進プロジェクト会議、そしてまた有機農業推進連絡協議会、こういった機関におきまして検討してまいりたいと考えております。全体の反省点としましては、やはり有機農業の関心そしてまた取り組んでいただく方が増えたとはいうものの、予想している数値になかなか到達できない、そういったところが反省点でございますので、今後いかに PR をしていくかというところも重要かと考えております。また学校給食への環境にやさしい農産物の農産物を増やすため生産者との調整会議の実施、そして先ほど申し上げた町内産米の導入に対する事業、こちらを進めてまいります。さらに、総合的な土づくり対策として、土づくりに必要な有機堆肥の利用や、圃場の土壌のことです。土壌診断を促進す

ることを考えております。また課題にも挙げました住民への周知対策そして農産物の消費拡大のための啓発、こちらも先ほども申し上げたように、強化をしてまいりたいと考えております。以上です。

○林（10 番）

有機農業の推進はやはり事業が広範囲になるということで、成果や結果が出るにはだいぶ時間がかかるものと認識しております。辰野町が目指す有機農業は、生産者から消費者までが一体となった有機農業を目標に、環境にやさしい農産物の生産拡大と消費拡大を図り、健康で明るく元気な長寿のまちづくりを進めることだと思います。取り組みが広く町民に理解され、全町的に一体感を持った取り組みが必要と感じます。次年度の事業計画がきちっとされて、長期的な視野に立って予算要望がされるものと思います。ぜひこの計画が実行され、さらに発展されますよう期待して次の質問に移りたいと思います。次に持続可能な農業の実現についてということでございますが、テーマが大きいので4点に絞って質問させていただきます。まず1つは、今年の農業生産を全体的に振り返ってみますと、天候に大きく左右された年だったと言えます。いろんな課題が出ております。特に害虫の発生それから病気の発生、水稻等につきましては高温障害等によりまして胴割米とか乳白米が発生した。またカメムシの被害が非常に多かった判定米によって品質低下を招いた。また野菜・果実等でもカメムシ等の発生が非常に多くて大きな被害となっております。リンゴ・ナシ等では出荷できない格別品が4割近くもあったというようなことも聞いております。生産量が大幅に減少しまして、農作物全般に販売価格は上昇したわけでありまして、生産量・出荷量が少なかったということで、手取りの農家所得というのは大きく落ち込んでおります。厳しい農家の経済になっているのが事実でございます。そういう中で農産物生産に係る肥料農薬、また生産原料、出荷資材、労賃、特に燃料等につきましては、生産コストの高騰によりまして、年末を迎え農家経営これは現実、非常に厳しいものがあるというふうに思っております。このように物価の高騰等によりまして、農畜産物の生産コストが上昇し、コストを考慮した価格形成では安定した所得や広く言えば生産者の確保、将来にわたってはできないというような部分も考えるわけでありまして、そういった面から所得補償ということに重点をおいて、昨年に続き農家や農業の維持のための物価高騰対策として、肥料・農薬・資材・燃料等の生産費の補助をお願いしたいと思いますが、回答をお願いしたいと思います。

○産業振興課長

それではお答えいたします。国際情勢などによる物価高騰により、農業資材も高騰したまま高止まりの状態が続いており、これはすなわち営農者への経営に非常に影響を与えているものと認識をしております。また小規模農家の経営負担のため令和4年度は、町で高騰した肥料価格の一部を補填し、令和5年につきましては、肥料、飼料、農薬のそれぞれの価格の一部を補填する事業を実施いたしました。議員おっしゃるように農業、農家を守るために引き続き国・県などの物価高騰への対策事業、交付金事業などを情報収集を行いながら、支援できるメニューを今後も検討してまいりたいと考えております。以上です。

○林（10 番）

はい。それでは国等の情勢を踏まえてということで先ほどお話ございましたので、確認をさせていただきたいというふうに思います。次に農業の担い手確保の対策についてお聞きしたいと思います。国は農業従事者の拡大を目的といたしまして、いくつかの支援策を講じていますが、専業農家を想定した内容となっていて、就農5年後の農業収入が250万円以上になる計画作成が必要というふうになっております。また支援策の要件をクリアするには非常に厳しいものがございます。そのような中で辰野町のような小規模の中山間地域の農業を守っていくには、農業の担い手不足の解消を図り、農業従事者の減少や高齢化対策として、兼業就業者や帰農者に対して、町独自の助成金の設定はできないかというふうに考えるところでございます。町としての見解をお聞きしたいというふうに思います。ちなみに隣の箕輪町では、兼業就業者支援事業として、60歳未満の移住者で兼業就農する人を対象に年間60万円を、最長3年間交付すると、また農作物の販売が100万円以上になるよう就農計画を作成するということとしています。さらに55歳以上で定年か退職後に農業する人を対象とした、定年帰農者支援事業として、地域の担い手となる就農計画を必要とし、機械等導入の3分の1、上限50万円を補助する、これも実施をしているというふうにお聞きしております。これは親から譲り受けた農地などの農業を想定して、耕作放棄地の防止にも繋げることになります。さらに雇用就農支援事業などもありまして、農業に関心のある人の就農を促し、担い手不足の解消と農地の維持、農業経営の発展を図る事業を展開しております。ぜひ辰野町においても、今まで以上の町独自の農業振興補助施策の検討をお願いしたいと思います。回答をお願いします。

○産業振興課長

町独自の担い手への補助としましては、農業用の機械や施設の導入に関わる補助を現在実施をしております。この事業は、令和5年度からは対象となる機械の購入につきまして、購入金額を100万円から30万円減らし、比較的安価な機械等の導入にも対応できる事業としております。この制度は多くの要望をいただいて実施をしておりますが、今後も継続して予算化に向けて取り組んでまいります。このほかに国の交付金を活用して、農業の経営拡大を計画する生産者や新たに農業に取り組む新規就農者を対象とした支援制度も実施をしているところです。また、議員のおっしゃる他市町村の営農者補助につきましても、情報収集をし検討してまいりたいと考えております。以上です。

○林（10 番）

はい。ぜひ検討をお願いしたいと思います。次にこの夏、地域住民参加型による最先端の技術等の活用した経営基盤の確立事業、川島区で実施をしました除草ロボット6台を町として取得したと思いますが、川島区に導入された草刈り機の利用状況と課題、また今後の利用等の対応策についてお聞きしたいと思います。回答をお願いします。

○まちづくり政策課長

導入した8月から11月までの利用状況につきましては、川島区内のすべての耕地で活用されまして、6耕地27回でありました。導入して日も浅いため現在のところ課題はありませんが、今後活用していく中で明確になってくると思われます。通常の刈り払い機で行う作業よりも安全性が高く、作業速度も速いことから作業時間が短縮され、夏場の農繁期の熱中症予防対策に効果があると期待しています。来年度以降はさらに活用頻度が上がるとともに、農業従事者のみならず経験の浅い若年層や女性の方にも活用の方が広がっていくことを期待し、持続可能な農業に繋がっていくことを期待してるところであります。以上であります。

○林（10 番）

活用されているということでございまして、特に今お話ありましたように草刈り作業の省力化、効率化こういった面での大きな成果があるというふうなことでありますので、大変よろしいことではないかというふうに思います。これもスマート農業の推進の1つとも捉えまして、次にスマート農業の推進についてお聞きしたいと思います。スマート農業は周知のとおり、ロボット技術や情報通信技術などの最先端技術の活用

して、農業の省力化や品質向上、生産性の向上を実現する取り組みでありますけれども、農作業の省力化やコスト削減、生産性の向上、農産物の品質向上、熟練者の技術ノウハウのデータ化などメリットがあるとされています。農林水産省もスマート農業の導入を推奨し、普及させるための政策やプロジェクトを進めています。身近で考えられることは、本年度問題になりました松くい虫の予防の山林監視、地域計画とも連動した農地の利活用状況の把握、カメムシ防除としての農薬散布などでドローンの導入を進めることが必要と考えます。スマート農業を実現するには、製品サービスの導入が必要となり多大な費用がかかるため、規模の小さな農家では導入したくても簡単なことではありません。機械導入にあたりまして、リースでの導入や導入費用の一部が補助される制度、また農林漁業成長産業化支援機構から出資を受けることも可能と聞いております。共通課題に対し町としてスマート農業を推進する考えや、機械導入に関する助成措置等についての見解をお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

お答えします。国でもロボット技術やICTを活用して、超省力そして高品質生産を実現する新たな農業を実現するため、スマート農業を推進しております。環境にやさしい農業を行うためには、減農薬そして減化学肥料が必要となりますが、町としても農業振興センターの取り組みとして、水田の除草作業の軽減に繋がる抑草機械、この実演そして説明について現地で農家の皆様に見ていただく説明会を開催いたしました。また、議員ご指摘のとおりスマート農業については、様々なメニュー・機能・用途があることから、この辰野町で何が必要で有効であるかという、そういった研究も行っていかなければならないと考えております。また、機械や技術の導入には多額の費用が必要であることから、県などにも相談しながら、共同利用の検討や有利な生産者支援、こういったものを含めた取り組みを今後も推進してまいりたいと考えております。以上です。

○林（10 番）

はい。ありがとうございました。積極的な取り組みということで、ご期待をしていきたいというふうに思っております。次に工業振興とその展望につきましてお聞きをしたいと思います。辰野町の新聞でしか情報を掴んでなくて大変恐縮でありますけれども、町長はかなりの頻度で企業訪問をされていると思いますが、企業訪問の主な目的や思い、そしてその状況をお聞かせいただきたいと思います。またその訪問の効果

についてどのように考えておられるか、町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○町長

はい。コロナで休止していた企業訪問を去年の 7 月から再開しまして、1 箇月に 5 社を目標に訪問しております。製造業ばかりではなく商店や建設業、福祉関係、農業、飲食店など町で活躍されている様々な企業、事業所が対象であります。企業を訪問する際には社長や代表の方が対応してくださり、この日のためにわざわざ東京の本社から社長がお見えになるなど、企業の側からも歓迎いただいていると思っております。企業訪問ではそこで製造しているものや売っているもの、サービスの内容などを具体的にご説明いただくほか、現在の業界の状況や見通しなどその企業が感じていることをざくばらんにお話ししていただいております。また工場やサービスの現場を見学させてもらい実際に作っているものに触れたり、そこで働く従業員の方々の環境や様子も見る事ができています。約 1 時間の訪問ではありますが社長とお行き会いし、これを機に気軽に話ができる間柄になれるとともに、何よりお互いに信頼関係を築けることが大きな成果だと思っています。これまでに行った企業訪問の数等につきましては、担当課長がお答えします。

○事業者支援担当課長

昨年 7 月から今年の 11 月までに訪問した企業、事業所は 93 箇所になります。昨年からの内訳でありますけれども、製造業が 51 社、小売り業が 13、飲食業が 6、建設・設備・設計が 5、農業が 4、学校・幼稚園が 3、医療・福祉関係が 2、宿泊・観光が 2、その他サービス業等が 7 と、いろんな業種の企業を訪問させていただいております。以上です。

○林（10 番）

次に大変勉強不足で申し訳ありませんが、工業振興の計画こういったものがあるとなれば、その進捗状況と将来の展望についてどのように考えておられるか、ご報告をお願いしたいと思います。ちなみに伊那市には伊那市商工業振興ビジョンがありまして、市の産業経済政策の方向性や市民や市内事業者の皆様に周知するというようなこと、また市職員の産業政策を検討する際の基本的な考え方を示すことを目的にしているようでありますが、辰野町としてはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○事業者支援担当課長

町には工業振興計画というものはありませんが、第6次総合計画に基づいて、商工業誘致及び振興補助金などの金銭面での振興を図ったり、2名の企業相談員を置いて、技術者の養成や受発注の紹介・仲介などの相談に応じております。製造業の現在の悩みの1つに人材不足が挙げられます。人口減少、特に若い世代の人口が減り続けると、製造業が成り立たなくなる恐れがあります。AIやDXなどの技術を中小企業にも身につけてもらえるよう、企業相談員を中心に取り組んでいるところであります。以上です。

○林（10 番）

また工業振興の一つとして、工業誘致、企業誘致があると考えますけれども、企業誘致によって地域経済の活性化を目指す取り組みであることはいうまでもありません。都市にある企業の事務所や工場などを地方に誘い込む取り組みというふうに考えるわけではありますが、誘致の方法として財政優遇や資金の援助、インフラ整備や広告宣伝が挙げられます。自治体ばかりでなく、企業や産業団体が誘致を進めているケースもあると聞いております。これら企業等の情報交換含めまして、町としての企業誘致の状況と今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

○事業者支援担当課長

現在、新町工業団地において、工業誘致や企業誘致に努めておりますが、より力を注いでいるのが、町内の企業、工場に引き続き町内で事業を行ってもらう企業留置、企業に留まってもらおうということですけれども、企業留置であります。北沢工業団地の周辺では、町長の強い働きかけと町の取り組みによりまして、オリンパスと扶桑化学に新たな工場、倉庫を建設いただいているところであります。町外から大きな工場を誘致するために、あらかじめ土地を確保しておくということは、実際にその土地で耕作している方がいる以上、現実的ではないと考えております。町内にある工場に町内で創業するメリットを感じてもらい、辰野町で事業を続けてもらえるよう企業留置に力を入れていきたいと思っております。以上です。

○林（10 番）

最後ちょっと時間が詰まってきましたんで、次の質問、最後でまとめさせていただきたいと思っております。最後に行政らしい人づくりということで挙げてございます。特に労働環境を巡る行政ということになりますと、多種多様な労働環境の中で働き方改革の名のもとに時間の短縮であるとか、効率化、合理化が進められまして、行われている

る部分が多いと思います。また人員不足や長時間労働、また最低賃金の見直し等、様々な角度から複雑な動きをしているのが労働の世界であるというふうに思います。行政におきましても、多様な職員の確保や離職防止に向けた、働きやすいと感じられる職場づくり等されていると思いますが、その点につきましてどのように取り組んでいるかお聞きしたいと思います。令和 6 年 11 月現在の部門別の人数、また適材適所の人員配置と思いますが、多様な職員の確保されているのか、また適材適所の人員配置となり、職制として職場での職務分担はどのように決められているか、業務分担の多様化によって過剰業務となっていることはないか、知る限り産業振興課の業務が非常に業務範囲が広く、多様な業務となっているように思います。それらの見解をお聞きしたいというふうに思います。また令和 6 年 3 月末の離職の状況として、離職・退職の主な理由は何か、カスハラ等の被害はないか、その点もお聞かせいただきたいと思います。またこのような状況を踏まえまして、有望な人材を集める具体的な採用戦略というものがあるか、また町の人材育成の方向や育成方針についてもお答えいただきたいというふうに思います。全体まとめでの質問になりますが、1 から 3 までよろしくお聞きしたいと思います。

○議長

もう時間がかかなり迫ってますので、簡潔にお願いします。

○総務課長

はい。それではお答えします。部門別ではということでございますけれども、ちょっと長くなってしまいますので、11 月現在の常勤職員数 371 名の内訳の中では、議会 2 名、総務 51 名、税務 8 名、労働 3 名、農林 9 名、商工 3 名、土木 8 名、民生 82 名、衛生 10 名、教育 28、その他という形になります。まずは多様な職員の確保、離職防止についてという部分でございます。これについては町としましては、人材確保という部分の中では、国は将来人口減少に伴い公務員全体の人数を減らしていくという方向を出しておりますので、増やしていくところは非常に難しいところではありますけれども、退職者による欠員補充を原則に人員確保しておりますが、なかなか応募もなく、非常に厳しいところであります。学生のインターンシップ受け入れまた企業説明等でも PR をしながら、優秀な人材を確保したいと考えているところであります。それから退職者の関係ですけれども、これについては令和 6 年 3 月末一般職であります。退職者 2 名、定年退職はなく自己都合の退職者は 2 名でありました。定年延長

によりまして、今後も定年退職者のいない年が発生する見込みでございます。町の人材育成方針については、協働のまちづくり地域地方分権行財政改革をキーワードに進めているところであります。特に重視をしておりますのは、チームワークまた組織目標を共有をして、その中で役割を認識していくといった取り組みでございます。そういった中で人材の育成に図ってまいりたいと思います。なお産業振興課については行財政改革本部会の中でも農林部門の体制強化というのを提言にございますので、これを受けて組織体制、人員確保の配置の改善を図ってまいりたいと思います。以上です。

○議長

林議員、終わらせてください。

○林（10 番）

はい。時間が超過いたしまして大変失礼をいたしました。多岐にわたっての質問ということ、また細かな部分での報告をいただきました。ありがとうございました。以上をもちまして質問の方を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位 12 番、議席 11 番、本田光陽議員。

【質問順位 12 番 議席 11 番 本田 光陽 議員】

○本田（11 番）

通告に従い質問を始めます。まず今回、4 つの件名、1 つ目、若者の居場所整備について、2 つ目、自治組織のあり方の検討について、3 つ目、公共施設の管理計画に関して、4 つ目、町の情報発信とブランド形成に関して質問をしていきます。まずはじめに若者の居場所整備についてという質問から始めていきます。まずこの今回質問の中で使う若者っていう言葉の定義なんですけど、学生を含む若者っていう意味合いで質問を進めていきたいと思います。先日行われた議会と辰野高校の意見交換会で、実際に地域探究コース3年生の学生たちとグループワークする場を持つことができました。私たちのグループは今回の質問のテーマと同じ居場所についてで、これは福祉教育委員会の方から辰野高校の学生さんの方へ投げかけたテーマでありました。僕が参加した計3回の授業の中でも様々な意見が出ていたんですが、その居場所と単に言ってもいろんな捉え方ができるわけで、人によっては家族と暮らしている家なのかもしれませんし、友だちとの友人関係が居場所になってるかもしれませんし、例えばお気に入りのお店とかオンラインゲームのコミュニティとか、そういうところが居場所に

なっているような場合もあるかもしれないです。またその話をしていく中で、やっぱりまず居場所がどこにもないというふうというふうに感じる人もいます。今は簡単にスマホ1台で外の世界と繋がることができますので、逆に実際、町の外に出て人との繋がりを持って自分たちの居場所を見つけていくっていうのは、難しくなってるのかもしれないなということを感じました。ちょっと質問の方に移っていきますが、地方では都市部に比べて娯楽や活動の選択肢が限られており、辰野町でも学生を含む若い人たちが学校帰りに寄る場所がないとか、友だちと遊びに行く場所がないとかいった声を、多くの人が必ず一度は耳にしたことがあるんじゃないかと思います。そして学校帰りに学生が宿題をしたり、友だちと無駄話をしたりする、そういった場の提供だとか地域社会との繋がりを深めたり、自己表現をするための場や機会を提供することは、町が果たすべき重要な役割の一つでもあるというふうに考えていますが、町はどのような考えを持ってこの若者の居場所づくりに取り組んでおられるかについてお聞きしたいと思います。

○町 長

はい。子ども家庭庁の子どもの居場所づくりに関する調査研究報告書において、居場所づくりの理念は、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、子ども・若者の権利擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることを目指すとされております。併せて居場所づくりにおいて大切な視点が挙げられています。3つあります。1つ目に居場所づくりに重要なことは、子ども・若者の主体性の尊重であること、2つ目にその場を居場所と感ずるかどうかなどは本人が定めることであること、3つ目にそうした観点から、子ども・若者の声（視点）を軸に「居たい・行きたい・やってみたい」の3つの視点で整理されるものとされています。その内容は、まず居たいということに関しては居ることの意味を問われないこと、信頼できる人、味方になってくれる人がいることなどと説明されています。2つ目に行きたい、これにつきましては自分を受け入れてくれる誰かがいること、身近にあること、3つ目にやってみたいということについては、いろんな人と出会えること、好きなことができることなどが挙げられます。私もこの理念や観点到に基づき、3つの視点を合わせ持つことが大切であると考えています。すべての子ども・若者を対象とする施設である場合と、特定のニーズを持つ場合とにおいて、それは図書館であったり子ども食堂であったり、学習・生活支援の場であったりと変化していくと考えられます。様々な背景の子ども・若者に

向き合いどういう居場所を提供していくのか、目的や課題を整理しながら考えていくべきだと考えています。以上です。

○議 長

本田議員、少しスピードを落として話をしてください

○本 田（11 番）

ちょっと今回原稿が多くてちょっと焦って早口になってしまいました。もうちょっとゆっくり質問してきます。先ほど町長からも居場所というのは、本人が決めることで居ることの意味が問われない場所だというようなお話もありましたが、私も同じようなふうに考えていまして、ただそこに理由があってもなくても、そこに居ることができるとか、自分らしく居ることができるとか、あるいは新しい人との繋がりとか新しい文化との出会いとか、そこから自分自身を育てていくことができるような場所が居場所になるのかなと、そういった居場所ってのは、物理的なスペース以上のものがあるのかなというふうに思っています。ちょっと質問の方 2 番目の質問の方に進めたいと思いますが、今の町の現在の取り組みと課題についてというところで、今、町が取り組んでいる若者の居場所づくりの実例と、その中で出てきた課題点をお聞きたいと思います。お願いします。

○まちづくり政策課長

辰野駅前にあります辰野町地域活性化センター「信州フューチャーセンター」では、特に高校生が利用できるように、下校時に学びや交流の場としての活用を目指し、令和 5 年度開館時間を 1 時間延長しまして、夕方の 6 時が閉館だったものを 7 時まで開館をしてまいりました。しかしながら年間の利用者は 32 名ということで、時間延長による利用者増、また交流の場への機能には繋がりませんでした。閉館時間は現在は 6 時に戻しているところであります。若者が集う場所として利用していただくためには、場所のみの開放も必要ではありますが、先ほど町長も申し上げましたとおり、若者の視点を軸に主体性を重んじ、居たい、行きたい、やってみたいの 3 つの視点を踏まえ、施設に持たせる機能を明確にし、利用者へアピールする必要があるのではないかと考えています。また自身で歩いていけるといった点は通勤・通学で利用する駅等の若者の動線上に、もしくは近くに施設があることも重要な要素と考えています。例えば、帰りの電車の待ち時間に使っていただく駅の近くとなると、高校生の場合は宮木駅利用が多いですので、場所的な課題もあるのではないかというふうに感じております。

以上であります。

○本 田（11 番）

はい。辰野駅前のフューチャーセンターですね、それとあと宮木駅周辺に学生が多く通行しているというのは僕も感じているところなんですけども、ちょっとそこに関してちょっとその後の4番の既存施設の利用促進をというところでもちょっと触れていきたいと思います。先に3番の年代別の町外への転出者数とその要因はっていうところの質問を先にしたいと思うんですが、地方では都市部に比べて娯楽や進学の上での選択肢がどうしても限られてきます。そういったところから若者が外に出てしまうといった傾向があります。それに加えて職業選択上でも都市部の方が有利であると判断される方も多いかと思います。その結果として辰野町でも求人はあっても人手不足という現象が起きているんだろうと思われま。辰野町の人口ビジョンでも子育て世帯の町外の転出超過が、ほかの年代と比べて非常に大きくなっていますが、この近年の転出者の数字とその要因というものは、どのあたりにあるというふうにお考えでしょうか。お願いします。

○まちづくり政策課長

令和5年度の辰野町の年代別の転出者数については、10代で91人、20代で230人、30代で96人、40代で82人、50代で46人、60代で19人、70代で26人、80代で19人、90代以上で10人と20代の転出が多くなっております。この要因につきましては、進学や就職を機に住所を移す20代が多いというふうに分析をしているところであります。以上であります。

○本 田（11 番）

はい。次に4番のその既存施設の利用促進をっていうところに進めていきます。私は若者の居場所として整備された施設が利用され続けるには、若者自身が主体的に関われるようなものが大切だというふうに考えています。最近の若い日本人の意識の傾向としては、物よりも経験という方に価値を置いているというふうに言われています。社会が物質的には十分豊かになったあとに生まれてきているからなんだろうというふうに思われます。まちづくりにおいても出来上がったものがそこにあるよりも、むしろ自分たちが主体的に関わっていける余地があり、一緒に作り上げていく過程自体がある魅力のあるコンテンツになり得ると、私自身の私よりも若い周りの人たちを見ててそういうふうに感じています。そして学生たちにも、むしろそうやって主体的に

関わっていくことの楽しさっていうものを積極的に伝えていくというのも、大人の役割であるというふうに感じてます。もうちょっと長くなるんでちょっと省略します。はい、そのためにはある意味、初めから完成したものではなくて本当の意味で若い人たちに寄り添いながら、そしてまだまだ見えていない可能性とかそのための機会などを提供しながら、一緒に町を作っていくようになれば今よりももっと若い人たちが、活気を持って町の中で様々な活動をしているような光景を、目にすることが多くなるんじゃないかというふうに思います。ちょっと脱線するんですが、荒神山のアラパで2日前に友だちとバスケットをしました。たまに夜、荒神山のたつの海の周りをランニングしたりするんですけども、あそこ本当にごみもなく綺麗で使いやすい施設もたくさんあって、本当にもっといろんな人に利用されてもいいんじゃないかというふうに感じるぐらい、僕もすごい大好きな場所なんですけども、ちょっと場所的に車がない学生とかだと、なかなか使いたくても使えないタイミングというのものもあるのかなとは思ってまして、先ほどの課長の話でもありましたが、宮木駅の周辺ですと学生さんたちも多くおられるとは思いますので、そのあたりでその既存施設の活用だとかいうふうで、その文化的な施設だとかあとはスポーツができたりあとは宿題ができたりとか、そういう場所が何かあればいいのかなというふうに思われますが、町の方で何かお考えはあるでしょうか。

○まちづくり政策課長

それでは2つの施設についてお話をさせていただきます。まず辰野町地域活性化センターでございますけれども、若者の居場所というところからは少し違うかもしれませんが、子育て中ですね乳幼児のいる家庭の方が、気軽にお茶を飲めるカフェのような空間づくりというものを進めております。ママカフェの機能であります。小学生の子どもの居場所づくりの場所としてもですね、施設の利用を促進しているところであります。子どもの居場所・みらいの皆様が毎週水曜日15時から18時に、学習指導などに取り組みを行いながら運営をしていただいております。令和6年4月から10月までで110名の利用があります。今年度になりまして利用が伸びているという状況であります。それから、先ほど町議さんもおっしゃられました若者のですね、主体的に関わることができる、それから物よりもやはり経験だという話をされました。先ほど町長のお話がありました、3つのですね軸の中でやってみたいことというのがあります。その中にですね新しいことを学べることだとか、未来や進路を考えるきっかけ

があることだとかというようなことが、このやってみたいことの中の1つのテーマになってるものがあります。辰野町の世代間交流施設茶の間では、今年度、信州豊南短期大学の学生が町の若者チャレンジ応援補助金を活用し、若者のですね利用と世代間交流の促進のために、まちライブラリーによる課題解決に取り組んでおります。まちライブラリーは、メッセージカードを付けた本を施設の中の本棚に置き、本を返して人々が出会い、交流するコミュニティ型のライブラリーで、短大生が学生や一般の方に呼びかけて本を持ち寄ってもらい、持ち寄った本にはメッセージを記入してもらい、次に読んだ人が感想を書くところといったことから、読者とのコミュニケーションが生まれるというものの取り組みであります。本をきっかけに話をし、イベントを開催することで人の繋がりをつくる、みんなが本を持ち寄って本棚を育てることで、世代間の交流が促進されるとともに、第3の居場所になっていくことを学生が今後、活動の中で目指していくというものであります。町の施設の中で既存設備を使ってですね、こうした取り組みをですね支援をしながら、なかなかですねないものをまた新たにどうしていくのかということも大切ですが、こういった動きをですね、町としましても応援していきたいと考えております。以上であります。

○本 田（11 番）

はい。まずは茶の間であるとか今ある施設でできることからと言いますか、非常に素晴らしい取り組みだと思います。まちライブラリーですね本とかそういった物語とか文化も非常に人と人をつなぐ力あると思いますので、そういった場所を整備さらに私からも要望して次の質問に移りたいと思います。件名2番目の自治組織のあり方の検討についてです。自治組織は近所同士の繋がりを強くしたり、各地区の課題を解決するための話し合いが行われる重要な仕組みであり、地域の基盤ともいえるものです。また昨今よく取り上げられる独居老人の健康の問題や、空き家が増加する中での治安維持などに関しても大きな役割を担っているものであると認識しています。しかし少子高齢化や人口減少の進行により、この自治組織の維持がますます困難になっているという現状は多くの方が認識しておられるところであります。こういった現象が起こっている背景については、主に2つの要因があるというふうに認識をしています。まず1つは役員の高齢化で、高齢者がその役職を続けざるを得ないといった状況が続いているというふうに伺っています。地域によっては今まだギリギリ大丈夫な状態でも、この先10年というとなんかこれはどうなるか、かなり難しいといった声も聞いてま

す。そして2つ目が若年層とか現役世代の参加意識の低下です。それは社会の構造自体が大きく変化していますので、その核家族化だとかあとは共働き世帯の増加とかでなかなか家庭の負担も増加していて、なかなかその地域活動へ積極的な参加を期待することが難しいというような現状もあると思われます。このテーマに関しては今年3月の定例会でも取り上げさせていただきました。その際に、町側からいただいた答弁として区長会との協議に関するものがありました。区の運営と町の運営というものは別の主体が行うもので、その境界線は尊重し合いながら様々な調整を重ねていく必要があるということで、こちらも認識は新たにしたところでありました。その中ですね3月議会で各区の課題を整理し情報共有をしたり、意見交換を早期に行っていくというご答弁でしたが、この9箇月間の進捗状況をお聞きしたいと思います。

○総務課長

今年度、区長会におきましてアンケートを実施しております。その中で、各区が抱える課題やその改善策、解決策等について情報共有をしたところであります。各区のあり方そのものを課題ということで挙げられた区はございませんでしたが、ごみステーションの管理、また区に入っていない方の利用について、それから役員などのなり手不足等の課題が挙がりまして共有したところであります。さらになり手不足といった課題に関しては、10月には初となります女団連の皆さんと区長会の意見交換会も実施しました。この中で女性の方の役員登用促進参画についてお互いに考えを述べ、共有を図ったところであります。引き続き区長会におきまして、こういった各区の課題共有と情報交換に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○本 田（11 番）

次に2の転入者と自治組織との関わりについてというところです。転入者と地域住民との間で生じるコミュニケーションのギャップや文化的な違いなどを、この世代間のギャップという切り口から考えていきたいというふうに思います。地域自治組織は長年にわたって築かれてきた独自の文化や、慣習に基づいて運営されていると思います。しかし、転入者はその地域の歴史や関心に馴染むのに時間がかかる場合もありますし、例えば自治会の活動や行事が地域特有のものであった場合、それを転入者になるべく楽しんで参加してほしいというだけでは、少し無理がある場合もあるのかなというふうに思います。中にはその転入者が意義とか必要性とかをうまく理解しきれない状況がある場合もあるからです。そしてそういった転入者の中には若年層や子育て

世代が多い一方で、地域の活動は高齢者の方々が中心になって、運営していただいている場合が多いと思います。そこは本当に我々の世代も感謝しないといけないと思いますが、世代間での価値観や生活スタイルの違いもありますので、交流がスムーズにっていないのかなと思われる場面もあります。そこでこれは課題解決に向けた提案としてなんですが、1つ目には地域自治組織の情報共有の手段に SNS をより活用できないかということです。これはすぐにとというのはちょっと難しいのかもしれませんが、いずれかの段階では自然にそういう流れになるんじゃないかなとは思っています。オンラインでの情報提供やアンケートとか意見交換の場があれば、現役世代もより参加の意識は高まってくるというふうに思われます。新町区では既に SNS の導入が進んでいるそうですということもお聞きしました。今はその地域での会議などがあるとその場にはいないといけませんが、例えばオンラインでしかその会議に参加できないタイミングとかも、小さいものだったらあると思われます。私はそのオンラインミーティングを全面的に肯定してる立場ではなくて、生でしか交換できない情報もあるとは思っていますが、そういったオンラインミーティングとかの導入も、検討の余地はあるのかなというふうに思います。それが SNS の導入に関しての提案でした。2つ目の提案になるんですが世代間の交流促進です。世代間のギャップを解消するためには、異なる世代同士が交流できる機会を提供することが重要なのかなというふうに感じています。例えば交流会や意見交換会などの開催を通じて、互いに理解し合う場を作ることなどをですね、地域おこし協力隊や集落支援員の制度などを使ってできないかと、そういう提案をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○総務課長

それではご質問のあった順番にお答えをしてみたいと思います。まず SNS 等デジタル技術を活用した取り組みといった部分では、議員ご紹介もございましたけれども、クラウド、インターネット上にデータの記憶領域を作りまして、その中にフォルダなどを作って、役員の情報共有に役立てている例ですとか、LINE などのコミュニケーションアプリを活用した例などが考えられるところであります。また町内にはホームページを開設したり、SNS 上にその地区のアカウントを作成をして、行事ですとかそういったものを掲載して、お知らせをしている例があるそうであります。こういったツールといいますか仕組みを使いますと、通知ですとか印刷物を回覧配布する手間も省けますし、様々な形でコミュニケーションをとることができます。一方では、実

際に取り入れている地区の課題としては、区民、住民の皆さんのリテラシー、活用能力が追いつかないといった課題もあって、普及が難しいといった課題も抱えているようであります。それぞれに事情が異なりますけれども、町から具体的なこういった方向性っていうようなことは差し控えるべきかなとは思いますが、こういったものを使いながらコミュニケーションを図っていただければと思います。それから2番目の転入者の方と、また区役員を含めた在住者の方の間に交流会ですとか、意見交換をやったらどうかといったご提案、ご質問であります。これについては、現在、町の方で把握している中ではこういった意見交換の場を設けている事例はないようでありますけれども、一方では、なかなか参加難しいというお話がありましたけれども、実際に町内会等の行事に参加をいただいて、コミュニケーションを図ることができて、それから区によっては転入者の同意を得た上なんです、自己紹介シートを作ってこれを回覧して紹介しているような例もあるそうです。こういった取り組みの中でそれぞれ顔見知った仲になって、コミュニケーションも取れて最終的には役員を引き受けた方がいるとも聞いております。ただ議員ご指摘のとおり、まずはそういった行事等に参加するのが難しい、またそれに対してハードルの高さを感じられてる方もいらっしゃるかと思います。今回こういった提案いただきましたので、今月、区長会がございます。この中で各区にこのアイディアを提案をして、検討していただこうと思っております。またその際に、実際、転入者転出かなり多くて転入される方は多い月では100人から200人です。普段でも50人ぐらい月いらっしゃいますので、それをの方々を把握するのは非常に難しいところがあります。ですので、議員にも実際にそういった場面がございましたら、呼びかけ等ご協力をお願いいたします。以上です。

○本 田（11 番）

はい。今の自己紹介シートのお話は私も今、初めて知りました。そういった良い取り組みがあれば、ぜひ横に展開していただけるようなことも期待します。次に3番のごみ袋チケット制の必要性についての質問に移っていきます。このチケット制度を導入している理由としては、ごみの減量といったものがあるというふうに伺っておりますが、このごみチケットのテーマは1年ほど前にも一般質問で扱ったんですが、そのごみの回収これは税金を納めている自治体で、基本的に処理をしてもらうのが基本だといったことが町の答弁でありました。ですが今、例えば短期で町に滞在してお

られる方などは、ごみはどうしても暮らしていると出るものですが、それがなかなか捨てられなかったり、もしくはわざわざ役場に来て事情を説明してごみチケットをもらってから捨てないといけないとか、そういった状況があるというふうに伺っていますが、以前に比べてリモートワークですとか、多拠点で暮らす方も増えてますし、こういったどうしても出るごみをなかなか捨てられないっていうのは、ちょっとどうなのかなというふうに思いますし、こういった状況だとごみチケットがあるデメリットの方がちょっと大きくなってきてしまうのではないかと思います。この見直しの検討などはされていますでしょうか。お願いします。

○住民税務課長

まず、燃やせるごみ、燃やせないごみのごみ袋を購入する際に、必要となる指定ごみ袋購入チケット通称ごみチケットですが、この制度の主な目的は各ご家庭でごみの減量化、資源化へ取り組んでいただき、ごみの減量化を推進することとしております。先ほど議員がおっしゃられたとおりであります。議員ご指摘のとおり、ごみチケット制への是非については、町にもご意見や要望という形で多数お寄せいただいております。また本年度、上伊那広域連合で実施したアンケート調査でも賛成・反対の両意見が回答されているところであります。このごみチケット制度については、上伊那の市町村で足並みを揃えて実施しているものであるため、制度の継続、廃止については辰野町単独で決定できるものではありません。よって、上伊那全市町村で検討していく必要があります。現在、上伊那広域連合では、上伊那広域連合一般廃棄物処理基本計画の策定を行っており、令和7年度から計画が始まります。その計画の中間目標年次である令和11年度の見直しの際に、ごみチケット制度の継続、廃止について検討を予定しております。以上です。

○本 田（11 番）

はい、次の質問に移ります。4の自治組織再編の開始時期についてです。前回のこの質問でアンケートの実施についてもお伺いしたんですが、そのアンケートを取るということに関しては、このアンケートが出てきた数字だけが先行してしまって、それもどうなのかっていう懸念があるということと、あり方検討委員会といったものをそれも手法として適切かどうかっていうのは、様々な角度から検討しないといけないといったことで、そのあたりを区長会などと協議しながら必要な検討組織とか、調査について早期に取り組んでいきたいとのことでした。はい。そこで質問ですが、ある

程度具体的な時期をどちらかが示していかなければ、なかなか始まってこないのかなと思いますが、それはどちらから発信をするとかそういったことはある程度決まっているのでしょうか。お願いします。

○総務課長

以前にも答弁でお答えした内容と重なりますけれども、各区はいわゆる地縁に基づき自主的に運営されている地域の自治組織であります。ですので、それぞれの事情も異なりますので、町から具体的な検討開始の時期などを示すのはやはり差し控えたいなと思います。一方で、こういった人口減少の中、それぞれの各地域で運営に苦慮されているのは事実でございます。区長会の中で、こういった区自治組織のあり方について見直しをすべきといった機運が高まった際には、町としましてもある種主導して一緒に考えてまいりたいと思います。

○本 田（11 番）

はい。ありがとうございます。これでこの件名 2 の自治組織のあり方の検討については一旦終わりにして、3 番の件名 3 の公共施設の管理計画に関してに移っていこうと思います。はい。次に現在、まちづくり政策課の方で取り組みが進められております、辰野町公共施設等総合管理計画についての進捗状況についてご質問させていただきます。この計画は辰野町が保有する 76 箇所の公共施設を対象とし、限られた財源の中でその維持管理・更新・統廃合をどのように進めるかを示した計画となっております。まず第一に公共施設の集約化、長寿命化、更新、解体の選考基準に関してというところなのですが、この選別をする際にはいくつかの基準を設ける必要があると考えます。例えばどれくらいの利用頻度がある施設でどれくらいの住民ニーズがあるのか、または老朽化などはその改修にはいくらかかるかなど、様々な物差しを当てていく必要があると思われますが、町はこの選考の基準をどのように設けて運用していきますか。お願いします。

○まちづくり政策課長

辰野町公共施設等総合管理計画は、地方公共団体の財政状況が厳しさを増す中、公共施設の老朽化や人口減少等による利用需要の変化を踏まえまして、長期的な視点から更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施することにより、財政負担の軽減、平準化、また施設等の最適な配置を実現することを目指し策定されたものであります。主な内容は、計画の取り組み方針は利用状況及び耐用年数等を踏まえ、現在の規模や

機能を維持したまま更新することは不要と判断した場合については、その施設は、複合または集約化を考えるというものであります。また更新が必要だというふうに判断するものにつきましては、施設の損傷や不具合、軽微なうちに予防的な修繕を進めながら許容期間の延長を図ってまいります。施設の更新につきましては、高額な費用となるため、利用者の的確なニーズまた維持管理の方策等を十分に考慮しながら、持続可能な施設運営を行っていくものであります。利用状況また維持管理のコスト、費用対効果、老朽化をこれは常に把握をしながら将来も利用が見込めない施設については、用途の転用また廃止等を計画をしています。町全体として、公共施設等が効果的・効率的に機能する配置を重視して、計画を進めていくというものであります。管理を進めていくにつきましては、この公共施設等総合管理計画のほかに、個別の長寿命化計画というものがそれぞれあつたりします。また、個別施設計画また施設についてはあり方検討委員会による方針等に基づいて、施設の統廃合や転用、多目的化、除却を進めサービス水準を持続可能な保有量にするような、適正化を図るということにも繋がってまいります。個々の施設の損耗具合だとか、老朽化具合だとかというのはそれぞれ運営していく中で判断をしていくこととなりますので、議員のおっしゃられたとおりですね、ニーズがあるかということも施設を運営していく中での判断材料になってまいります。決められた数値というものが、この個別計画の中にはあるということもありますけれども、総合管理計画の中では特に記載されていません。以上であります。

○本 田（11 番）

はい。次に 2 の町民や施設責任者の意見収集方法についてです。この計画に含まれる 76 の公共施設、特に公民館とか集会所とコミュニティセンターこれは、多くの住民が日常の中で利用している身近な存在のはずです。ですがこの辰野町には、計画にも表で示されているとおり、1 人当たりの公共施設の床面積がほかのエリアに比べても多く、公民館や集会所、コミュニティセンターなどが数多くあります。そして物によってはその施設が老朽化し利用率が低下している現状もあると思われます。そこで質問の意見収集の方法についてというところに話をしていきたいのですが、例えばまだ学校に通われている学生さんとか、忙しい現役世代の方たちですとか、あとは高齢者の方、あと障がいをお持ちの方など幅広い住民層の声を、バランスよく吸い上げる仕組みっていうのを要望します。ぜひこのアンケートとかでもなるべく形式的にならないように、例えば無作為抽出で住民を抽出して小規模なワークショップを開催した

り、直接意見を述べられる場を設けたりですとか、あとはコンテストをしたり SNS で意見交換ができるようにしたり、そういった新たな取り組みを試してみる余地はあるんじゃないかというふうに思いますが、町は町民や施設責任者の意見収集方法についてどのような方法で行う考えでしょうか。お願いします。

○まちづくり政策課長

施設修繕など不具合の管理は日常の利用者や施設管理者からのご意見を受け、この場合、直接施設の窓口や役場の所管課へ寄せられることが多く、都度できる限り対応しているところであります。また施設の用途など使い方や方針が変更されるといった大きな問題につきましては、議員おっしゃられるようなですね利用者を対象としたアンケートの実施、またあり方検討委員会等が設置され議論していく場合がございます。また、委員については委嘱を利用者また有識者等をお願いし、ご意見をいただくということもあります。いただいたご意見は今後の公共施設の方針に活かすとともに、提供サービスの品質向上、また利用の拡大、資産活用にも役立っていくということになります。議員ご指摘のですね意見の集約方法みたいなものは、このアンケートの実施というふうに判断された中で、どのようにしていくかということの判断材料にはなっていくかなというふうに思っております。以上であります。

○本 田（11 番）

はい。この計画の中には基本構想審議会というものが設置されていますが、この辰野町公共施設等総合管理計画の進捗確認や見直しを行う組織であるということです。この審議会が担う具体的な役割について実際どのようなものがあるのかについてお尋ねします。

○まちづくり政策課長

辰野町基本構想審議会は、辰野町の施策に関する総合的かつ基本的な計画について、町長の諮問に応じて計画の実効性を確保し、進行管理及び施策の効果・検証、その他町政に関する必要な事項を審議するために設置されているものでございます。辰野町公共施設等総合管理計画においては、計画内容の見直しを行う場合については、この基本構想審議会に諮りまして、そのご意見を踏まえて計画の変更をしていくということの流れになっております。以上であります。

○本 田（11 番）

はい。この基本構想審議会が、委員の選任がいわゆる充て職的なものではなくて、

ある程度専門的に知識を持って話せる方の確保だとか、あとは意見の幅を持たせられるようにするですとか、そういった人選の確保を要望したいと思います。それに加えて何がそこで話し合われたのかっていうようなプロセスを、外からも確認できるような透明性の高いものを期待して次の質問に移りたいと思います。最後、件名 4 の町の情報発信とブランド形成に関してというところで、ちょっと時間が少なくなっていますので、ギュッとして質問していこうと思います。この辰野町というとホテルというイメージが広く知れ渡っていると思います。あとは日本のど真ん中という町です。これは僕がこの町に住み始める前から僕の方にも伝わっていました。こういう町のイメージとかブランド形成というのは非常に大切なものだと思いますが、町のこのブランド形成とかその発信についてのお考えはどのようなものがあるでしょうか。お願いします。

○まちづくり政策課長

辰野町の特色を活かしたブランドづくりには以前から取り組んでいるところでございます。特にぴっかりちゃん、ど真ん中などの取り組みは町を PR するシティプロモーションとして、地域再生、観光振興、住民協働など様々なものを広がり、町民の皆様の町への愛着度の形成のため、また町の売り込みや知名度の向上を目的に情報発信をしてきたところでございます。ゲンジボタルをイメージしたぴっかりちゃんは、町民の皆様に親しまれ商品・広告に相当数利用され、また、旧 Twitter X では、自身による情報発信を行い町を象徴するブランドと言えます。認定品の特産品にはマークとして使われ、地場産また品質、出身をですね保障する役割も担っているところであります。ど真ん中は「ど真ん中プロジェクト」また「ど真ん中未来会議 2021」と様々なプロジェクトを展開する中で、ど真ん中ラーメンやど真ん中ロゴ、日本のど真ん中に住む住民として誇り、取り組みをど真ん中プライドという概念を立ち上げ、駅前の緑化活動等、現在でもその取り組みは進んでおり、市民活動にまで繋がった壮大な町のブランドの 1 つであると考えています。本年の辰年プロジェクトは全国で辰の字がつく市町村が 1 つしかない唯一辰野町の個性を発信し、町民の皆さんに町へ愛着を、辰年という 1 年を楽しんでいただく、また感じていただくそんな取り組みだったと考えております。このロゴは何らかの商品に取り扱われたかということまでは確認をしていないところでありますが、1 万 5,300 個を販売しましたバッジに 1 年間の限定ではありますが、ブランドとしての確立そして記憶として皆さんに残ってくかなというふう

に考えているところであります。以上であります。

○本 田（11 番）

はい。今のご答弁でもありました辰年のロゴマークの缶バッジガチャの質問を、最後にさせていただこうと思います。この話題についてはほかの議員の方からも何度かこの議会の中で取り上げられていますが、私はちょっとネガティブなトーンでこの話題に触れさせていただきたいと思います。辰野町では病院の赤字補填だとか独居老人の問題だとか公共交通だとか、逼迫した問題がほかにもたくさんあると思います。そうした中で今年町の中で成功した事業として、この缶バッジガチャのことが多く挙がってくることにに関して、ちょっと僕はそのことにあんまり不安を感じる人が少ないということに関して、ちょっと不安を感じています。先に断っておきますが、私はこの事業そのものとか地域活性化とか被災地支援とかの、この事業自体を否定するつもりはまったくありません。これを考案された職員の方とか、実際手を動かして作業しておられる職員の方の否定するつもりは、まったくありませんということは申し上げておきたいと思います。質問に移ります。この今年3月5日に設置したこの缶バッジガチャ、この作成事業にはこれいくらの予算が割り当てられていますか。また作成にあたっての人員の配置はどのようにされておられますか。お願いします。

○議 長

まちづくり政策課長、簡潔にお願いします。

○まちづくり政策課長

はい。今回のガチャにつきましては、ガチャガチャの機械とですねそれからカプセル、それからバッジのですね材料というものが、町の歳出の中からは出ているところでございます。1個ですね作るにつきまして約44円の経費がかかっておりますので、掛ける1万5,300といたしますと、大体67万3,000円ぐらいのですね経費がかかっているということでもあります。また、当課の職員の中でそのバッジを作る職員がおります。その職員は兼務をしております仕事をしているものでございますので、それが1人工ではなく何人工かというところは今ご質問で即答ということはできませんけれども、とどこでございます。本事業につきましては課をですね横断する中でデザインを考え、また企画をし、そしてバッジを作るということで、課を超えて横断的にやってまいりました。役場のですね職員の中で一丸となって取り組んできたものでございます。担当課の課長としましてはですね、この辰の字がつく辰野町にですね誇りを持つ

てまた魅力を感じて、そして被災地に思いを寄せて 1 万 5,300 のですね、多くを超える皆様にお気持ちとご協力をいただいたというふうに思っております。こうした事業の取り組みはですね、まちづくり政策課の事務の中の 1 つでございますので、これからですね新しいアイデア、また取り組みを進めていきたいと考えております。以上であります。

○議 長

本田議員、終わらせてください。

○本 田（11 番）

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上で、一般質問はすべて終了いたしました。よって、本日はこれにて散会といたします。大変ご苦勞様でした。

9. 散会の時期

12 月 10 日 午後 2 時 58 分 散会